令和３年９月７日（火）　　場所　委員会室

〇出席委員

委員長	遠藤　直弘	委員	藤江　竜三
副委員長	重松　朋宏	〃	稗田美菜子
委員	高原　幸雄	〃	上村　和子
〃	小口　俊明		

◇

〇委員外出席者

陳情者	宮田　明幸

◇

〇出席説明員

副市長	竹内　光博	健康づくり担当課長	橋本　和美
教育長	雨宮　和人	(兼)新型コロナウイルスワクチン接種対策調整担当課長	
市長室長	吉田　徳史		
秘書広報担当課長	加藤　志穂	子ども家庭部長	松葉　篤
政策経営課長	簑島　紀章	(兼) 人権・平和担当部長	
行政改革担当課長	山本　俊彰	子育て支援課長	前田　佳美
(兼)行政管理部情報政策担当課長		(兼)健康福祉部新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹	
行政管理部長	藤崎　秀明		
総務課長	津田　智宏	生活環境部長	黒澤　重徳
建築営繕課長	近藤　哲郎	(兼) 防災安全担当部長	
(兼)教育委員会事務局新学校給食センター開設準備室整備担当課長		(兼) 健康福祉部参事	
情報管理課長	林　晴子	都市計画課長	町田　孝弘
法務担当課長	妹尾　祥		
(兼)教育委員会事務局主幹		教育次長	橋本　祐幸
職員課長	平　康浩	教育総務課長	高橋　昇
防災安全課長	松平　忠彦	教育施設担当課長	古川　拓朗
市民課長	吉野　勝治	(兼) 政策経営部資産活用担当課長	
		(兼) 新学校給食センター開設準備室調整担当課長	
健康福祉部長	大川　潤一		
地域包括ケア推進担当課長	加藤　尚子	教育指導支援課長	市川　晃司
(兼) 新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹		指導担当課長	川畑　淳子
		生涯学習課長	井田　隆太
健康増進課長	吉田　公一	市立学校給食センター所長	土方　勇
(兼) 新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹		(兼) 新学校給食センター開設準備室事業担当課長	

◇

○議会事務局職員

議会事務局長　　内藤　哲也
議会事務局次長　　古沢　一憲

◇

○会議に付した事件等

１．議　　題

(1) 陳情第11号　新給食センターの建設予定地は、ハザードマップ上最大浸水想定３ｍであるが、災害等により、万が一多摩川が決壊し、国立市立各学校、長期休暇中の学童保育所への給食提供体制に困難が生じた際、各学校、長期休暇中の学童保育所に対する給食提供はどのような対応になるのか、また、アレルギー対応食の提供体制はどうなるのか、国立市教育委員会に具体的に確認を求めることに関する陳情

(2) 陳情第15号　国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情

(3) 第53号議案　国立市個人情報保護条例及び国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

(4) 第54号議案　国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案

(5) 第55号議案　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

(6) 第57号議案　国立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

(7) 第61号議案　令和３年度国立市一般会計補正予算（第４号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費、教育費、公債費、諸支出金）

２．報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審　査　結　果　一　覧　表

番　　号	件　　名	審査結果
陳情第１１号	新給食センターの建設予定地は、ハザードマップ上最大浸水想定３ｍであるが、災害等により、万が一多摩川が決壊し、国立市立各学校、長期休暇中の学童保育所への給食提供体制に困難が生じた際、各学校、長期休暇中の学童保育所に対する給食提供はどのような対応になるのか、また、アレルギー対応食の提供体制はどうなるのか、国立市教育委員会に具体的に確認を求めることに関する陳情	３．９．７ 採　　択
陳情第１５号	国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情	３．９．７ 継続審査

番　　号	件　　名	審 査 結 果
第５３号議案	国立市個人情報保護条例及び国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	３．９．７ 原 案 可 決
第５４号議案	国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案	３．９．７ 原 案 可 決
第５５号議案	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案	３．９．７ 原 案 可 決
第５７号議案	国立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案	３．９．７ 原 案 可 決
第６１号議案	令和３年度国立市一般会計補正予算（第４号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、教育費、公債費、諸支出金）	３．９．７ 原 案 可 決

午前１０時１分開議

○【遠藤直弘委員長】　おはようございます。本日は、開催前に議会から提案させていただきました理事者の感染リスクを下げるという観点から、市長が市長室で待機ということになりましたので、委員の皆様、御了承いただければと思います。何か質疑がございましたら駆けつけるというふうにおっしゃっておりましたので、よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

ここで、副市長より発言を求められておりますので、これを許します。副市長。

○【竹内副市長】　おはようございます。貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

委員長から出席要請を頂いております宮崎政策経営部長でございますが、体調管理のため、本日の委員会を欠席させていただきます。

本日の総務文教委員会につきましては、代理として、簑島政策経営課長が対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。何とぞ御配慮いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】　ただいまの副市長の発言のとおりでありますので、委員各位の御了承をお願いいたします。

議題に入ります前に、去る７月１日付、８月17日付及び９月１日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。

市長部局についてお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】　おはようございます。それでは、令和３年第２回定例会以降の人事発令によりまして出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

最初に、行政管理部でございます。法務担当課長、妹尾祥でございます。

次に、健康福祉部でございます。地域包括ケア推進担当課長との兼任となりますが、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹、加藤尚子でございます。健康増進課長との兼任となりますが、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹、吉田公一でございます。子育て支援課長との兼任になりますが、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室主幹、前田佳美でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】　続いて、教育委員会について御紹介をお願いします。教育次長。

○【橋本教育次長】　続きまして、令和３年第２回定例会以降の人事発令により教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

まず初めに、行政管理部法務担当課長との兼任となりますが、教育委員会事務局主幹、妹尾祥でございます。次に、行政管理部建築営繕課長との兼任となりますが、新学校給食センター開設準備室整備担当課長、近藤哲郎でございます。次に、教育施設担当課長との兼任となりますが、新学校給食センター開設準備室調整担当課長、古川拓朗でございます。次に、学校給食センター所長との兼任となりますが、新学校給食センター開設準備室事業担当課長、土方勇でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】　以上で説明員の紹介を終わります。次の議題に関係しない説明員の方は退席していただいて結構です。

それでは、議題に入ります。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

議題(1) 陳情第１１号　新給食センターの建設予定地は、ハザードマップ上最大浸水想定３ｍであるが、災害等により、万が一多摩川が決壊し、国立市立各学校、長期休暇中の学童保育所への給食提供体制に困難が生じた際、各学校、長期休暇中の学童保育所に対する給食提供はどのような対応になるのか、また、アレルギー対応食の提供体制はどうなるのか、国立市教育委員会に具体的に確認を求めることに関する陳情

○【遠藤直弘委員長】　陳情第11号新給食センターの建設予定地は、ハザードマップ上最大浸水想定３ｍであるが、災害等により、万が一多摩川が決壊し、国立市立各学校、長期休暇中の学童保育所への給食提供体制に困難が生じた際、各学校、長期休暇中の学童保育所に対する給食提供はどのような対応になるのか、また、アレルギー対応食の提供体制はどうなるのか、国立市教育委員会に具体的に確認を求めることに関する陳情を議題と致します。

当局に対する質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】　陳情者が来ていただければ質疑させていただきたかったことがあるんですけど、それは都合で、当局のほうに質疑させていただきたいと思います。ここで言われているように、ハザードマップ上最大浸水想定が３メートル以上ということで、市のほうも十分このことは承知していると思うんですが、この間も私は一般質問でも質問させてもらったんですが、要求水準書の中でも、特に今後学童保育などにも給食の提供を考えているということがありましたよね。それは新給食センターが事業開始するまでにきちっと体制を取って実施をするというのが、この間の答弁だったんですけれども、ここで心配されている、仮にハザードマップ上のそういう浸水が起こった場合にどういう体制を取るかというのは、現在検討されている中で十分検討しているという理解でいいですか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　学童保育所の給食提供について、浸水についてどのように想定しているかというような御質疑かと思いますけれども、学童保育所の給食の提供については要求水準書上、市はこういうことも考えていると、オプションの契約として、今後市が求めた場合には、実施に向けて検討に応じるようにということで示させていただいております。そういった条件ではありますけれども、学童保育所の浸水時の提供については、通常の学校給食の提供の場合と対応については同じようなことでやっていく必要があると考えております。

○【高原幸雄委員】　そうしますと、仮に今検討されている体制が整って、それがどういう体制で対応しますよということになって、緊急時の際もそういう体制を構築していくということになると思うんですが、その際は、そういう体制については市民に公表するという、ここで述べられているようなことについては実現できるということでいいですか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　浸水時の対応について、条件が様々になると思いますので、一律にこの場合についてはこうしますということで公表していくのは難しいかというふうには思っております。ただし、要求水準書でもお示しさせていただいていますように、土盛りをすることですとか、それから止水板を設けるようなこと、こういった対応をしていくということは今後もアナウンスしていきたいと考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】　確かに浸水の内容によっては対応が様々だし、対策としても程度がありますよね。ですから、それはそれとして、基本的にはそういう事態が起これば、体制を取ってきちっと学童保育に対する給食提供というのができないという事態はなくしていくということで、基本的な対応はそういうことでよろしいですよね。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　事業者とは災害支援協定を結ぶために、今協議をしている中におります。事業者のほうのスタンスとしても、地震の場合ですとか、水害の場合、いろいろなケースが考えられると思いますけれども、できることはやっていきたいというふうにお話は頂いております。ですので、先ほど申し上げた条件によって様々異なるということでお話はさせていただきましたけれども、でき得る限り給食提供に支障を及ぼさないような形にどういうふうにやったらできるかということは、今後協議していきたいと考えます。以上です。

○【高原幸雄委員】　それからもう１つ、これは今まで要求水準書の中でもかなり議論されてきた中身で、アレルギー食の対応については、今、現在の給食センターでも一定程度の範囲で行っているのは事実ですけれども、対応食の提供体制というのが、今後体制を取って行っていくということになると、そのことも具体的には新給食センターの事業開始に伴って実施をするということでよろしいですか。

○【土方新学校給食センター開設準備室事業担当課長】　今、アレルギーの御質疑だったんですが、現在の給食センターではアレルギー対応はしておりません。新しい給食センターではアレルギー対応をしていこうというふうに考えております。基本的にアレルギー対応に関しましても、学校給食センターの通常給食が災害等から復旧・復興すれば、人手がそろうかという問題はあるんですが、基本的に設備が正常に動き、なおかつ清掃、消毒がしっかりできていれば、食材も搬入できれば、通常給食と一緒にアレルギー対応食も対応できるかなというふうには考えております。

○【高原幸雄委員】　それは結局、市のアレルギー対応食の事業内容がきちっとどういう対応をしていくかという項目などについても明らかになれば、それは一般的には市民に公表していくということは当然のことだと思うんですが、それはよろしいですか。

○【土方新学校給食センター開設準備室事業担当課長】　アレルギー対応食も、先ほどの御質疑と同じなんですが、お示ししている段階でお示ししていこうというふうには考えております。

○【上村和子委員】　陳情者の方が来られていないので、担当のほうにお聞きするしかないんですけれども、今から建てる建物というのがあくまで前提なんですが、今から建てる建物について、そこがハザードマップ上の浸水想定区域３メートルであるというところに土盛りをなさっても、３メートルに満たないところに１階が来るという建物を建てていいのかというのが根本的にこの陳情の趣旨だというふうに思うんですね。

それで、陳情者が来られていないので、陳情者が確認されたい点が２点、陳情事項が２項目ありますが、この２項目に対して、それぞれ的確に答えていただけますか。多摩川が決壊して、給食センターからの給食提供体制に困難が生じた場合、学童保育と、それからアレルギー食対応というのが、基本、給食センターが機能できないから、これもできなくなるんじゃないのかなというのが私たちが想定する答えなんだけど、それでいいかどうかを確認したいんです。これが陳情の方がお聞きになりたい２つですから、分かりやすく言ってください。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　水害の水深がどの程度かというところによると思いますけれども、仮に３メートル、今、0.5から３メートルということで想定されているかと思いますけれども、それぞれの場合についてお答えするとまどろっこしくなってしまいますので、最大３メートルということでお答えをさせていただきます。

３メートルであった場合については、現在の想定の内容では、１階の床より高い位置に水面が来るだろうと想定しております。ですので、学校給食については一旦止めざるを得ないという状況になっ

てくるかと思います。同じフロアにアレルギー食を作る部屋もございますので、状況としては同じ状況になるかと思います。また、学童への配食につきましても給食センターの学校給食のラインを使うことを想定しておりますので、同じように３メートルであった場合は、給食の提供は一旦止まるだろうと考えています。以上になります。

○【上村和子委員】　まず、現状で今から建て替えるんだけれども、３メートル級の洪水が来たら学校給食センターは水没というか、１階部分が水に浸るので、給食センターは機能がストップする。したがって、学童もアレルギー食もストップするというのが今想定していることですね。そうなった場合、災害のいろいろな想定ですが、ハケ下のほうがそういう深刻な状況になっているが、場所によって洪水って全然変わってくるので、例えば四小とかほかのところでは、五小もそうですが、ほかのところも水害から一夜明けたら、普通に学校へ登校できるという状況であったと仮定いたしましょう。そうなったときには、そこで学校給食センターの機能が止まった。しかし、学校の中で幾つかの学校は通常どおりできるというようなことを想定したときに、そこに対する給食も学童に関してもアレルギーに対しても、大本のセンターがストップするので、給食なしになるという想定でよろしいですか。

○【橋本教育次長】　今の質疑委員さんの仮定で言えばそういうことになるんですが、ただし、その仮定というのがなかなか推定しづらいと私どもは考えています。仮に３メートルの浸水が来てしまうと、これは南部地域のほとんどのところがかなりの被害を受けるというふうな想定になろうかと思います。そうすると、避難所とすると学校の体育館または学校の教室までを使うような避難の状況が見受けられると思いますので、そういう中では、まず、生活支援のことをどういうふうにするかというのが一義的、我々とすると対応としてはなってくるのかなと。そういう状況の中で、当然子供たちも含めた生活支援、そこをまずやっていくことになるのではなかろうかと思います。ただ、一方では、当然、早急な復旧ということは、これは別の並行して行っていかなければいけないと思いますので、そういう中での対応というところを今我々とすると考えているところでございます。

○【上村和子委員】　緊急事態の想定ですから簡単に答えてください。今、市は、防災の計画上の中では、３メートル級の洪水がもしハケ下に起きたときには、国立市内は全部小中学校も休みになって給食どころじゃなくて、全員が避難しなければいけない状況にあると、市全体の人が避難しなければいけない状況になるというふうに想定しているということですか。

○【橋本教育次長】　ハケ下に住まれている方、おおよそ１万人程度いらっしゃいます。３メートルとなりますとほぼそこの、なかなかその中で、南部地域のハケ下の方の大きな被害が予想されます。それは、かなりの人数の方が避難せざるを得ない状況というのは出てこようかと思います。ただし、すみません、そこがケース・バイ・ケースのところがあろうかと思うんですが、想定としては、多くの人が避難する可能性はあるのではないかと考えているところでございます。

○【上村和子委員】　これは緊急事態ですから、曖昧な言い方はしないでほしいんです。多分、国立市における最大の災害だと思いますが、３メートル級の洪水、多摩川が決壊したということが起きたときに市全域は機能がストップすると。小学校、中学校も休みとなって、そこの避難所は全て四小に至るまで南部地域の住民の避難所になると、そういう想定をしているかどうかということを確認したいだけなんです。そういう想定はしていないのか、そこら辺も知りたいんです。ですから、教育委員会ではなくて防災の責任者が答えていただきたいんですけど。

○【松平防災安全課長】　お答えさせていただきます。今、教育次長がお話しさせていただいたとおり、ハケ下で避難を行うと、想定ですけれども、１万人規模の方が避難をされるということになりま

す。防災のことでお話しさせていただきますと、浸水想定区域外に各小中学校、各指定避難所がございますので、そこにまず避難していただくというところ、そちらで避難できない方があふれてしまうということになりましたら避難所候補施設を開けていくと。さらに、そちらのほうで避難ができないということになりますと、民間施設ということで開けていくという形になります。以上となります。

○【上村和子委員】　私が聞いていることにストレートに答えていただきたいんです。皆様方の防災計画上では、３メートル級の洪水が起きた場合は全部ストップする。つまり、国立の四小も全ての小中学校の児童生徒が登校できない。それはハケ下の１万人の人たちのために、全ての避難所を開けなければいけなくなるからだとおっしゃっているんですが、それでいいですかと言っているわけです。そういう計画なんですかということを確認しているんです。そこまで具体的に確認をされていないんだったら、そこまで具体的には確認しておりませんとか、書いておりませんとか、具体的に書いているんだったら具体的に書いていることを、計画していることを言ってほしいんです。と思うとかじゃなくて。

○【黒澤防災安全担当部長】　当然、水害の規模にもよりますので一律にはお答えできませんけれども、そこまでの想定はしておりません。要するに全ての学校の子たちを休校にするということまでは規定しておりません。ただし、３メートルの浸水があるような大洪水であれば、当然、大混乱必須でございますし、市内あちこち道路等も南部地域は通れませんので、給食の提供はまず難しいと。

　また、先ほど教育次長が申し上げましたが、市職員も全体として避難者支援に当たります。防災計画上も給食センターの職員も役割が決まっておりまして、応急給水に当たることになっておりますので、現実的にはそういった給食の提供はまず難しいということがございます。以上です。

○【上村和子委員】　それが今現実だとしたときに、そういうときこそ、例えば開いている小学校がある、中学校がある、通っている子供たちが出たことを想定して、そのようなときに給食をどうするかということは答えられないといけない。給食センターが機能麻痺でストップしたときに、それでも想定として、登校している小中学校の給食は提供できないからお弁当に変わるということですか。そういうふうに想定しているということですか。想定していないのか、想定しているのか、どちらかでお答えください。

○【黒澤防災安全担当部長】　災害時には給食は原則一時中止としています。応急給食については、学校の再開状況、給食施設及び食材搬入業者の被害状況を把握し、学校長、保健所と協議して実施するとなっておりますので、そのときの状況で今申し上げたような協議をして、やっている学校について応急給食を出すかどうかというのを教育委員会で決めるということになると考えております。

○【上村和子委員】　では、そういう場合、給食センターが機能停止になっても、応急給食は教育委員会で協議すれば供給できるということを回答されたということでいいですか。

○【橋本教育次長】　当然災害時ですから、必ずこれができますというところはなかなか難しい答弁だと思っています。ただし、我々とすると、いち早い復興と復旧、それと状況に応じて応急的な給食の提供というところは、これはすべからくできるようなところは、これは考えていかなければいけない、そういうふうに思っているところでございます。

○【上村和子委員】　早急に考えてください。私が今聞いた質疑はリスクマネジメントです。この３メートル級の災害が来たときのリスクは何なのか、費用対効果まで研究しましたか。今から建てる建物は、この陳情者がおっしゃっている以上に、私は、床面は３メートルを超えるべきだとずっと主張しています。それはリスクマネジメントです。想定の最大級３メートルが千年に一度と言われるけれ

ども、あした来るかもしれない。そういうとき、そこに建てる建物については、最低限床面は３メートルを超えていなければならない。そういうときに３メートル級が来ても機能できる建物を今から造らなければいけない。今から造る建物はそうでなければいけないというのは都市建築の原点じゃないですか。専門家の副市長に伺いますが、私が言ったことは間違っていますか。お答えください。都市のまちづくりの建設の研究の最大のテーマで、私が言っていることは、そういうふうに研究の中ではなっていると思いますよ。私は確認していないけど、そうじゃないんですか、違うんですか。

○【竹内副市長】　今、質疑委員がおっしゃられたとおり、リスク管理という側面からあらゆる事態を想定して、それに対応していくということが非常に重要であると思います。確かに昨今の大規模の災害の中で、国を挙げてそういった点をかなり検討しているということは確かだという認識を私は持っております。

○【上村和子委員】　給食センターを建て替えるときの計画の中に、今言った洪水ハザードマップの浸水地域３メートルを想定したときでも、安全に機能できる給食センターを建てなければいけないというのは原則ではないかという質疑なんです。それでも大丈夫と言った場合は、必ずリスクを具体的に詳細に検討しなければいけない。それはリスクと費用対効果です。３メートル以上を建てる場合だったらお金は幾らかかる。もしかしたら何億もかかるかもしれない。しかし、万が一そういう災害が来たとき、そこから復興するときに給食をストップするとか、給食を提供できないとか、ありとあらゆることを考えたときに、そこで生じる費用は幾らかかるのか。リスクとその対策費用と全部計算した上でしているのかということなんです。私はしていないだろうと思っています。どうですか、しましたか。したのだったら資料を出せるはずです。要求いたしますが。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　先ほど申し上げましたとおり、災害の想定というのは様々なことが想定されております。それぞれの費用とかリスクについて積み上げた計算をしているかという御質疑かと思いますけれども、今現在そういった計算はしておりません。

○【上村和子委員】　していないんですよね。本当に課長は正直に今言ってくれているわけです。リスクは、３メートルの浸水が起きた洪水のときにどういうリスクが生じて、どういう費用がかかって、それを検証し、床下を３メートルより上に上げたときには、建設時にはこれだけお金がかかるけれどもということでリスクに対する費用、リスク費用の検証とか検討をしていないんですよ。

副市長に戻します。建築の専門家ですから。本来は、給食センターを建てるときには一番重要なのは、大災害に対しても強い建物を造らなければいけないわけです。耐震工事が見本ですよ。地震が来ると分かっていて耐震工事を今していない建物なんかないです。同じように、今、豪雨災害が物すごく問題になってきているわけです。そしたら浸水地域に建てる建物に対しての、公共施設の建て方に対してのリスクマネジメントが絶対必要。そして、費用対効果も絶対必要。そして、立地適正計画もつくることが絶対必要。これは行政がやるべき原則だと私は思っているんです。それがなされていないまま、今造ろうとしているんです。もう一遍、今から建てるんだから、あと１メートル、２メートル上げるという、上げなくてもいいんだったら、上げなくてもいいという数値検証をしてください。副市長、どうですか。やっていないということが今分かったんですよ、検証していないということが。

○【竹内副市長】　今、担当の課長のほうから答弁があったとおりなんだろうと思います。私自身は検証しているということは把握していないというのが正直なところでございます。その上でございますけれども、恐らく上村委員がおっしゃっているのは、すべからく公共施設がこれから建設されるならば、あらゆる被害の可能性があるものについては、最悪の事態を想定して検証しながら、それを

検討すべきであるという御主張だと思います。特に、私は今の主張というのはかなり厳しいといいますか、先端的な発想だと思いますけれども、本来的にコストとの見合いの中で、恐らくそのような発想で建設を考えるとしたら、相当のコストがかかるだろうというようなイメージを持って、恐らく思考としては捨象しているんだと思います。

つまり、膨大なコストをかけてまで何年に１度という災害に対して対応するということは、まずは発想の中にないというのが正直なところだと思います。例えばこれが水害ではなくて震災ということを考えてみると、相当の規模の震災がある周期の中で起きるということは想定されていますが、恐らくこれに対抗する公共施設をすべからく設計の耐震性を検討してということになると、これまたコストの見合いということになると思いますが、やはり事前の水害に対する見方のある種の甘さのようなものは否定できないものがあるかなというふうに私自身は思っております。

○【上村和子委員】　今の副市長の答弁は、聞きようによっては危ないですよね。私は何も詳細に対応できる、物すごいお金をかけて造れと言っているわけじゃなくて、単純ですよね。洪水ハザードマップ上３メートルという数字が出たのならば、そこに建てる公共施設に関しては、特に災害時において機能を発揮してもらいたい建物に関しては、最低限でも床下を３メートルより上に持ってくるべきじゃないですかというのは、私は原則中の原則だと思っています。耐震工事の中の詳細ないろいろなもの、花瓶も倒れないように造れとか、そういうものを言っているわけじゃなくて原則です。地震が来ても倒れない建物、使える建物を造ってくださいという、耐震工事の初期の段階のテーマではなかったかと思うわけです。

そういう意味で、今、分かったことは、この給食センターの建て替えについては３メートルを想定して、そういう災害が起きたときにどういう被害が生じて、どのようなリスクが生じているかということと、そこに対応するために３メートルを超える床下で造った場合の費用とリスクと、そういったものを検証しないまま建物を造っても大丈夫という根拠は、副市長、どこにあるんですか。来ないということを想定、それともリスクがあっても仕方がないということですか。

○【竹内副市長】　１つは、現在考えている建築設計の中で、例えば水が地下部分に浸入した際、貯水槽があって、初動的にはその貯水槽をポンプでくみ上げて、そこの水を排除しながら防御していくと。その前に、もちろん盛土があって止水板があって、さらにそれを乗り越えてきた場合には浸入した水をポンプでくみ出すというような行為があるわけです。その一定基準、一定機能を超えてしまった場合、例えば３メートルというのは、これはもうポンプなんかじゃ当然ながら排除できない水ですから、それについては、その時点でそのことに対応していくということになるんだろうと思います。

○【上村和子委員】　その３メートルの災害が出たときは機能停止すると、給食は出せないと。皆さんたちは３メートルが来たら、給食は停止します。何かいっぱいポンプで出して修理をします。しかし、その修理のためにお金が幾らかかるのか。そのときのリスクに対する費用はどれくらいかかるのかということは、金額を出せますか。それとも検証していないから出せませんか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　繰り返しになってしまって恐縮ですけれども、その浸水の程度、被害というものが、まず、詳細に想定できないというところから、復旧の費用というものは算定できないと今のところ考えているところです。以上です。

○【上村和子委員】　想定できないという根拠は何ですか。皆さんたちはハザードマップ上３メートルの浸水と書いているじゃないですか。何で想定できないんですか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　その浸水の規模によっても条件は様々変わ

ってくると思いますし、仮に３メートル一定だというふうに考えた場合でも、その機械がどの程度壊れるか、全く使えなくなってしまうのか、それとも軽微な故障なのか。それを機械１個１個で検証していくことはなかなか困難だと考えておりまして、そういった意味で一律にこの金額であるということをお示しするのは難しいと考えているところです。以上です。

○【上村和子委員】　皆さんたちは自分たちで想定はしていて、精密機械は何か３メートル上に置きますとか、そういうことはおっしゃっているわけです、計画上。３メートル高いところにこの機械は置きますって。だから想定していないわけじゃないんです。だけど、その想定の仕方が、私から見たらとても甘いんじゃないかと。今、大洪水時代に入ったら、そういう甘い想定は許されないという危機感です。国立市役所に危機感があるかということです。もしかしたら起こらないと思っているんじゃないですか。千年に一度だから、あと999年は起こらないと思っているんじゃないんですかと市民が思ってしまうということだと思います。

それでは、あとは意見にしますが、最後の質疑です。私は何度も何度も今から造る建物だから、３メートルと分かっているんだから、床下を３メートルにする建物、それを考えるべきだとずっと言っていましたが、その床下を３メートル上に持ってくる、そういう建物を造った場合の建設のお金、これは幾らぐらいかかるか検討しましたか。検討したのならば、金額を教えてください。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　具体的に床の高さを３メートル上げて、その建設費用がどれぐらい増すかというような詳細な検討はしておりません。以上です。

○【上村和子委員】　検討もしていない。分かりました。

○【橋本教育次長】　少し補足させてください。事業者のほうからの提案の中で、例えば調理設備、今１階になっていますが、これを２階に想定したときのリスクというのが、やはり２階にトラックの通路を造らなければいけないとか、仮に１階に配送を持ってくると、エレベーターを常に頻繁に使わなければいけない。それが止まったらどうなのかと、そういうふうなリスクの話は、我々としては聞いているところであります。ただし、今課長が言ったようにお金の計算は、果たしてどうなるかまでは、そういうリスクがある中でお金のほうまでやっていないという状況でございます。

○【重松朋宏委員】　陳情は具体的な確認を求めておりますので、私も具体的にまず聞きたいと思います。陳情では、多摩川のハザードマップが例示されていますけれども、これは多摩川の洪水のハザードマップだと思いますけれども、内水氾濫のハザードマップで見ますと、当該の地域というのは、浸水想定はどうなっていますでしょうか。

○【松平防災安全課長】　お答えさせていただきます。内水のハザードマップですけれども、こちらの新給食センターの建設用地ですけれども、こちらについては内水氾濫の想定は一応しないという形になってございます。以上です。

○【重松朋宏委員】　内水氾濫については、さほど心配しなくていいだろうということがまず確認されました。そこで、最大浸水想定３メートルということなんですけれども、これは2016年に国土交通省が発表した多摩川水系の浸水想定区域図を基にしたハザードマップだと思います。２日間の総雨量457ミリから588ミリに変更になった場合なんですけれども、これは堤防が決壊したということを想定されているんですか。それとも堤防は決壊していないけれども、これだけの雨が降ると越水で水があふれてしまうということを想定したのでしょうか。

○【松平防災安全課長】　お答えさせていただきます。今ちょっと手持ちに資料がないんですけれども、私の記憶ですと、決壊したという記憶でございます。以上です。

○【重松朋宏委員】　なぜこういう質疑をしたかというと、先ほどからずっと３メートル、３メートルということを前提で質疑されていますけれども、堤防が恐らく決壊して３メートル浸水するというような事態はめったに起こらないかもしれないですけれども、越水して50センチメートル浸水する、あるいは１メートル浸水する、２メートル浸水するという事態はもっと頻繁な確率で起こり得ると思うんです。具体的に想定するというのはそういうことだと思うんです。どれぐらい浸水した場合には、給食提供が止まらないようにこういう対応をします。給食提供がどうしても止まらざるを得ないときには、代わりにこういう対応をしますということを、これは本当に想定しておく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう具体的な事態を想定して、給食提供体制をどうするかというような想定というのは、現時点ではしていないということでしょうか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　建物についての想定については、先日来の議会等でもお話をさせていただいておりますように、おおよそ1.5メートルぐらいまでは建物については影響ないだろうと考えております。ただし、越水して地域が水に浸るということになりますと、配送の車、それから食材を搬入する車等に影響が出てくるとは思っております。それがどの程度といいますか、どういった形であれば、例えばそれをボートに乗せて搬入すればとか、いろいろ考えられるわけでありますけれども、配送から搬入、こういったことがどういうふうになるかというところの想定は、今現在行っていないところになります。以上です。

○【重松朋宏委員】　それは浸水した場合に、何時間浸水しているかというのにも関わってくることだと思うんですけれども、なのでかなり具体的に、こういう状況であれば、どれぐらい浸水、どれぐらいの時間も含めて浸水することになるので、こういう対応が必要でしょうというようなことを具体的に検討していかないといけないんじゃないかなと思うんです。

そこで確認なんですけれども、50センチ土盛りした上に１階の床面は、トラックを着けてほぼ高低差がない形で搬入できるようにグランドラインから1.5メートル高いところに調理場の１階の床面があるということでよいのかということと、それから止水板を設けるというふうに事業者の計画の中にもあったと思うんですけれども、これの高さと、止水板の場所というのはどこに設置することを想定しているのか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　まず、1.5メートルまでは大丈夫かという確認が１つ目だったかと思いますけれども、それについてはおっしゃるとおりの内容でございます。

止水板の高さですとか、そういった関係になりますけれども、今、事業者と協議をしている最中ですので、確定的な情報ではありませんけれども、止水板はおおむね１メートル程度の止水版というふうに考えておりまして、先ほどの土盛りの件と同様に、土盛りプラス止水板１メートルということで１メートル50センチ程度、その前後になると思いますけれども、そこまでは今協議の中で止水板の設置というのを考えているところです。

それから、位置についてですけれども、敷地に擁壁といいますか、壁を造るようなことも想定していますけれども、その壁が切れる部分、例えば地下への搬入、車が入っていく道であるとか、門から車が搬入してくる部分、そういった位置に止水板をつけるというようなことで想定を、今のところ考えているところです。以上です。

○【重松朋宏委員】　１メートルというのは、建物の調理場の入り口ではなくて、敷地の外構部分だとすると、要するに１メートルを超えると水は敷地に入ってくるということになろうかと思うんですけれども、建物そのものについては、止水板は検討していないということですか。つまり、1.5メー

トルまでだったら調理場は水に浸らないで済むけれども、建物自体の止水板がないとすると、それ以上になると浸水してしまうということでしょうか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　基本的には、敷地に対して浸入しないようにというような考えでやっておりますので、建物の１階の床面から、さらに止水板１メートルということではございません。それから、先ほど止水板の位置ですけれども、地下の入り口については止水板を設置するということで協議をしているということでお話し申し上げましたが、その他の入り口については、すみません、ちょっと記憶が曖昧なので、設置するのか、それとも地下だけなのかというのは、今後協議の中で決めていくことになろうかと考えています。以上です。

○【重松朋宏委員】　地下以外の部分については、１メートルでしたら、別に50センチ土盛りして、さらに１メートル床のラインも上がっているので、そこに止水板があってもなくても、そんなに変わらないかなと思うんですけれども。そこで、地下の部分なんですけれども、地下は止水板１メートルがあるとすれば、そこまでは地下が水没しないで何とかできるだろうと。ですけれども、１メートルを超えるようですと、地下が水没してしまう可能性があるわけですよね。その場合、調理場はやっていけるけれども、地下はちょっと水没して、水が引いてもまだ使えない状態だというような状態で給食提供というのはできるのでしょうか。そういう具体的な状況での給食提供の検討というのはどうなっていますでしょうか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　地下には給食提供に必要な施設とか設備というのは一切設けない予定でおりますので、仮に地下が水につかったとしても、地下だけであれば、給食の調理には何ら影響がないと考えるところです。以上です。

○【重松朋宏委員】　ですけれども、従業員の方が車だったり自転車で来たら、地下に止めるわけですよね。そこは止められないけれども、調理場は使えるというような具体的な場面で給食提供をやっていけるのか。あるいはやっていけないとしたら、代わりにどのような対応をしていくのかというような検討というのがされているのかどうか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　従業員の方の交通手段、そういった場合にも自転車で来るのか、車で来るのか、それとも公共交通機関を使うのかというようなことも、その辺はフレキシブルに考えていく必要があるかと思います。ただ、地上部分に全く置けるスペースがないかと申しますと、駐車場がたしか３台分、それからしょうがいしゃの方の駐車場のスペースもございますし、駐輪場についてもたしか14台は今のところ想定しているところです。ですので、そういった使える地上の部分を工夫すること、それから交通機関をどのようにするか、こういったことを組み合わせて給食提供をする方々が来ていただけるような形は考えられるかと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】　これで最後にしたいと思います。そういう具体的な、こういう場合にはどう対応するというのを検討していただきたいということと、先ほどの答弁の中で、全面的に水没して、それぞれのハケ上の学校も避難所になるような状況ですとか、給食センターそのものが動かないような場合については、ハケ上の浸水していないような地域の学校についても給食提供は無理でしょうということがあったんですけれども、そうでない場合、応急給食の検討というのがありました。具体的にいわゆる弁当提供だと思うんですけれども、応急給食をするためには事前に事業者であったり、あるいは他市の給食センターであったり、事前の協定みたいな、こういう場合にはこういう形で応急給食を提供するというようなことが必要だと思うんですけれども、それはされていますでしょうか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　この形でやりますという確定的なことのお

話ではないんですけれども、今、事業者のほうと災害時の支援協定の締結に向けて協議を進めております。その中で想定することは、地震のことであるとか、あともう１つはこういったコロナのような大規模な感染症の拡大期であるとか、もう１つは水害のときというのも想定の中に入ってくるかと思っております。そういった中で、先ほど申し上げたように、事業者としてはでき得る限りのことを協力していきたいというふうな形の考え方は示していただいています。例えばの話になりますけれども、国立の給食センターが水没して応急給食をどのようにするかというようなときに、事業者がいろいろな場所に点在している施設から、例えばですけど、お弁当を用意してというようなことも考えられるやり方の１つだと思います。ただ、そのときに国立市だけが水害に遭っているのか、それとも関東全域なのか、こういった状況によっても事業者のほうで対応できる幅は変わってくるかと思います。なので、今確定的なことは申し上げられないんですけれども、そういったことも含めて、今後検討していきたいと考えているところです。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに質疑のある方は。はい、ありがとうございます。

それでは、質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午前１０時５３分休憩

◇

午前１１時９分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。藤江委員。

○【藤江竜三委員】　それでは、質疑させていただきます。応急給食を出す場合があるというような御答弁がありましたけれども、一般で他市において給食センターが止まってしまったというような事例はあったかと思うんです。そういった場合に、災害時じゃなくても、どのぐらいの期間を応急給食を手配するまで時間を要するのかというのは結構重要なことだと思うので確認したいんですけれども。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　応急給食を用意できるまでどれぐらいの期間かというようなところの情報は持っておりません。ただ、日本各地といいますか、浸水等で被害を受けた給食センターの事例は幾つか確認をさせていただいているところでございまして、その場合ですと、ケースによって様々であったり、浸水の高さがどれぐらいなのかとか、被害の規模がどれぐらいなのかという詳細まで聞き取り等できていない状況ではあるんですけれども、幾つかの事例を見てみますと、３週間で復旧したという事例もあれば、１年２か月かかったというような事例もございます。ですので、先ほどの繰り返しになりますが、浸水の程度によって様々ではありますけれども、今調べた限りの事例であれば、最大であると１年程度かかる場合もあると考えています。以上です。

○【藤江竜三委員】　ありがとうございます。そういったところということなんですけれども、具体的な回答を当局より求めるとともに、その内容を市民に公表することという点も求められているかと思います。公表することはできると思いますけれども、これはどういった形で公表できるだろうなとか、このぐらいの回答にはこれぐらいの期間が必要だろうなというような想定はありますでしょうか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　先ほどの他の委員からの御質疑でもありましたとおり、50センチであるとどうだとか、１メートルであるとこの程度だということは、少し検討のお時間を頂戴する必要があるかと思っております。ただ、市のほうでこのほかにもいろいろな御意見ですとか御質問を受けているようなところもございますので、そういった質問については、ホームページ等で公表していく必要があるというふうには考えております。ですので、それに併せまして、

今回の内容についても検討の内容が出ていれば、併せて公表していきたいということはできるかと思っています。以上です。

○【小口俊明委員】　それでは、伺います。先ほど来、他の委員が様々質疑を重ねていただいて大分はっきりしてきたんですけれども、当局としては、いろいろな場合を想定する、当然考えられていらっしゃると思います。浸水の規模が50センチであったり、１メートルであったり、３メートルということ、それぞれに想定をして検討する。これは当然だと思うわけですけれども、今回この陳情ということで我々委員としては判断をする、こういう状況の中では陳情の趣旨に沿って、３メートルであった場合にどうなるんだろうというふうに限って聞いてまいりたいと思うわけであります。

そして、私から伺いたいのは、これまでのやり取りの中で、もし３メートルの浸水という状況になった場合には、その時点では学校給食、長期休暇中の学童への給食提供、また、アレルギー食もその時点でストップすると。かつ、その周辺も地域全体が避難せざるを得ない状況になる、こういうことになるんだろうと思ったわけであります。一方で、給食センターの床を３メートル以上に、調理作業場というんでしょうか、調理作業場において３メートル以上に設計をし直せば、これは給食が止まることはないんじゃないかという趣旨の質疑もあったわけであります。

そこで、私は、現状、市が設計している土盛りをして建物を上げて1.5メートル稼いで、その下でやった場合の状況を確認したいわけですけれども、先ほど来、答弁が出ているように、３メートル浸水した段階で給食はそこで機能がストップする。調理しているフロアは水没するということでよろしいですか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　委員おっしゃるとおりでございます。

○【小口俊明委員】　そうしまして、例えばこれが雨も収まり、水も引いていたとして、かぶっていた水がなくなるわけですね。ただ、そのままでは調理再開はできないと思うわけでありますけれども、そういう状況になった場合に、どの程度で復旧すると今は見ていらっしゃるのか。復旧までの期間、どのぐらいを想定されていますか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　詳細なところまでシミュレーションしているわけではございませんので、今現在、この程度かかるというところを申し上げられることは難しいかと思っておりますが、先ほども他の委員に御答弁させていただきましたとおり、ほかの事例から察すると、３週間という場合もあれば、１年２か月という場合もあるかと思います。なので、ケースによって様々にはなるかと思いますけれども、ほかの事例から考えられる期間というのは、そのような期間があるかなというふうには思っているところです。以上です。

○【小口俊明委員】　３週間から１年２か月ですか、随分幅があるなという印象ですけれども、少なくとも今お話の出た１年余りという中で、その間、先ほどの答弁の中でもあった応急給食ということでの対応、そういう状況というのは、これは想定という意味では、当局はそこまで見越していると、そのように考えていいわけですか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　やはり給食センターが復旧するまで、そこの施設を使って調理をするというのは当然ながら厳しいと思いますので、まず、考えられることは、先ほど申し上げたとおり、事業者との災害連携協定の中で、ほかの有している施設を活用することができるのかどうかというようなことを事業者と話していくことが必要かと思っております。その他、例えばほかの自治体のというようなこともあるかもしれませんけれども、今現在そこを具体的に詰めているというような段階ではございません。以上です。

○【小口俊明委員】　先ほど来のやり取りの中では、私なんかもイメージを受けたのは、応急給食イコールお弁当みたいなイメージで考えたわけですけれども、今の課長の御答弁だと、いわゆる応急給食と言っても様々な対応がある。他の自治体から支援を受けるとか、あるいは事業者間のネットワークで対応するとか様々、あるいは今このＰＦＩで、またＳＰＣでやっている事業者以外の事業者とも協定ということ、これは行政の責任の中では考えられるかなと思いますけれども、そういった幅の中で応急給食ということは、子供たちへの給食が滞らないように、これが一番大事なポイントだと思いますので、そのために行政としては全力を傾けて、そういう場合に至ったときには対応していくということでよろしいんでしょうか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　災害被災者の支援ということもそうですし、通常の学校生活に戻ったときは、子供たちへ給食を提供していくということは、これはやはり最大限というか、真っ先に考えていかなければいけないことだと思っておりますので、市としても様々なやり方が想定されると思います。そのときにできるベストな方策ということを模索して、子供たちに学びに伴いと申しますか、給食を提供するということを考えていきたいと思っております。以上です。

○【小口俊明委員】　それでは、次に伺うのが、今、災害支援対応ということで地域住民の皆さんも含めて、その中に、当該地域には小学校に通う、中学校に通う児童生徒もおりますから、そこも含めて、子供たちも含めて被災するという状況かと思います。その対応ということにおいてはどのようなことを考えていて、もし水害で３メートルというふうになった場合の被災をした状況の災害対応の期間、避難していなければならない状況の期間、これはどのぐらいの想定をされているのか伺います。

○【黒澤防災安全担当部長】　これもなかなか一律にお答えすることは、現在のところ難しいかなと考えているところでございます。

○【小口俊明委員】　そこは今、想定されていないということのようであります。今日は防災ということよりも、むしろ給食センターというところなわけですけれども、防災という観点でもしっかりその辺は、想定の中でいろいろな可能性ということはぜひ検討していっていただければと思っております。

今、これまで様々質疑があって、今後さらに、今まで検討してきたことに加えて幾つも検討するべき事項というところを捉えていらっしゃるのかなとも思いますので、こうしたことを公表していく、陳情で求めているのは公表ということでもあります。どのような手法で、どういう場面で公表していくのか。また、これまでの検討もどういう機会を捉えて公表してきたのか。これまでの経過と今後の取組を伺いたいと思います。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　まず先に、これまでどのように情報を公開してきたかということについてお答えをさせていただきたいと思います。さきの議会で給食センターの事業者の契約の議案等を御審議いただきました。そういった中で、議員の皆様にお伝えさせていただいた情報もございますけれども、それとは別に、ホームページで事業の概要というような形で、今後想定している給食センターの建物であるとか、それから食育事業、こういうことをやりますということであるとか、給食の中身は実際にこういうことを今考えていますというようなものはホームページを通じて公表させていただいております。今後につきましても、先ほど幾つかといいますか、市民の皆様からも御質問を頂いている部分等もございますので、機会を捉えてそういったものは市の答えとともに公表していきたいと思っております。

それから、今回の浸水のときにどうなるか。ケースに応じて検討した結果、どういうふうになるか

というのは、なかなか確定的に申し上げるところは難しい部分もありますけれども、公表できる情報については随時、適時公表させていただきたいと考えています。以上です。

○【小口俊明委員】　場面が幾つかあって、想定しながらできるところをということでありますけれども、私が質疑をしたところの、もし３メートルという浸水があった場合には給食は止まると、水が引いて、復旧にこのぐらいを想定し、そしてその間は応急給食で対応を考えている。復旧したならば、どの程度の期間で子供たちに給食提供を再開できるというような一連の今考えているストーリーも含めて、これは検討の結果を適宜公表していただくということでよろしいですか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　一連の流れ、応急給食も含めて、ほかの選択肢も含めて考えていきたいというようなことであるとか、３メートルの場合、一旦機能は停止するというお話、こういったところを検討した上で公表していきたいと思っておりますけれども、期間につきまして、確定的にこの期間ですということを申し上げることはなかなか難しいのかなと思っております。ですので、あくまで今の私の考えになりますけれども、一定の期間、給食提供が止まるというようなことが見込まれるということはお伝えすることはできるかと思いますけれども、具体的に何か月というところをお示しした上での公表は難しいかと思っております。ただ、想定している、考えることについては、公表できるものは公表していきたいと考えているところです。以上です。

○【稗田美菜子委員】　多くの委員が質疑されていますので簡潔にさせていただきたいところですけれども、今、様々なケースを想定して、公表できる情報については随時公表していくと、他の委員からの御回答があったんですけれども、様々なケースというのがどういうパターン分けなのか、ちょっと私には想像できないんです。１個１個細かく考えていったら、確かに無数にあると思います。ただ、50センチの盛土をやって、１メートルの床上げをしてということを考えると、1.5メートルが床面になりますよね。そこで、３メートルの浸水が来たときには動けないということは、他の委員からの質疑で分かりました。あと想定されることは、1.5メートルを超えてきたときに、機械が使えるパターンと使えないパターンということになってくると思うんです。その中でも特に、例えばこの機械が使えなくなったらどうだとか、この機械が使えるんだったら、まだ大丈夫だとかというような機器の問題になってくるのかなと想定されるんですけれども、そうやって考えると無数にあるわけでは決してないかなと思います。そういったある程度の想定の中で、できる範囲のものについては公表していただけるということではありますが、今現段階でそういう想定をどういう区切りでするのか。どういう状況でケースを考えていこうとされているのか。今、ケースに応じて公表できる情報については、随時公表していくと御答弁を頂いたんですけれども、そのケースが無数にあって公表できませんでしたとなったら全然できないということになってしまうと思うので、どういうイメージでおられるのかというのをお伺いいたします。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　今からお答えさせていただくのは私の考えになりますので、どのようにしていくかというのは、今後それも含めて検討させていただきたいと思っておりますけれども、１つ考えられるのは、浸水の程度に応じてパターンを考えていくということが１つになろうかと思います。ただ、機器については、その機器が50センチまでなら水につかっても大丈夫な機械とそうじゃない機械、様々あるかと思いますので、機器については、例えばですけれども、全滅したらこの程度、必要な期間、交換する期間等かかりますというような形で考えていくのがまずはいいのかなというふうには考えています。以上になります。

○【稗田美菜子委員】　そのとおりだと思います。例えば大きな機械で、これは交換するのに物すご

い大変だという機械が仮にあったとすれば、例えば回転釜みたいなものではなくて、お米を炊くような機械のようなもの、大きな機械、ああいうものは交換するのが大変だといったら、それは高いところに置きましょうとか、今から建てるわけだから、そういうことができていくと思うんです。そういったことをちゃんと今のうちに想定をして、どう対応できるのかというのが、多くの委員が言っているリスクマネジメントであって、どうやったらお金がかかり過ぎちゃうから、これはできませんとか、ここまでだったらできますというふるい分けが必要なんだと思います。それについて今まで全く本当にやってこられなかったのか、それとも検討はしたけれども具体化されていないのか、どっちだったのかお伺いいたします。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　施設の内容を考えるに当たっては、先ほど金額的なところではしておりませんということでお伝えさせていただきました。ただ、ツーフロアに分けた場合はどうなるのか。ツーフロアに分けた場合は、一部機械は２階に上げられるけれども、エレベーター等を使って食材とか、人の行き来をすることになるので、限られた調理時間の中でより手の込んだ食事をするためには、ツーフロアにした場合は水への担保はできるかもしれないけれども、給食の質という面でどうなんだろうというような検討であるとか、あと要求水準等でもお示しさせていただいていますけれども、ボイラー等、こういった需要機器は同じフロアにある必要はないから、こういうものは上に上げたほうがいいんじゃないかとか、こういった幾つか定性的といいますか、そういった検討のほうはさせていただいております。ただ、先ほど申し上げたように金銭的なところはどうなのかという細かい計算まではしていなかったというのが状況でございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。定性的なところでは、電気とか水にぬれてはまずいものとか、そういうものということですよね、定性的というのは。そういうものについては想定をしてきたけれども、それが具体的にリスクマネジメントのところまで落とし込んでいなかったということだと思います。それについて、ここの陳情の中ではそういったことをちゃんと公表していきなさいということだったと思います。これからですけれども、現段階で災害協定を事業者と結んでいくということになっていますが、その中でこういった想定も織り込まれているのか、含まれているのかどうかお伺いいたします。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　災害の支援協定について、大きく考え方で申し上げますと、災害が起きたとき、幾つかの災害は先ほど申し上げましたが、そのときに給食センターを使った食の提供をどうしていくかというところがまず主眼になっておりますので、災害のとき、機器の入替えとか、そういったものをどうするかということは、この協定の中には含んでいないと考えています。以上です。

○【稗田美菜子委員】　そうすると、給食を極力止めないようにするためにはそういったことの想定も必要で、それは事業者との調整が必要だと思うんですけれども、そういったことはこれからされるのかどうかお伺いいたします。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　我々、それから事業者に課せられたミッションというのは、子供たちにおいしく安全な給食を継続して提供することというのがミッションになるかと思っています。ですので、災害の支援拠点もそうですけれども、ふだんの調理ですとか、これから設計を含めた協議をしていく中でも、そういったところをまず主眼に置いて検討していく必要があると考えています。以上です。

○【橋本教育次長】　少し補足させてください。災害協定では、大枠を決めて対応いたします。それ

で、それを踏まえて詳細なマニュアルをつくっていきます。ある意味ＢＣＰに近いような部分というのはあろうかと思うんですが、そういうマニュアルの中では、今課長が言ったような議論というのも当然していこうと思っています。その中で我々としても、今、設計の中で様々協議している内容を、実際マニュアルを想定した中でどんなふうにつなげていくかとか、そういうことの協議というのはしていきたいと思っていますので、一定のマニュアルの中で対応の整理というのは考えていきたいと思っているところでございます。

○【稗田美菜子委員】　今、マニュアルという言葉が初めて出てきたんですけれども、マニュアルというのは、災害時を想定したマニュアルという意味なんですか。それとも通常時というか平常時とかを想定されているマニュアル、どういう意味なのか。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　平常時の調理のマニュアルというのも当然存在しておりますし、つくっていくことになります。それとは別に、先ほど教育次長が申し上げたようにＢＣＰを主眼としたマニュアルというのを別途作成して協議していきたいと考えているところです。

○【稗田美菜子委員】　それは別途協議していくということで分かりました。基本的に新給食センターに係る情報がなかなか外に伝わりにくいのかなという問題があると思います。ホームページで公表したりとか様々な努力はされていると思いますが、より広くしっかりと周知していくためには、さらに次の手というか、大きく伝えていくような手法が必要だと思いますけれども、その辺は何か新たに考えられたりできないのかどうかお伺いいたします。

○【古川新学校給食センター開設準備室調整担当課長】　先ほどホームページで情報公開をということでお話をさせていただきました。情報の内容によって適するメディアというのがあるかというふうには思っておりますけれども、教育委員会では、くにたちの教育という紙面を持っておりますので、そういった中で情報を公開していく、ホームページでこういうことを書いていますということを御案内することも必要だと思っておりますし、あとは、今、協議している段階ですので、こういうふうになりますと確定的に皆様にお伝えできないというところがちょっと歯がゆいといいますか、いうような状況であります。ただ、まとまってくる段階に従いまして、例えばですけれども、これから入学してくる新入学児の説明会でちょっとお時間を頂戴して、新しい給食はこういうふうになりますというようなこともお伝えできるかなと思っています。ですので、機会を捉えて、状況に応じて皆様にお伝えするということは常に考えていきたいと思っております。以上です。

○【雨宮教育長】　ちょっと補足をさせていただきますけれども、事務方に私のほうからちょっと話したことがあるんです。新学校給食センターニュースみたいなというんですかね、そういうようなものを作って、皆様、覚えていらっしゃると思いますが、矢川保育園も建設の状況について、そういうニュースを出して、今ここまで進捗していますみたいな形で皆様にお知らせしたことがあったと思うんですけれども、それに近いようなものをお出しできたらいいんじゃないかなというふうに私はアイデアとして持っています。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】　質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。上村委員。

○【上村和子委員】　私は、本日、陳情者はいらっしゃいませんが、内容を審査しまして、採択の立場で討論いたします。

どうして採択をしたかと言いますと、この陳情は３メートルの浸水が起きた場合に学校給食はどうなるのかということで、主に学童保育とアレルギー食の対応について、ちゃんと具体的にどうするか

を言って住民に知らせるべきだという陳情内容になっておりました。しかし、本日確認したところ、学童とかアレルギーじゃなくて、給食本体がストップするという回答がありました。これは、私はとんでもない回答だと思っています。本日、副市長も含めて当局と私の議論のかみ合わなさといいますのは、私は危機対応というのをどう捉えているかというところでの違いなのだと思います。

洪水ハザードマップ、３メートルというものをどう位置づけるかといったときに、国立市は住民避難のための警告であると、命を守るために、ここは一番最高で３メートルの浸水地域であるということを知らせるための洪水ハザードマップだけ捉えているのではないでしょうか。このことについては、私はそうではないだろうということをずっと言っております。現状のハザードというのは危険という、想定される危険なんですけれども、浸水想定が３メートルとハザードマップ上なったということは可能性があるということです。３メートルの浸水が最大で起こる可能性があるということです。現状のハザードマップは住民避難を最大の目的にしておりますが、気候変動の中でこの状況は千年に一度と言わず、来年でも再来年でも来月でも起こり得る緊急事態の状況に今なっております。そこを鑑みたときに、単に住民避難の勧告のためのものだけではなく、洪水ハザードマップは水害リスクに対応した建築、土地利用のマネジメントにまで及ばないといけなくなったのではないですかということを再三言っているわけです。お分かりでしょうか。

ところが、皆様方の答えは、現状のオーソドックスなハザードマップは、住民の避難勧告を目的としてつくられていますと。だからハザードマップ上の３メートルが、即そのまま給食センターの建築に適用しなくてもいいと思っておられるのではないでしょうか。だから、ある意味、私が聞いても検討していません。３メートルの洪水が起きたときに備えて床下は３メートル、つまり、床下は３メートルに置くというかさ上げですよね。床上浸水を防ぐためのかさ上げの工事についての具体的な検討をしなかった。金額、それから現状のままとかさ上げしたときの費用対効果、リスク効果の検証もしていない。そのことが本日分かりました。これは今から造る建物なんです。今日、自分たちが答弁されたことをもう一度、議事録ができたら振り返ってください。1.5メートルから３メートル以内の洪水が起きたとき、皆様方は今から建ってもいない建物について、給食はストップすると言っているんですよ、止まると。それが分かっているんだったら、なぜ床下３メートルの建物を考えませんか。皆さん方は考えもしなかったんです。お金を出してこれを造るならば、何十億とかかりますから、こういう不便さもありますのでできませんということも言っていないんです。2.5メートルがもし起きたら、給食はストップします。復旧まで１年ぐらいかかるかもしれないとあなた方は今日おっしゃった。もしもそのようなことが起きたら、もう人災ですよ。災害ではありません。今日の議事録を遠い先起きたときに住民が読み返してみたら、あのときに指摘があったじゃないかと言われますよ。少なくとも今想定している1.5メートルなら、ここには対応できます。しかし、1.5メートルから３メートルの間の、想定の３メートル以内の洪水が起きたときに機能しなくなる給食センターを今から建てようとしていること、何回も議会で問題を指摘されても、対症療法は考えている。そのときには応急給食をするとか何とかをするとおっしゃっていますけれども、根本的にそういう建物は建ててはいけないと私は考えます。

なぜなら、皆様たちが業者に出した要求水準書の中の災害のところです。もう忘れておられてはいないと思いますけれども、緊急時における給食支援業務等の協力に関する協定書を今後結びますと、そのときの想定が、事業者は大規模災害や感染症拡大のときにこういうふうに動いてくださいという協定書です。皆様方はつくっているわけです。事業者も応えているわけです。ここに想定している大

規模災害って何なんですか。国立市で想定している大規模災害って今言ったことなんじゃないんですか。３メートル級の災害が起きることは国立市の中で想定できている大災害なんじゃないんですか。大きな地震が来て小河内ダムが決壊したらそうなっていきますので、必ずここは大災害の中の大きな要因です。

そのような大規模災害が来たときに、皆様方は要求水準書で給食センターの事業者に何を要求されているかと言ったら、「当該協定書に基づき、本市の指示に従い、食の提供、調理場での炊き出し、避難所への配送、その他食料供給に協力すること」と書いているんです。大災害が起きたときに一番駄目になっていく建物に対して業者に要求水準書を突きつけるときに、大規模災害が起きたときには調理場でちゃんと調理ができるようなところと書いている。食料提供ができるような場所にしておかなければいけないんです。そういう建築になっていないじゃないですか。全てが矛盾している。これ机上の空論の計画をつくろうとしているんですか。

私は、最初から建物をもし万が一あそこに造るのなら三階建てだろうと思っていました。どんなに面倒くさくても３メートル上に床下を持ってくる。そして１階部分は駐車場で構わない。２階部分にセンターを持ってくる。そして３階部分は食料備蓄庫とする。そこに食料センターとして緊急のときのための食料備蓄をして、万が一３メートル級の最大の洪水が来たら地域の人たちに、あまり高い建物があそこはありませんので、泉団地しかないので、そこに逃げてきてもらう。そのときに２階部分は自家発電をして使えるようにしておく。それが、私は水害リスクに対応した建築、土地利用のマネジメントだと思います。副市長がそういう専門でいるのならば、至急もう一度見直して、お金がかかっても構わないし、今からでも議論の中で３メートルまでの洪水に備える建物を造ってください。そうでないと人災です、起きてしまうと。それは絶対認めることはできないということを言って、この陳情には採択と致します。

○【小口俊明委員】　本陳情は採択です。

耐用年数が限界に来ている現状の給食センターから新給食センターに切り替えて、国立市の子供たちに安心安全の給食を提供してもらいたいと要望を致します。建設予定地においては、食品工場である給食センターを建設する地域が当該地域以外にないという国立市の実情を踏まえ、仮に浸水があったとしても被害が最小となる工夫をすることによって、この事業の適切な運用をぜひ目指していただきたいと希望いたします。

３メートルの浸水では調理フロアは水につかり、変電設備など重要設備は水につからないということだろう。今日の質疑及びこれまでの説明でそのように判断をしております。学校給食、また、長期休暇中の学童保育への給食提供、また、アレルギー食に関しまして、もし３メートルの浸水があった場合にどうするのかという陳情の提起しております課題については、先ほど当局から答弁がありました。これらのことを、機会を捉えて、これまで以上に公表をしていただきたいと思います。

もし多摩川が決壊するというような大きな災害に見舞われた場合には、まず、浸水地域の住民の命と安全を守ることが最優先となると思います。地域住民とともに給食センターも被災をするということになるかと思います。一日も早い給食センターの復旧を目指し、その間の学校給食等の対応は応急給食というようなことも含めて、国立市役所を挙げて、また市議会も協力体制で臨んでいく必要があろうかと思います。

本陳情の中心課題は、今の新給食センターの計画がどのようなものであって、どこまで検討されていて、それをどのように公表していくのかということが問われているのではないでしょうか。これら

のことは行政の責任であり、役割であると考えますので陳情を採択いたします。

○【高原幸雄委員】　私はこの陳情は採択と致します。

陳情の中で２項目出されておりますけれども、やはりハザードマップ上浸水の想定３メートルというのは、行政としてはしっかり受け止めて、これに見合う計画をつくる必要があると。この３メートルの想定の問題で、議論に６月議会も３月議会もなってされてきたところですけれども、行政としての計画は本来、公共施設としては、こういう想定に対してしっかり対応できる計画であるべきだと思います。

給食センターが被害を受けることがなかったということになれば、それは２番目のアレルギーの給食についても十分にクリアできるわけで、そういう点では、最大の問題は今の計画が約70億円を投資して造る公共施設、給食センターが、市民の目線から見ても十分にそうした災害時に対応できていないというところが大きな問題になるわけでありますから、今からでも遅くないので、これは計画変更ということだって当然考えられるわけだし、そういう意味では、本当に子供たちの学校給食をしっかり守っていく。あるいは災害時のときの学校給食センターの果たす役割も、学校だけではなくて地域の被災者に給食を提供することだって考えられるわけです。そういう点ではしっかりこの陳情を受け止めて、計画見直しも含めて検討するよう申し上げて、この陳情は採択と致します。

○【稗田美菜子委員】　本陳情は採択の立場で意見を述べさせていただきます。

新給食センターの建設ですけれども、現状の給食センターを考えると、どう考えても新給食センターが必要であると。新給食センターについては、準工業地域に建てなければいけないというルールの下で今のところが決まったと思います。その中で、浸水想定区域ということは、あらかじめ分かっていて、その中で今まで調整できることはきちんと調整してきたと私は理解をしています。ただ、しかしながら、まだそれについてのケースワークといいますか、想定を、さらに細かい想定、実際に出来上がったときのところまでの想定についてはまだ、今日の議論を聞いている限りでは、私は不安に感じました。これは新給食センターをしっかり建てていくために必要な陳情だったのかなと私は解釈を致します。そう考えると、情報を的確に発信していくこと、先ほど担当課からありましたけれども、確かに行政としては決まった情報を出していかなければいけないということがあると思いますが、現状どういうところにあるのか、また、何ができて何ができないのかということも含めてしっかりと市民に周知をしていく必要があると思います。

教育長のほうから新学校給食センター便りのようなもの、要するに進捗状況も含めて発信できるようなものをこれから考えていくというようなお話もありましたけれども、情報発信をしっかりしていくこと、新給食センターを進めていくために私は必要だと思いますので、そこもしっかりと含めて進めていっていただきたいという要望を添えて、採択とさせていただきます。

○【重松朋宏委員】　本陳情は、具体的に災害時の対応の確認を求めるという陳情でしたので、本日の質疑のやり取りで具体的に確認ができれば、陳情者の願意は果たされたということになるんですけれども、質疑を通じて、具体的に想定がそもそもされていない。リスクマネジメントがまだできていないということが分かりましたので、本陳情を採択したいと思います。

これは責めるということではなくて、今までできていなかったとすれば、これから具体的にしていけばいいという話です。具体的にというのは、３メートルの最大値、どうするのかということだけではなく様々な事態に、こういうケースの場合はどのように対応していくのかということを検討していくということです。私は、ハード面でお金を幾らかけてもいいとまで思わないんですけれども、それ

も具体的に検討しないことには、ここまではやったほうがいいとか、ここはできないので、代わりにこういう措置をしようということも考えないことには何も始まらないことですので、具体的な検討をお願いしたいと思います。

例えば３メートルや２メートル、1.5メートル浸水ということでなかったとしても、たとえ10センチや20センチぐらいの浸水であったとしても、調理場は運営できるけれども、職員が参集できない、あるいはトラックが配送できないというような場合も検討できます。そういう具体的なことを考えていただければと思います。例えば愛知県岡崎市で、この１月に新給食センターの整備基本計画ができました。立地の地域は千年に一度の雨ですと３メートルから５メートルの浸水地域で、150年に１度の大雨ですと50センチから３メートルの浸水地域です。具体的な整備基本計画の中に水防ラインを２メートルと設定して、止水板であったり、盛土であったり、防水扉であったり、整備基本計画の中にかなり具体的に盛り込んでおります。例えば２階以上を近隣住民の避難施設とするとか、避難所機能を設けることなども含めて基本計画の段階で具体的に、ゼロメートル地帯だからなんですけれども検討しています。

また、私は一般事務質問の中で、「気候変動×防災」の一事例としてネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングで建設した高知県土佐市の学校給食センターの事例を挙げましたけれども、単にＺＥＢ化を図るということだけではなくて、災害時の拠点施設とするとか、防災計画の中にきちんと位置づけるとか、ハード面でも１メートルの土盛りをした上で拠点施設としての水とかガスとかの貯蓄というのを高いところに置いたりとか、具体的にやってきています。そういうことを国立市としてもこれから具体的に検討して、なおかつ市民に分かりやすく公表していっていただきたいと思います。

それから、災害時における学校給食の実施体制の構築については、2019年10月１日に文部科学省から事務連絡が各都道府県の給食担当の主管課に出ています。台風19号を経て、全国的に災害時に具体的にどう対応するのかというようなこと、応急給食なども含めて検討するようにというような通知も来ていますので、国立市としても考えていっていただきたいと思います。

そして最後に、なぜこうなるのかというのは、やはり集中方式で給食を作るので、そこが駄目になると国立市全部の給食提供が止まってしまうというリスクがあるからだと思います。今はもう集中から分散の時代ですから、今後、自校方式も含めて、50年ぐらいのスパンをかけて国立市の学校給食、どのように災害時も日常時もしていくのか、どれだけリスクを減らしていくのかというビジョンを持って対応していっていただければということを申し上げます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本陳情は採択と決しました。

◇

議題(2)　陳情第１５号　国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】　陳情第15号国立第二小学校改築工事及び複合施設建設に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明と、お手元にございますとおり、資料配付をしたいとの申出がございます。こ

れを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【宮田明幸陳情者】　それでは、着座のままで説明させていただきます。このたびは、このような貴重な時間を頂きまして、本当にありがとうございます。私は宮田と申します。

今回の陳情に関して、もちろん住民として当事者でもありますし、また、ここにいらっしゃる住民の方、あと仕事の都合で来られなかった方の代表としても、ここで説明申し上げます。ですので、よろしくお願いいたします。

説明の前に、本日の説明に使う資料の確認ということでＡ３の見開きの要点、陳情の要点ですかね。これとＡ４の地図が入った縦の資料というのを２つ御用意しておりますので、こちらに沿って説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

まず、これまでの経緯を、このＡ３の左側の１番のところを見ていただくと分かると思うんですけれども、整理をしております。まず、2018年７月からマスタープランなる活動が開始されております。そして、2019年４月時点では、マスタープランだよりとしてホームページにも公表されております。この時点では、中身を見ると、今日のテーマでありますけれども、学校の北側に門を新設するプランというのは掲載されておりませんでした。

そして、月日がたって2020年４月に「国立第二小学校複合施設建設だより（第１号）」という紙が、Ａ４の１枚ですけれども、それがポストに投函されておりました。実際、投函されていたんですけれども、これに気づいた住民の方は本当に少なくて、私どもの近所ではお一人の方がそれに気づいて、そこで市役所を訪問して、市役所の政策経営課資産活用ですかね、すみません、ちょっと存じ上げませんけれども、そちらのほうに出向いて質問されております。

北側に、この地図にあるように門ができることについては困るというふうな趣旨を伝えております。そのとき、その職員の方からは、学校建築に関わる外構というのは決まっていないから、後日しかるべきときに話してもらいたいと、そういう対応を受けております。なので、それを言われた住民の方は、これは時期尚早なんだなというふうにお考えになられて、翌年の４月まで、この次の流れですけれども、意見を差し控えている形になります。すなわち、このときに問題提起はされているということです。

そして１年たって2021年３月、近隣住民への説明会の開催が案内されております。しかしながら、先ほどの例も同じですけれども、ほとんどの北のほうに住んでいる我々住民というのは、この開催もそうですけど、北側に門ができることすら全く知りませんでした。ですので、こういうマスタープランみたいなものが変わるような変更があるならば、そのことで影響が及ぶ住民に何で直接コンタクトを取っていただけなかったのかなということに、今振り返るとちょっと疑問があります。

そして2021年４月28日に、いよいよ近隣住民との対話という形ですかね。それで建築計画の説明がございました。ここで、そのプラン等を見させていただいて、我々のほうからは、北側に今ない門を新しく開けると住んでいる我々の生活環境が損なわれるので、計画をやめてほしいと強くお願いをしました。反対意見です。それと加えて、この計画を拝見すると、複数の門が小学校の施設にぽんぽん開いているんです。これに関しては、安全性にも問題があるんじゃないかということで指摘をさせてもらいました。実際ここでは、中高一貫校に通っているお母さんが、そこの学校ですら、中高一貫校

ですら門は１個です。ましてや、もっと弱い子がいる小学校にぽんぽん門が開いているのはどういうことかという指摘がありました。そこでの市役所側というか行政側の方の御回答は、まだ計画の段階だから御意見を検討しますと、その回答を受けて、それで終わりました。

この４月の集まりの後、市役所側から何の連絡もなかったので、先ほど役所をお訪ねになられた住民の方が教育総務課に北門についての問合せをされました。そこでの回答は、検討中で内容を見直しているから、次回に説明会をやるので、それまで時間を頂きたいという回答を頂いておりました。例えばこのときに、別途まちづくり条例における大規模開発事業の手続とかありますので、こういった手続があるとか、こういうのを利用したらどうだというような、こういった担当者から一言教えていただくと、今頃こんな感じで陳情しなくて済んだというふうに我々は思っているところです。だから、もっと早い段階で今回の問題を取り上げることができたんじゃないかというふうに感じております。

そして、今度2021年７月に近隣住民の説明会が実施されました。これが一番残念だったんですけれども、あれほど言ったのに、市役所の方と設計事務所の説明からは、北門を廃止してほしいという話や児童の安全性の確保に関する検討というのはほとんどされていませんでした。我々、そこまで言っておいて、何で我々の意見を検討しないで北に門を開けることを強行的に進めるような、そういった態度が本当に理解できませんでした。

その後、学校側はどう考えているのかなということで、住民の２人、代表で、そこに子供もお世話になりましたので、お母さんたちが行ったんです。校長先生にお会いしました。北に門ができることをどう考えているかと確かめに行って話したら、校長先生からの回答は、いやいや、安全性より利便性、そういう回答を頂きました。これ以上、僕は何も言いません。

これらの経緯から分かるとおり、何も変わらないんですね。なので、我々は今回のこういった陳情という議会のアプローチを取らせていただいたというのが今日これまでの経緯です。

あと、ここには記載しておりませんけれども、７月28日と30日に住民との意見交換会というのも実施されました。この際は７月に我々が出した意見や要望に対して以前よりは、対応とか、具体的な策というところはこうなんだということは御提案いただきました。それに関しては、市役所の方たちも何か態度が変わったのかなというふうには感じました。ですが、ここでもやっぱり北側に門を開けるということは利便性の説明だけで、それが中心であって、我々が納得のいくような、北に門を開けることに関する必要性とか安全性に関する説明というのは、納得するような具体的な説明はありませんでした。

Ａ３の右の２番目のほうに今度は進んでいきます。北門新設による住環境への影響というところです。ここに書いていますけれども、大きくは３つです。今までなかった人の流れが、この門が開くことでできてしまう。それによって我々の住環境というのは著しく変わってしまうんです。それと学校と複合施設の併設、これによって複数の出入口の設置と、それに関わって小学校児童の安全性というのが問題ですよと。

そして３つ目に、先ほどから災害の話で雨の話もありますけれども、ゲリラ豪雨とか何十年に１回の豪雨による北側地域への門を開けることによって雨水が流れてくる。そういったところの対応というのはどうなっているんだというところがあります。

総じて言うと、今までなかった門が開くことで、人の流れや子供たちの行き来が増えることで、我々そこに住んでいる者にとっては、これまでなかったリスクを背負うことになります。つまり、我々の日常生活、これに対して様々な支障が降りかかるわけです。そのリスクや問題に対して、我々

住民というのはそこに住んでいますから、24時間365日付き合うことになります。ですから、北に門が開くことに関しては絶対反対だということを御理解いただければと思います。

ここでちょっと改めて申し上げたいんですけれども、学校の建て替えと複合施設の建設というのは、我々は反対はしていないんです。我々も国立市のまちづくりの一環に協力しようとしております。ただし１点、北のほうに門は造ってほしくない、やめてくださいということを訴えているわけです。

次に、３番目の小学校の児童の安全性の確保の問題のところでお話をさせてください。今回の計画は複合施設と小学校が併設になるということで、複数の出入口の設置が計画されています。ここで思い出していただきたいのは、大阪の池田小学校で起こった事件なんです。ちょうど20年前に実際に起こった事件では、外から包丁を持って侵入した男、彼が８名の児童を殺しちゃったんですね。そして、教員を含む15名が重軽傷を負ったという本当に痛ましい事件です。

事件後の犯人の証言では、門が開いていたから侵入したんだと。その門というのは正門じゃなくて、ほかの裏門みたいなんですね。もし開いていなかったら、よじ登ってまでは入らなかったというわけです。つまり、門を小学校で開けるということは、それだけセキュリティーが求められる。リスク管理が求められるわけです。これに対して、文科省というのは小学校の施設整備指針というのを制定しています。学校の施設である門について、次の項目、２つ挙げますけれども、十分配慮することが求められています。１つ目が周辺の地域住民の生活に支障を及ぼさない位置に配置をすること。２つ目が、これは池田小学校の教訓でもありますけれども、不審者の侵入防止や事故防止から、教職員室などから見通しがよく死角とならない、ブラインドにならない位置に門を設置することと明記されています。

ここで、Ａ４の縦の資料を見ていただきたいんですけれども、上の地図を見ていただければ、北側が上になっておりますので、この北門を開けることで支障になることは再三私申し上げていますけれども、このように北の門に接して住んでいる住民というのは、今回の北門の新設にはみんな反対なんです。なおかつ、今回の陳情書に署名も頂いております。職員室から見える位置、範囲と書いていますけれども、三角の青いところです。ここが職員室らしいです。ここから見える位置に北門はないんです。東側に校舎を建てて西向きに職員室がある以上、必然的に西側しか見通せないんです。ですから計画上、どうしても今ある大きな南門以外に出入口が必要なら、現在使っている、今実際に実在しているんですけど、西側の門を継続して使えばいいと考えられます。学校建設の基本とも言える児童の命を守る意識です。それと危機管理が不足していませんか。過去の教訓というのを忘れて、国の指針にも準拠しない門を造る、そういったことを強行されているような役所側の姿勢というのは、正直全く理解できません。

今回の陳情の内容を最後に簡単にまとめさせてもらいますけれども、このたびの建設計画については、市役所、行政から我々近隣住民への周知の不足と対応のやり方、これには大きな問題があったのではないでしょうか。マスタープランが勝手に変更されていたり、2020年、１年間ですよね、空白になっている。何か仕事ぶりが、ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんけど、雑に見えます。そして大規模開発に対して、それに一番関わる住民を無視したような、そんな姿が見え隠れするような、そういうふうに我々住民というのは受け取っています。

ですから、学校の北側に住む住民の生活を著しく損なって、児童の安全――安全というのは抽象的な言葉なので、言語化すると児童の命ですよね。そして、国の指針、そういったものにも準拠していない。そういった北の門を開けることへ、これに対しても絶対反対です。そして、小学校に複合施設

を併設する、なかなかほかにない取組だと思います。それに対していろいろ付随する、いろいろな施設の計画とか配置についても、もっと住民の要望を考慮していただきたい。そのように切にお願いを申し上げます。以上が今回、簡単ではありますけれども、私からの陳情の説明です。御清聴ありがとうございました。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】　陳情ありがとうございました。すみません、マイクがこっちなものですから。国立市議会は、陳情は市民からの政策提案と受け止めておりまして、暮らしの場からの住民の方々からの１つの貴重な政策提案だと受け止めて審議をするということになっております。そういう中で、とても詳しい資料を頂きまして、私も本当に勉強させていただきました。

そこでちょっと陳情事項で、陳情審議するときには陳情事項が中心になるんですが、１番目の「北門」新設計画の廃止についての理由と経過は分かりました。

２番目の児童の安全を第一に考えた出入口計画の再考として、校門は一つが望ましいとお書きになっておられますけれども、これは一つが望ましいということは括弧でくくられていますけれども、出入口計画の再考ということで、まずよろしいですか。

○【宮田明幸陳情者】　その質問で、はい、大丈夫です。

○【上村和子委員】　１つが望ましいけれども、とにかく再考、子供の安全に沿って再考してほしいというところでいいですか。それとも１個がいいということですかね。どちら。

○【宮田明幸陳情者】　１つと申し上げたのは、池田小学校の事例が１つに集約をされたということで１つというふうに申し上げたんです。

○【上村和子委員】　ということは、括弧がないと思っていいということでしょうかね。再考、校門は一つが望ましいというのが括弧から外れていると思ってよろしいということですか。

○【宮田明幸陳情者】　はい。

○【上村和子委員】　分かりました。

○【宮田明幸陳情者】　それで門の件は、どうしてももう１つ開けるというのであれば、西側に開ける。それが我々からの提案です。

○【上村和子委員】　分かりました。３番目ですが、コミュニティ施設及び付随する施設等の計画、配置についての住民要望の考慮と対応という、ここが、お書きになっていることはとてもよく分かるんですが、具体的にもしかしたら前のところにお書きになっているのかもしれませんけれども、ここでお書きになっている住民要望の考慮と対応についての中身ですね。北側の住民の皆様方のコミュニティ施設及び付随する施設等に対する計画についての具体的な住民の皆さん方の要望というのは何でしょうか。具体的に言っていただいたほうが。

○【宮田明幸陳情者】　具体的には、北側に集中している駐輪場、それから駐車場の話です。

○【上村和子委員】　じゃ、北側に今計画されている駐輪場と駐車場をなくしてほしいということでよろしいでしょうか。

○【宮田明幸陳情者】　それをしかるべきところに移動させてほしいということです。

○【上村和子委員】　すみません、移動を求める。とにかく北側に予定されている駐輪場、駐車場の移動を求めるということでよろしいですか。

○【宮田明幸陳情者】　はい、そうです。

○【上村和子委員】　私もですが、多分、ほかの議員も全員ですが、一般質問の中で議員が多分この

件に関して質問したのがありましたよね、今回。そこで答弁もあったんですけれども、陳情者のほうの趣旨説明の中にも若干、最初はひどい対応だったけれども、ここに来て少し市側が住民の声を聴こうとしたり、対応の変化が見られたというようなお話がちょっとあったんですが、恐縮ですが、皆さん方の要望に対しての一番新しい当局の回答について、例えばこういうふうに計画を見直したとか、こういう説明があったとか、ここにお書きになった段階とは違って、また新たな変化というものがもしもあるのでしたら、一番最新の市が言っている説明、計画変更がもしあれば、駐車場とか北の門とか、何かそういうのがあれば、また対応もよくなったということであれば、どういうふうによくなったかとか、一番最新の市の状況についてちょっと説明していただけませんか。

○【宮田明幸陳情者】　まず、先ほどの駐輪場等を東に移すという案があるということは伺っております。それと北門に関してはプライバシーというところで……（「駐車場」と呼ぶ者あり）駐車場もです。駐輪場と駐車場です。

　今のこの地図のところで言うと、このちょうど上のところに駐輪場があるんですけれども、これを分散させるというような話があったと思います。一部は残して、ほかに持っていくという話。あと、北側の門に関しては、プライバシーというところで門を小さくして、それで表に植林なり何をして、直接面と向かった住民に斜めにするということで、その辺のところの配慮、プライバシーについての配慮はするとはおっしゃっていました。

○【上村和子委員】　一番最新がそうなんですかね。後で確認もできますけど、住民の皆さんに説明があったのは、駐輪場と駐車場は分散させると。だから撤去じゃなくて、移動じゃなくて、とにかく分散させていくということと、北門に関しては縮小してプライバシーに配慮した設計にする、そういう説明があったということですが、こういう市の対応というのは住民の皆さん方から見たときに、最初は全くなかった、住民の声を無視しているとかおっしゃっていましたけど、そこから少し住民の声を聴こうという対応に変わってきているというふうに皆様方は評価していると思ってもよろしいですか。それともまだ全然駄目だということでしょうか。

○【宮田明幸陳情者】　確かに前に比べると、そういう面では変わってきたと思います。ただし、そこでおっしゃるお話は、我々の要望を聞くというよりは、自分たちがやりたいことに関してこうなんだというところを説明される、それだけですよね。ですから、最終的に、今もそうなんですけれども、我々の要望と市側でやりたいということは全くかみ合っていないです。

○【上村和子委員】　なるほど。分かりました。ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】　あとどれぐらい御質疑されますか。

　質疑の途中ですが、ここで昼食休憩と致します。

午後０時２１分休憩

◇

午後１時２４分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

　陳情者への質疑を続行いたします。小口委員。

○【小口俊明委員】　では、御質疑をさせていただきます。お疲れさまでございます。

　陳情事項の１番と２番を拝見いたしますと、今計画されている北門の廃止という内容かなというふうに見ましたけれども、隣接住民の皆様の御希望を市が伺って、行政のほうで改善策というものを示した場合、その関連も先ほど御説明の中では一部含まれておりましたけれども、今後も含めて改善を

していこうということで対応した場合、その場合、どのように受け止めをされるおつもりでいらっしゃるかを伺います。

○【宮田明幸陳情者】　行政の方とも４月、７月、８月もそうですけど、ずっとお話をしていますけれども、北側に門を開けることに関しては、我々は今後もずっと反対です。北側に門を開けてほしくないというのは変わりません。

○【重松朋宏委員】　陳情を出していただきまして、本当にありがとうございます。私ども第二小学校の建て替えに当たっては、かなり住民参加でされているものと思っておりましたので、陳情者の陳情の中の記述に、これまで参加の機会がなかったという表現がございましたけれども、３枚目の上から３分の１のところですね。「これ迄、計画案の策定段階での参加もさせて貰えない」という記述があったのに大変びっくりしたところなんですけれども、これまで、お住まいの方にどういう形で、意見を聴かれた機会というのがあったのかどうか。

それから、陳情を提出された後に、市当局のほうから、こういう形で修正してはどうかというような話があったようですけれども、恐らくこの１か月ぐらいの間での市とのやり取りを受けて、どのように感じていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○【宮田明幸陳情者】　まず、１つ目の質疑は、ちょっとマイクのあれが聞こえなかったんですけど。もう一回、１つ目の質疑よろしいですか。

○【重松朋宏委員】　「これ迄、計画案の策定段階での参加もさせて貰えない」という記述が３枚目の上から３分の１ぐらいのところにありまして、私どもは、これまでマスタープランをつくって、設計に至るまで、保護者や地域の方たちの参加がそれなりにされているものと思っておりましたもので、実際にお住まいの方からしてどうだったのかという点と、それからこの１か月ぐらいの、陳情を出そうと思われてからの当局との間での話合いや協議というのをどう受け止めていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○【宮田明幸陳情者】　まず、計画への参加というところなんですけれども、私たちの認識は、マスタープランで出ているこの門ですよね。北の門のところの変更。そういったところに関して一番近くに住んでいる私たちにとっては、直接そういった行政のほうから声をかけてもらったというような認識はないです。

例えば、普通にふだんに、私の家の前にもし何か家が建つとしたら、建てられる方、施工会社の方が直接来て、お声をかけてコミュニケーションを取られると思うんですけれども、さっきも申し上げたように、Ａ４ペラ１の紙が入っていたりとか、あるいは何か看板がどこかに立てられた、そういった情報の提供だと、我々もよっぽど注意して疑問を持っておかないと気づかないですよね。先ほども我々話していたんですけれども、この門に関しては本当に困った、そう思っていらっしゃる住民の方が追いかけていらっしゃったから、我々もこうして気づくことができたんですけれども、そうじゃなかったら、我々知る由はなかったと思います。

ですから、情報って、僕思うんですけれども、伝えたと伝わったって全然違うと思うんですよね。恐らく伝わったと行政の方は思っていらっしゃるかもしれない。伝えたと言っていらっしゃるかもしれない。だけど、実際伝わっていない。これ基本的なことだと思うんですけども、伝えたというのは、結果責任がないと思うんですよね。やっぱり伝わっていないと。そこまでやっぱりやっていただきたいなというのが我々の率直な意見です。

なので、もう一回、質疑の１つ目は、住民の参加という点では、ほかの方はどこかいらっしゃった

かもしれませんけれども、我々、直接影響を受ける住民としては、そういったものには入っていなかったというのは事実です。そう思っています。

それから、陳情に至ってきたときに、最近の動きのことでということなんでしょうけれども、実際、動きがあったのは本当に７月のお話合いをして、そこでも紛糾したわけです。その後に８月、１月後に説明会という形で持っていただきました。ですけど、先ほど申し上げたとおり、何度も我々が北になど門は要らないじゃないですかと。今南にある門、それで本当に十分じゃないかと。実際、学童の８分の７というのは下からしか来ないんですよね。北側に住んでいる方というのは８分の１ぐらい。

よしんば百歩下がって、それでも門を開けたいとおっしゃるんだったら、西側はどうですかという話が出たのはこの前の８月のお話です。それまでの７月は、そのような門を幾つも開ける必要はないんじゃないかと。ましてや、我々住民が反対をしているのに何で開けようとするのか、強行されるのかというのが、何度も言いますけど、我々は理解できない。そこを申し上げたい。その意味が分からないです。なぜ、どういう目的で、何の利点があるのか。いろいろおっしゃいますけど、それはもう役所の方に聞いていただきたいです。その質問というか答えが、我々からしたら、本当に住んでいて現場を知っている我々から見たら、全くナンセンスです。渋滞がするとか。するわけがないです、南の門で。だったらもっと開ければいいし、そんなに生徒が一極集中でがーっと走り込んでくるわけないじゃないですか。そういう状況というのは、もうちょっと現場を知っていただきたいなというところが、我々の今の陳情、それを受けてお話をしている間でまた感じていることですね。ちょっと長くなりましたけど、以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対しての質疑を打ち切ります。

ここで陳情第15号について署名が追加されておりますので、局長から御報告を願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】　それでは、御報告申し上げます。陳情第15号につきまして、その後、賛成署名が63名追加され、外63名となりました。以上、御報告申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　署名の追加については、以上のとおりであります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】　先ほど陳情者の方から、時系列で経過の要点ということで説明が、このＡ３の用紙ですね、ありました。ここで、北側住民の皆さんが2021年３月の時点で、北門が当該説明会の資料に明記されて、「門に直面する住民への市側からの説明は事前になされていない」というふうに書いてあるんですけれども、これは市としてそういう説明はされていないということでいいですか。

○【古川教育施設担当課長】　御質疑いただいておりますとおり、この説明会の開催に当たって、先んじて周辺の住民、北側の住民の方々へ門について御説明をしたという経過はございません。ただ、この経過概要の設計の内容の説明の中においては、門の位置等は明示させていただいたというふうに考えています。以上です。

○【高原幸雄委員】　説明されていないということと、それから2021年６月11日のときにも、北門のことについて検討中で、内容を見直して後日説明会を持ってほしいという住民要望に対しても、市側としては十分な対応がされていないというふうにこの記述では読めるんですけど、どうですか。

○【古川教育施設担当課長】　この６月に先立ちまして、４月にも説明会をさせていただいておりま

して、少し経過をお話しさせていただきますけれども、その中でも幾つか御質問、御意見を頂いたりですとか、あとほかに、例えば日照の関係ですと、そういったところで資料の不足、こういったところの御指摘も頂いております。頂いた意見については、学校ですとか、それから警察との協議が必要な部分もあったり、調整が必要だったり、それから、実際に設計上検討するに当たって、線を引くのに当たってどういうふうなことがあるかというようなことを検討している段階で、まだ皆様にお示しできる段階になかった。検討を引き続きしているというような状態にございました。

そういったこともあって、ただ、資料の不足等の御指摘も頂いておりますので、まずは、できたものから皆様にお示ししていくことが必要だろうと思っておりまして、６月の時点ではまだ検討中でありましたので、その旨をお伝えさせていただきましたけれども、７月には、まず不足する資料の御説明も含めて説明会をやらせていただいたと。検討が進んできて、市としてこういう形がいいのではないかというものが定まってまいりましたので、８月に引き続き説明する、御意見を頂く機会等を設けてきた、そんなふうに考えているところです。以上です。

○【高原幸雄委員】　そうすると、今の答弁だと、やっぱりきちっとした説明がされていないということですよね。

もう１つ質疑があるのは、先ほど重松委員のほうから、第二小学校の建て替えについては、いわゆる住民参加といいますかね、関係者がプロジェクトチームをつくって、いろいろ検討して計画を練り上げてきたという経過がありますよね。そのときにちょっと私、驚いたんですけれども、2021年７月29日のときに、陳情者の皆さん方が校長先生と会ったということで、校長先生は何て言っているかというと、北門開設については安全性より利便性だというふうに答えているんですよね。校長先生もたしか検討会のメンバーだと思うんです。

つまり、そういうことになると、検討会では、例えばこの資料の四角の３のところで言っている、池田小学校の事件の問題に関わって文科省が出した、今後の学校施設については十分な安全性を担保したものにしなければならないという文書がここにあるんだけれども、そういうことは検討会の中では議論されていないということですか。

○【近藤建築営繕課長】　お答えします。検討会の段階では、陳情の中にもあったんですけども、北門の存在は実際なかったという部分があるんですね。（「なかった」と呼ぶ者あり）はい。ただ、その後、学校と実情も含めて協議する中で、北門の必要性というのが出てきたんですけど、じゃあ、その北門の必要性は何かといいますと、先ほどからこちらの意図が説明不足で伝わりにくかった可能性があるんですけども、ここでちょっとお話しさせていただくと、まず距離の関係というよりは、北側に住んでいる方々が、ドアを開けて外に出た段階から学校に着くまでの距離というのが短ければ、それだけ交通事故に遭うリスクは少ないだろうというところを考えまして、それで、南門というのが正門ではあるんですけども、南門と、あともう１つ、北門を造ることで、そういった安全のリスクというものを軽減することができるというふうに市と学校が考えまして北門を造ったという経過がございます。なので、一切、利便性だけを取ったというわけではなくて、生徒の安全も含めて、ここに北門を造ろうというふうに学校とは協議をして決めた経緯がございます。以上です。

○【高原幸雄委員】　北側の門の設置案について、そうすると、これは学校側というか、事務局として提案したということですか。学校側から提案されたということですか。つまり、校長先生ですよね、学校側というのは。どちらなんですか。

○【近藤建築営繕課長】　まず、計画については、市のほうがたたき台をつくらせていただいて提示

をしています。ただ、学校のほうからも条件というものはもらっていますので、学校のほうからは先ほどあった、今現状としては登校ですね。３か所、門を使ってやっている関係もありまして、学校としては１か所よりは複数、最低でも２か所で登校をさせたいと。かつ、短い距離のほうがいいといういろいろ条件を頂いた上で形にしたのが事務局という形になります。以上です。

○【高原幸雄委員】　そうすると、その案件というのは、最終的にはどの時点で確認されたんですか、この時系列で言うと。

○【近藤建築営繕課長】　門の位置関係につきましては、正確には４月28日の段階で示したというふうにこちらのほうは記憶しています。

○【高原幸雄委員】　その４月28日に最終確認された計画案として入っているということで、それは結局、北側の皆さんにはポスティングという形で情報提供というか、要するにこういう計画になりましたよというのは、そういう形になってお知らせをしたということですか。

○【近藤建築営繕課長】　ポスティングではなく、実際に説明会という形で対話はさせていただいています。ただ、ちょっと時間の制約があったということは、御指摘にあるように、長くは時間を取れなかったというのが現状ではあります。

○【高原幸雄委員】　そうすると、先ほど陳情者の方が言っておりましたけど、伝えたという伝える側の認識と、それから伝わって理解したという受け取る側の認識が違っていたということになりますか。

○【近藤建築営繕課長】　北門の話だけではなく、この二小のいろんな意見をその場で聴いているというところもありますので、そこをクローズアップしただけで話を進めるということはできません、限られた時間であるので。いろんな方に意見を頂いた上で、その内容を精査していくという手続を必要としますので、その段階で、もしかすると誤解だったりが生じたおそれはあります。

○【上村和子委員】　陳情者の方から今日、丁寧に説明していただいて、当然、当局も聞いていたと思うのですが、陳情者の方がお配りになられた資料、陳情に至るまでの経過の2018年７月～2019年３月からスタートして2021年７月29日まで、赤枠で何が問題かというふうに事実が書かれてありますが、これは当局の事実認識と同じですか。

○【近藤建築営繕課長】　すみません、当局のほうの手元にあるものが白黒の資料なので、若干薄い部分が赤ではないかなという予想の下でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。（「いいですよ。はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）ちょっと細かく全てどうかというところは割愛させていただくんですけど、一番こちらのほうがお伝えしたかった内容というところで違うのは、安全より利便性という部分を回答したという話だったんですけど、決して利便性を主張したわけではなくて、学校に通う児童の安全を第一として考えて計画をしているところでございます。

○【上村和子委員】　それは、2021年７月29日の校長から言われたというところについてでしょうか。今どの部分を当局は言ったのかしら。

○【近藤建築営繕課長】　失礼しました。2021年７月21日と22日の「児童の安全確保など、全く検討されていなかった」というところだったんですけど、こちらのほうとしては、安全も含めてその場でお答えさせていただいた形でございます。

○【上村和子委員】　ここは少し当局としては違うということですね。

あと私、事実確認なので、最初に――黒枠になっちゃっているのか、そこは。最初の枠で2019年４月から2019年７月まで、北門の存在なし。図面には植栽が明記。これは事実と違わないですか、同じ

ですかという確認なんです。そして、2020年１月、西福祉会館の意見交換会。ここには北門は存在していない。それが３か月たって、４月に１号がポスティングされた。夏、北門に通用門があるということを発見した。こういう時系列が事実かどうかということを確認したかったんです。

○【古川教育施設担当課長】　細かいマスタープランの趣旨とかそういったところもございますけれども、時系列としては、おおむねこのとおりかと思っております。

○【上村和子委員】　おおむね事実どおりだということも確認しました。そうすると、重要なことは、気づいた住民の方が2020年４月にポスティングされたことを受けて、夏頃、困るという声を出されています。政策経営課資産活用を訪問し、男性職員に北側に通用門があることについては困ると言ったと。現在は建物を検討中だから、外構は決まっていないと。後日しかるべき頃に話してもらいたいと回答を受けたから、時期早尚と考え、意見は差し控えたと書いてあります。ここの事実確認をしておきたいんですが、これはよろしいですか、これで。

○【古川教育施設担当課長】　私、資産活用担当課長も兼任しておりますので、その立場で少しお答えさせていただきたいと思います。記憶の範囲になりますので、いつ、どのような形でとはっきり明確に残っているところではないんですけれども、経過というかお話をさせていただきますと、マスタープランに関しては、主にはコンセプトですとか、建物の配置ですとか、仮設校舎を建てないであるとか、大きな建物に関するところとか、繰り返しになってすみません、コンセプト、こういったものを検討する場であったかというふうに思っております。

そういった経過があって、2020年の４月頃、資産活用担当のほうを御訪問いただいたという中で、まだ建物の検討、具体的な検討とか外構の検討というのはこの先になるという、今あるマスタープランの段階では、建物の配置というところをお話ししている段階でしたので、そういった意味で、建物はこれから、外構についてもこれからなんですよということで御案内したのかというふうに考えるところです。以上です。

○【上村和子委員】　そういうことを聞きたいんじゃなくて、私が事実確認したのは、簡単に言いますと、住民の方が、2020年４月頃に配られた複合施設建設だより（第１号）ですかね、ここからですかね。北門、北側に通用門があることに気がついたわけでしょう、存在に。だから、住民の人たちが目にしたのは、恐らく第１号のポスティングで、その時点で北門の存在に気づいたというお話でしょう。それでいいんですよね。だから、それで初めて気がついたとおっしゃった。それまでのマスタープランには北門はありませんでしたよと。だけど、一番最初、自分たちにポスティングされた2020年４月の第１号ポスティングのときに、北門の通用門がありましたよと。それを見て困ったと言ったら、後日しかるべき頃に話してもらいたいと言って、今話すことじゃないというふうに言われたから、意見を差し控えたとおっしゃっている。ここってすごく重要なところですよね。重要でしょう、ここ。2020年４月頃から夏にかけての。ここについて、まず事実として、ポスティングの第１号ですから、第１号ポスティングに、北に通用門があったというのは事実ですか。

○【古川教育施設担当課長】　こちらのチラシといいますか、資料に北門が記載してあったというのは事実です。

○【上村和子委員】　それでは、マスタープラン、その前までの市のほうにはその門はないんだけれども、2020年４月より前、１号ポスティングができる前の段階で、いつ北門を造ることが決定されたのですか。

○【古川教育施設担当課長】　北門を造るという事実が決定されたということはございません。案を

つくっている、検討にこれから入っていくという段階のたたき台の線を引く中で北門の記載がされていたということでありまして、先ほど建築営繕課長も申し上げましたとおり、主として、外構も含めてこういうような配置が望ましいのではないかというふうに決めてお伝えしたのが４月28日の説明会、こういったところになるかと思っています。以上です。

○【上村和子委員】　これ私が聞いても曖昧ですね。その曖昧さが、決まったようで決まっていない。聞きに行って、これ案で書いてあるんですけどと言って、2020年４月の１号の多分チラシを見た人、ポスティングを見た人が、北門があるから自分たちに直接関わるから困ると思って、それは当たり前だと思いますよ。そこでわざわざ市役所に見えられたと。ところが市役所に来たら、担当のどなたか分からないけれども、いや、これはまだ計画ですから、しかるべきときにと言われて、ああ、これは計画なんだ。じゃ、何であるんだ。案であるのか。案であるということは、計画だからなくなってもいいわけですよね――いいですよね、決まっていないというわけだから。だから困るとおっしゃったわけです。困ると。だから当局で――すみません。続けていいんだ。質疑に戻しますね。

つまり、事実として、2020年４月から７月にかけて、北側の住民の方が来られて、北の通用門があることは困ると言ったということはちゃんと聞いていたということですね。これだけ確認しておきます。ちゃんとそれは聞いていたということですね。

○【古川教育施設担当課長】　申し訳ありません。この点については確かな記録が残っていないので、このようなお答えをしたかどうかというところも含めて、確定的にこのようなことがあったというのはちょっとお答えができないです。

○【上村和子委員】　今からでも確認してください。とても大事な１歩です。当事者から言ったときに、一番最初に気がついて、４月に配られたポスティングのチラシを見て、北に、身近なところにあるので困るとわざわざ言いに行った。そのことが記録にないということはとんでもない話ですよ。これはとても大きな声です。

次へ行きます。まだ詳細に記録がないみたいですから、今からでも、誰が対応したか、どういうことだったか、そのことはちゃんと、それから、２番目の質疑に入りますが、ここで４月におっしゃった。北側で、北の門は困ると言った。しかし、そのままになったようですけれども、その後もずっと寝耳に水の状態があったということですよね。

そこで、じゃあ、当局として、北側の住民の方々が、北門に対して強い反対の意思があるということに気づいたのはいつなんですか。これはちゃんと対処しなきゃいけないと気づいたのはいつですか。

○【古川教育施設担当課長】　意見として多く頂きということを認識したのは、４月28日の説明会だったと思っています。以上です。

○【上村和子委員】　じゃあ、当局の中で、４月28日の近隣住民説明会において、多くの住民の人が反対しているということを認識された。本当はそれより前におっしゃっているんですよ。１年ぐらい前に。ですが、当局の認識は４月28日だったと。この段階でも職員さんは、まだ計画の段階であり、意見を検討する旨の回答をしています。この答えは正しいですか。この段階。そのとおりでいいですか。まだ計画の段階であり、意見を検討する。これはこのとおりにお答えになられた。これでいいですか。事実は間違っていませんか。

○【古川教育施設担当課長】　細かい言い回しはございますけれども、検討させていただくという旨のお答えはさせていただいております。以上です。

○【上村和子委員】　検討するということは、廃止も含めて検討をすると。北側の住民の方々は、北

門はとても様々な理由で困るとおっしゃっているわけですから。そういう中で、しかし依然として、この６月、その下に「『まちづくり条例における大規模開発事業の手続き』は、住民の声がなかったかの様に強行された」と書いています。これもすごく重要な言葉ですね。１年前からこうやってきたけれども、なかったかのように強行された。

その次もそうですが、「『北門新設』は、決定事項としての扱い。市民の声は無視された」。ずうっと計画段階で、ずうっと計画段階ですよ、計画段階ですよ、まだ決まっていませんよと皆さんは答えて、あるとき、決まりましたよというふうに変わった。住民の声がなかったかのように強行された。そのまま来たから、だから陳情された。私はすごく怒りを感じます。住民の方の怒りは分かるような気がします。これが事実だったらとんでもないことです。だから確認したんです。

○【遠藤直弘委員長】　確認しますか。

○【上村和子委員】　はい、お願いします。

○【近藤建築営繕課長】　まちづくり条例自体は、住民の方々の意見を聴く行為でありますので、まずは皆さんの意見を聴いて、反映できるものは反映していきたいというスタンスは取っておりました。ただ、７月21日の説明会のときに関しては、先ほど古川課長のほうからも話がありましたけども、その前に日影の関係だったりとか、いろいろ宿題を頂いているものがありましたので、それを先行して説明してしまったばかりに、これまで検討していた内容がどうだったのかというものを省いてしまってお話をさせていただいたのが事実であります。

なので、そのときに指摘も受けましたけども、全然質問に対してお答えしていないというお叱りがありましたので、次の日、22日に関しては、これまでどういう経過をしていたのかということを説明させていただいたということでございます。

○【上村和子委員】　じゃ、質疑をちょっと変えますね。建て替えに当たって、当局の計画の中で出てきた北門を造りたい。それは内部的には私は分かるような気がします。北門があるといい、南門からつながったほうがいい、北門をどうして造りたいかというふうに、北門を計画上、その北門という案が出てきたという何らかの理由とか理屈があることは想定できます。問題は、だからといって強行してはいけないんじゃないのかなと思うわけです。

そこでお聞きしますが、こういう門を造ったり、南門も含めてそうです。いろんな建て替えをするときに、四方八方、そこに住んでおられる方は様々なことを思います。その様々な方々が、何十年も今まで落ち着いていたものが変わっていくわけですから、そこで動揺されたり、いろいろ思われることは当たり前のことですよね。そういう住民の環境の変化に対して、住民の声を聴いて、住民環境が変わらないように配慮をしていくということは行政の責務なんじゃないでしょうか。これはどなたか答えてください。

○【橋本教育次長】　まさに今質疑委員さんが言われたように、我々が様々な計画、特にこういう公共施設の建て替えというふうなことをやっていく中で、当然まちづくり条例というふうな、紛争の未然の解決という仕組みがありますので、我々としては近隣住民の皆様方の意見をしっかり聴きながら、それに対応してどういうふうな配慮ができるのか。これがすみません、10言われてなかなか10できないとしても、じゃあ５だったら、６だったらできるのかと、そういう視点を持ちながらしっかりと話し合っていくというふうなことは必要だと思っていますし、今も私どもはそういう姿勢を持ちながら、この間、ここには出ていないですが、８月28、30日の説明をさせていただく意見交換の中で幾つか御意見を頂いていますので、それは持ち帰らせてもらって、それに対する検討を今しているという状況

でございます。

○【上村和子委員】　じゃ、もう１つ確認します。ということは、当局は近隣住民の声を聴くのは、まちづくり条例に基づいての手続に入った段階から住民の声を聴けばいいというふうに判断されているということですか。それまでの案をつくるときには、住民の声はいろいろあるから逆に聴かなくてもいいということですか。

○【橋本教育次長】　少し言い方が誤解を生じたかもしれないんですが、そういうわけではありません。当然、まちづくり条例というものはしっかりと遵守しつつ、これはマスタープランから始まった話ですので、しっかりと住民、近隣の方とか、関係者の方々の意見を聴きながら、それをどう集約しながら、また地域の方の意見も聴くという姿勢は条例以外の中でもしっかりと我々としては対応していかなきゃいけないものだと考えているところでございます。

○【上村和子委員】　もう一度。一般論を話しているんじゃなくて、教育次長、今日出された陳情者の方の時系列に即して答えてくださいね。

陳情者の人は、簡単に言いますと、一度も聞かれていないんですよ、これまで。御自分たちが一生懸命言いに行っているんですよ。造らないでくれとか。聞かれたことがないということを問題にされているんですよ。だから、住民の声を聴かないで造っていいんですかということが最初の質疑ですよ。配慮をしなくちゃいけないんじゃないですかというのが２番目の質疑ですよ。当然、それは必要だとおっしゃっているけど、聴いていないじゃないですか。言われて説明をしているだけなんじゃないですか。

御自分たちでポスティング、去年の４月の段階のときに持って回りましたか。持ってこういう案、特に北側の住民の方たち、10軒か分かりませんけど、一番影響を受けるようなところに、実はこういうふうな案になっていまして、皆様方、この件に関してまだ案ですので御意見をいろいろ聴かせていただけませんかとか、こういう行動をしましたかということです。したかしなかったかだけ教えてください。

○【古川教育施設担当課長】　このポスティングに関してですけども、北側のブロックだけではなくて、おおむね３ブロック程度以上離れたところにも配っております。ですので、配ったですとか郵送も含めて2,300部ぐらい配付をしております。そういった状況でありますので、この二千数百軒を一軒一軒訪ねて回ってということは、時間的にはちょっとできない状況でございました。

○【上村和子委員】　だから、そのときにそこから出た意見をどうしようと。意見は出ないと想定したんですか。もしも二千幾らでポスティングが精いっぱいだとしたら、そこに御意見があったら、ぜひ説明に伺いますからとか、そういう一筆は添えましたか。

○【古川教育施設担当課長】　御指摘のような記載はしておりません。

○【上村和子委員】　今日、陳情者がおっしゃいましたよね。民間でもそれはやるんじゃないですかと。2,000で回れなかったら、その紙にちゃんと御説明に伺いますからという一筆を書いていれば、わざわざ４月に市役所まで御足労をかけることはなかったですよね。自分たちから行けた。そこからやり始めなければ、通じるものも通じないですよ。だから陳情までなったんですよ。聞かれたことがない。今までに聞かれたことがないということは存在を無視されることです。自分たちが一番直接被害を被る。被害ですよね。そこの当事者を抜きに計画されたじゃないかという怒りを今日物すごく感じられました。

時間だけは戻らないから、今からでも副市長や教育長を筆頭に、今日出された陳情の方々と一生懸

命話を始めたらどうですか。どういう御意見があるのか。自分たちが言いたいことを説明するんじゃなくて、聴くという。そこに徹してから始めたらいかがですか。どうですかね。今日、副市長、教育長。

○【雨宮教育長】　この間、事務局も、時期は遅かったですけれども、個別のお話を伺う機会というのは設けさせていただいたということでございます。私もそのお話を聞く中においては、住民の皆様とお話をしていきたいと考えているところでございます。以上です。（「副市長は」と呼ぶ者あり）

○【竹内副市長】　私、本件は教育委員会の所管の事案でありますので、その範囲でお答えさせていただきたいんですけれども、過去に、類似するとは言いませんけれども、やはり近隣の皆様とある公共施設を建てるに当たってやり取りをした事案がございます。これは結果としては、双方理解をするという形に終わりましたけれども、やはり時間のかかるものなんですね。それで、やはり丁寧にやることが最も重要なことだと私はそこで教訓を得ましたけれども、しっかり住民の皆さんの声を聴く。それから、必要なら必要という行政側の必要性を訴える。そこで双方意見は対立するわけですけれども、どのような形でそれが調和できるかという努力はすべきだと思います。これは恐らく時間はかかるだろうと思いますけれども、必要な時間をかけて、声を聴いて、お互いに意思を確認し合っていくということは必要な行為かなというふうに理解しております。

○【上村和子委員】　最後にもう一遍確認しますよ。私が言ったことが事実と違ったら、必ず手を挙げて言ってくださいね。皆さん方は、これまで住民からはいろいろ困るというふうに言われたけれども、自らが１号ポスティングをする段階から、自分たちはこうするという情報は発信したけれども、これについて何か御意見がある人は、自分たちが出向いていって伺いますから、説明しますから、お話をお聞かせくださいという形で、１号ポスティングの段階においては、そういう丁寧な一札は入っていなかった。単純に配っただけだった。それで、住民説明会が始まって、北の住民の人たちがやってきてそれは困ると強く言われてから、その話を伺ってどうにか対処を考えるようになった。このやり方が全部駄目だということを今日私はお伝えしたわけです。

建物を変えるときには、最初に話を近隣の方に伺っていく。自らが伺っていく。説明をしていく。保育園の建て替えでもみんな職員の人たち、それやっていますよ。近隣をずうっと１軒ずつ歩いて。2,000軒とおっしゃいましたけれども、直接影響を被るところを絞り込んで、どんな方法でもできたはずです。やっぱりそういう最初の１歩をちゃんと誠実にやらなかったから今回の陳情につながったと私は思っています。そのことの修正がなされていない。

ですから、私は議会としてもう一度、住民の方たちに話を聞きに行って、これまでのことをおわびして、そして、どういう被害が出るのか。何が御心配なのか。どうしたいのか。そういうことを教育長自らが、副市長自らが、今までは課長さんたちが一生懸命なさっていましたけれども、もう今後については、リーダーが率先して話を聞きに行くべきだと。それはこれまでのおわびも含めてです。まずそれだけはやっていただけると思っていいのかなということを最終確認しておきます。

○【雨宮教育長】　先ほど申し上げたとおり、お話を伺いに行きたいと思っています。

○【藤江竜三委員】　幾つか質疑させていただきます。４月28日に御意見を受けてなんですけれども、その後、御意見を受けてどう具体的に検討したのかというところがいまいち分からなかったので、その辺りの回答をお願いいたします。８月28日、30日にも説明をしたということなんですけれども、その辺りも含めて、よろしくお願いいたします。

○【古川教育施設担当課長】　４月にも北門に関しての意見を頂いているということは認識しており

ます。先ほどの御説明と重なってしまいますけれども、実際に北門をなくすことになった場合に、どのようにしていくかという設計上の可能性ですとか、それから警察ですとか学校との協議、こういったことも必要でございました。実際に様々な案を検討する中で、頂いた意見も含めて、市としてこのような案でいかがでしょうかというのを決めることができたのが８月28日のところになってしまったという。その間お待たせしてしまったことに関しては非常に申し訳ないと思っておりますけれども、時間を要してしまったというところが現状でございます。

○【藤江竜三委員】　ですから、４月28日に意見を受けて、各所と交渉なり、具体的にこういうことはできるのかといろいろ検討していて、８月28日、30日に一定のこういうのがあるよというような案を返したということでいいんですか。その案というのがこれと違うなら、具体的にこういうことも一応検討に今上がっていますというのがあるならば、それを教えていただきたいんですけれども。

○【古川教育施設担当課長】　様々な検討をした結果として、市としてこの案でどうか、これが望ましいのではないかといった案の内容につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

当初の案につきましては、当初のそもそもの学校の配置から申し上げますと、校地全体に対して、右側、東側が校舎ですとか、複合施設の配置になっております。左側全体がグラウンドということになっておりまして、その境の部分、ちょうど真ん中の辺りに南北に通る通路、こういうものを想定してはどうかというのがマスタープランの配置でございました。その配置に従って、門を南側、それから北側に開けていくというようなものが４月の段階での計画でございました。

御意見を踏まえまして、８月にこの内容でどうでしょうかということでお示しをさせていただいた内容については、北側の門、当初3.5メートル、４メートル前後の大きな車も通れるような、道路と正対するような門を想定しておりましたけれども、これを1.8メートル程度の子供が通用できる程度の門に縮小しまして、さらに正対していたものを西側に向けて門を開くような形に取っております。その上で少し西側にずらしまして、直接道路、それから正面のお宅と視線が相対しないような形に角度を変更するとともに、同じように目隠しといいますか、視線に配慮しまして、植栽ですとか、こういったことの検討も進めていくというようなことで考えております。

それから、当初については、先ほど申し上げたように、車の通行とか、それから、その他一般の方々の通行というのも想定していたところではございますけれども、案を修正していく中で、先ほども申し上げた子供たちの通学路というようなところで考えたときに、どうしても子供だけは北門を通してもらいたいというようなことで、子供の登下校に限る、こういった形で、その他一般の方の使用ですとか、教員の使用というのは南門を基本的には使っていただく。こういった運用の修正なども学校などと相談しながら決めてきたというようなところがございます。以上です。

○【藤江竜三委員】　分かりました。それで、陳情第15号の資料で、①、②、③というふうな形で、今までなかった人の流れができることでの住環境の著しい変化、学校と複合施設の併設による複数の出入口の設置と小学校児童の安全性の問題、３、ゲリラ豪雨、数十年に１度の豪雨による北側地域への雨水流入と浸水リスク。この点を１点ずつ確認していきたいんです。プライバシーについては、人それぞれ感じ方がいろいろあるのかなと思うところなんですけども、飛び出しリスクというところについて、当初の計画でどの程度リスクを市としては見込んでいたのか。私としては、他の学校でも既にこういった形状はあるのかなと思っていたんですけども、その辺りについては、どういうふうに考えていたのかとか、何かあれば。

○【近藤建築営繕課長】　お答えさせていただきます。現状なんですけども、二小については、東西

南北のうち、南側、あと西側、そちらのほうに歩道はございます。学校長の話を聞く限り、二小の生徒は、基本的にかなりきちんとルールを守る生徒がいますよという話は聞いています。実際にそういったものがあると事故等は起こっていないという話を今受けているところなんですけど、現状、北門を造る際には、校舎の敷地を少しセットバックしまして、２メートルの歩道を造る予定でございます。もちろん、飛び出し等が出ないようにガードレール等を設置しまして、安全に通行できるように整備をしたいと思っておりますので、飛び出しに関してはないものというふうに考えて計画していました。

○【藤江竜三委員】　歩道とガードレールもあるわけですね。分かりました。

あと、学校と複合施設の併設による複数の出入口の設置と小学校児童の安全性の問題ということで、大きな３で小学校施設整備指針というのがあるかと思うんですけども、「周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である」というところが赤くなっているのと、(2)で「死角とならない位置に門を設置することが重要である」というような指摘があるかと思うんですけれども、この辺りについては、市としてはどのように考えて対応していこうと思っていたのか。また、これはクリアしていると考えていたのか。どのように捉えていたのでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】　指針のほうは、きちんと遵守する形で計画をしていたところではあるんですけど、じゃ、どう考えていたのかというところを御説明させていただきたいと思います。

まず、先ほど計画上にありましたけども、東側に建物、西側に校庭、真ん中に南北通路というかなり広い通路を設けております。実際に図面等、添付資料等を示されていると思うんですけども、直接、職員室の中にいた状態では視認できないのは確かでございます。ただし、あくまでも見通しがいい状態かどうかなので、先生たちに関しては、必ずしも職員室だけではなくてほかのところにもいますので、そういった部分でかなり見通しがいい状態はつくっているというふうな形で考えております。

あと、指針の中では、近隣の方々に配慮するようにという形が重要であると書いてあると思うんですけども、うちの計画についても、南北通路に関しては緊急車両がきちんと通れるというふうな形で計画しておりました。仮にですけれども、北側で何か災害等があった場合に、この通路を使ってそういったものに従事するというふうな形で計画していたので、近隣住民への配慮ということは、こちらのほうを考えながらつくっていたところではあるんですけども、ただし、説明会等の中で、プライバシーだったりとか、いろいろ私たちが配慮し切れていなかった部分というのは確かにありますので、そういったことを聞きまして、配慮できる部分に関しては今、随時対応しているというところでございます。

○【藤江竜三委員】　それでは、ゲリラ降雨について、何かあればお願いいたします。

○【近藤建築営繕課長】　説明会のときには実際にお示しできなかった部分があるんですけども、国立市には内水浸水想定区域図というものがホームページ上に載っていまして、そちらについては、東京都下水道局が出しているものなんですけども、作成については令和３年２月でございます。これを見る限りだと、北側については、153ミリの雨が降ったとしても浸水はしないというふうにされています。ただ、だからといってしないかということにはならないと思いますので、きちんと計画の中では、条例も要綱等もありますので、宅内処理というものをきちんとした上で、北側の住民に対して迷惑がかからないような計画で進めていきたいと考えている次第です。

○【藤江竜三委員】　宅内処理について詳しく御説明をお願いいたします。どういうふうなものなのかということを。

○【古川教育施設担当課長】　今計画しているものということで御説明させていただきます。恐らく

危惧されていらっしゃいますのは、北側の門があることで、その北側の門の部分のインターロッキングを通じて雨が北側の道路に流れていってしまうのではないかということを危惧されているのかと思います。ですので、その点について御説明させていただきます。

北側の門から外に雨水が出る手前に、側溝といいますか、水を導くようなものを用意しようと思っております。それで、北側の門を通じて北の道路に流れ出る水をそこで受け止めるということで考えておりますけども、その水に関しましては、先ほど近藤課長が申しました宅内処理の原則にのっとって浸透施設を設けます。その浸透施設に、側溝に来た水を管でもってつなぐというようなことを考えております。そこで北側に向かって流れ出したものを受け止めて、浸透施設に導くということを考えておりますけれども、大きく雨が降ったときは、その浸透能力を超えてしまう可能性もございますので、今度はその浸透施設からオーバーフローしてしまった分を下水へ導くというような形で施設の計画のほうはしていきたいと思っております。簡単ではございますが、以上になります。

○【重松朋宏委員】　本陳情のポイントは、北門の配置計画がいつ、どこで、なぜ出てきて、そしてどこで固まったのか。あるいは固まっていないのか。そして今後、変更する余地がどこまであるのかということだと思うんですけれども、一つ一つまず事実関係を確認していきたいと思います。

陳情の資料の2021年６月11日の一番右のところに、「『まちづくり条例における大規模開発事業の手続き』は、住民の声がなかったかの様に強行された」とあります。まちづくり条例の手続でどこまで来ているのかをまず確認したいと思うんですけれども、これは大規模開発構想の届出があって近隣住民説明会に入る手続になっていると思うんですが、届出はいつ出されたんでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】　すみません、何月何日という資料が手元にございませんので、ざっくりとした回答をさせていただきたいと思います。

まちづくり条例の説明の機会に関しては、大まかに申し上げますと、構想の段階と、それから開発の段階と２つあるかと思っております。その２つの説明の機会につきましては、まず４月と、それから７月ということで、その２つの説明の機会をさせていただいたということで考えております。ただ、市としては、我々としてはまちづくり条例の手続に準じたといいますか、その説明の機会だけに限るということは全く思っておりませんので、そういったところで８月にも御説明をさせていただく機会を設けましたし、今後も宿題を頂いているところもございます。ですので、意見交換ですとか説明をさせていただく機会というのは、まちづくり条例によらず、多数の機会を設けていきたいと考えているところです。以上です。

○【重松朋宏委員】　大規模開発構想の届出があって、その開発構想に対する説明会が４月28日だと。私の認識では、その説明会が１回では終わらなくて、続いているという認識だったんですけれども、そうではないということでよろしいですか。説明会の報告書が出されて、もう次の手続に入っているということですか。

○【古川教育施設担当課長】　４月の説明会の御報告の手続をさせていただいて、委員がおっしゃいますように、次の開発のステップに進んでいるというような状態だと思っております。以上です。

○【重松朋宏委員】　開発のステップに入ると、そこでももう一度、近隣住民の説明会があって、報告書はそこでもう出してしまっているんですか。

○【古川教育施設担当課長】　報告書のほうも提出をさせていただいております。

○【重松朋宏委員】　ということは、４月28日が大規模開発構想の説明会。報告書が出て、開発事業に入って、開発事業の説明会が７月21日と。それ以降の、答弁の中にありました８月の説明会という

のは、まちづくり条例の手続と別の説明会であると。まちづくり条例上はどこまで行っていて、これからどうなるんでしょうか。これはこの事業がどこまで修正が利くのかということに関わってくるんですけれども。

○**【古川教育施設担当課長】**　まず、修正につきましては、今日も御意見等、西門の話等も頂いておりますので、検討は随時していきたいと考えておりますけれども、まちづくり条例のいう定義といいますか、その手続について今後どういうふうに進んでいくかということかと思います。説明会の報告はさせていただいて、意見書も頂戴したという段階にあるかと思っていますので、それに対して事業者としての市と市側の見解書というものを今現在提出している段階でございます。

今後の手続についてどのようになるかというのは、審議会ですとか都市計画課のほうで進めていくことになるかと思いますけども、ガイド等を参照すれば、調整会、そういうようなものが今後開催される可能性のあるものとして挙げられるかと思います。

○**【重松朋宏委員】**　まちづくり条例上は、調整会の開催のような形での段階にもう進んでいっているということが分かりました。

そこで、北門の設置の計画が、いつ、どこで検討されたのかということなんですけれども、４月28日に提示したというのは、今年の４月28日の近隣住民説明会のことですよね。４月、４月とこれまで言ってきたのは、昨年の2020年の４月の複合施設建設だよりに北門が入っていたということなんですけれども、恐らくその前に、市と学校と協議する中で北門を造りましょうということが、その前の段階で話し合って入っていると思うんです。それがいつ、どういう形で入ったんでしょうか。

○**【古川教育施設担当課長】**　北門について、南門と北門を通用させること、それから車等の乗り入れも、北門、南門を中心としたほうがいいだろうということを学校とも協議して、市の計画としてメリット・デメリットも考えてお示しさせていただいたのが今年の４月というふうに考えております。昨年の４月の複合施設建設だよりにつきましては、細かい協議等を進める前の段階であったと考えておりまして、この段階ではまだラフスケッチというような段階で、皆様に敷地の全体像をお見せする中でこのようなものを出していったというふうに考えているところです。以上です。

○**【遠藤直弘委員長】**　重松さん、まだ続きますよね。

○**【重松朋宏委員】**　はい。

○**【遠藤直弘委員長】**　ちょっと１回、一息入れさせてもらいますね。

質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午後２時３０分休憩

◇

午後２時４７分再開

○**【遠藤直弘委員長】**　休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続けます。重松委員。

○**【重松朋宏委員】**　先ほどの質疑の続きなんですけれども、2020年の４月に複合施設建設だより（第１号）が配られまして、その中に学校通用口という記載で北門の存在が明記されました。その前に、恐らく学校と協議する中で、ここに学校通用口をということが市の内部で話し合われて、そこで複合施設建設だよりに入ったと思うんですけれども、それがいつ頃、どういう形で入ってきたのか。市のほうからこういう施設配置だからここにあってもいいだろうという形で出てきたのか、あるいは学校のほうから施設の配置がほぼ決まったので、様々な理由で北と南に学校通用口を造ったほうがい

いというような話が出てきたのか、その辺りの経過についてはいかがですか。

○【古川教育施設担当課長】　まず、学校、市のどちら側の提案で、北門、南門等の外構計画が提示されてきたかということについてお答えさせていただきますと、先ほど近藤課長が申し上げましたように、基本的には市のほうで設計者と一緒に検討しておりますので、市のほうで案を練って学校側に内容を確認していただいたり意見を求めたりという手順で、この北門、外構に限らずそういった手順で設計のほうは進めてきております。

複合施設建設だより以前にということで御質疑を併せて頂いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、複合施設建設だよりについては、まだ細かな協議をする前のラフプランの段階であったというふうに私は認識していますので、具体的に北門等の外構の話をしてきたのはそれ以降ではないかなと考えています。以上です。

○【重松朋宏委員】　ただ、これ大事なところで、いつ、誰が言い出してこういう形になったのかというのをはっきりさせておかないと、何となく出てきて、何となくそれが前提でずっと進んできて、ずうっと検討中、検討中だけれども、あるときいきなりこれでもう決まっていますのでという話になってしまうので、いつ頃この北門の話が出てきたのかというのをきちんとしておきたいと思うんです。先ほどの答弁ですと、学校のほうからというよりは、設計者と市の間の協議の中で、こういう配置の中では南側と北側にそれぞれ１か所ずつ学校通用口というのをラフで入れておいて、その後学校と話をする中で、学校のほうもこういう形がいいだろうというような形で受け入れられていったという認識でよろしいでしょうか。

○【古川教育施設担当課長】　おっしゃるような手順で進めてきたと考えております。ただ、１つお話をさせていただきたいのは、この外構プランで、これでもう最終プランで決定ですという段階とは思っておりませんので、これは今も案の段階であって、今後も検討していく内容であると考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】　ということは、陳情者の資料によりますと、６月11日まではまだ検討中だと。しかし、１か月後の７月21日はもう決定事項として説明されたとあるんですけれども、そうではなくて、現段階でも、あくまで最終決定されたものではなく、１つの検討、北口の設置も含めて検討中ということでよろしいんですか。

○【近藤建築営繕課長】　７月の段階、４月の段階ではあるんですけど、市の考え方はこうですという回答をさせていただいたのは間違いございません。ただ、それが、これで終わりですよという言い方ではなくて、意見を教えてくださいという姿勢だったもので、先ほどの古川課長の決定ではないという意味合いはそこの部分でございます。

○【重松朋宏委員】　ちょっと分かりづらいんですけれども、結局、つまるところ、北門の位置も含めて動かせない、もうこれでコンクリートですよというふうになっているのか、なっていないのか。

○【近藤建築営繕課長】　住民の方からの質問の中で、なぜ北門が必要なのかという質問がございましたので、市のほうとしては、その質問に対して、こういう理由だから必要なんですという回答はさせていただきました。ただ、実際には、学校の校長にも、本当に北門が必要でしょうかとか、そういう話は投げさせていただいております。その中で学校側からも、やはり２か所門が必要だとか、そういう意見を頂いていますので、次のときの説明会では、やはり必要でしたという回答をさせていただいたんですけども、７月21日、22日の段階で、北門ありきでの討論はしないでいただきたいという話がありましたので、その場で、あとは８月28日、30日の段階でもそういうお話がありました。

なので、今後については、北門を必ず造るという姿勢ではなくて、これから北の住民だったりとか、あとは今在校している方々、そういった方々にもアンケートだったりを配って、必要性というのを聞いていきたいと考えているところです。

○【重松朋宏委員】　ということは、今後も柔軟に、もちろん陳情者だけではなく、現在の保護者や子供、ほかの近隣住民との話合いを続けていきながら、最終的に決定するということでよろしいですか。

○【近藤建築営繕課長】　そうですね。実際に８月30日の段階でも、私は北側を使ってもいいという話をした方も実際にはいらっしゃったので。だからといって造るわけではなくて、実際に造らなくなったときには、逆の立場で何で造らないんだという話がもしかしたら出てくる可能性もありますので、この辺りについては、実際に造るべきなのか、それとも造らないほうがいいのかだったりを、全てというか、いろんな方に意見を聴いて調整をしていきたいなと考えているところです。

○【重松朋宏委員】　その調整というのは、いつぐらいまでにまとめないと着工の、着手のスケジュールに影響が出てくるというのはありますか。

○【近藤建築営繕課長】　あくまでも事務的なスケジュールだけで恐縮ですけれども、12月頃には確認申請をしないとスケジュールは乗ってこないというところがありますので、少なくとも11月の頭、10月の終わりぐらいには決定をしていないと、スケジュール的には黄色信号、赤信号がつくという形です。以上です。

○【重松朋宏委員】　それは完了のスケジュールから逆算していった着工のスケジュールに影響が出てくるということかなと思うんですけれども。最後に、陳情者との質疑の中で出てきた北門の実際の設計ですとか、あとは駐車場、駐輪場の位置の変更という話が出てきましたけれども、正式な答弁の中では出てきていないので、具体的に運用面と、それから設計面で、この間どういう提案を市としてはされているのか、最後に伺います。

○【近藤建築営繕課長】　駐輪場のことで言いますと――まず駐車場ですね、駐車場を北のところに用意していたんですけど、車の動線と帰りだったり行きの児童の動線が重なるということもありまして、これを北から東にずらしてはどうかという検討を今しているところです。そうすることによって動線が変わってくると。重ならなくなるというところがございます。

ただ、しょうがいしゃの方というのは、東に持ってきてしまうと、東というのは高低差があるので、１度車を止めたら道路に出て中に戻ってこなきゃいけない形になるので、ちょっと車椅子の方には優しくないなというところがあるので、車椅子の車だけは北に残してはどうかというのを検討しているところですけれども、それも含めて東にできないかというのも宿題を頂いているので、併せて検討しているところです。

駐輪場については、北のところに、体育館の背面ですね、33台ほど駐輪場を用意しているんですけど、これというのは教職員が使う駐輪場でございます。なので、一般の方がここに止める駐輪場ではないんですけども、まず、ここから南だったりとか、あとは今、体育館棟と校舎棟の真ん中辺りのスペースが空いていますので、その辺りにも置けるのかどうか。ただ、ここは緊急車両が入ってくるのでどうかというのもあるんですけど、そういった位置をずらせるのかどうかというのを今検討しているところでございます。

委員長、すみません。先ほどの、いつ門の話が出たのかというのが、今資料が届きましたので、併せて御説明してもよろしいでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】　はい、どうぞ。

○【近藤建築営繕課長】　令和元年８月27日火曜日なんですけれども、学校とのヒアリングの中で、出入口の数についての話に触れられています。学校の関係者というか先生ですね、入り口が１か所では十分ではないという話があったのと、北、南について１か所ずつあったほうが望ましいという話を受けて設計を進めていったところであります。これだけではなくて、実際に配置計画に関して、図工室だったり、その一個一個のものについて各先生にヒアリングをした結果で、配置図だったりとかそういうものを今決めていっていて、最終的にフィックスしたものを住民の方々に御説明しているというのがこれまでの経緯でございます。以上です。

○【小口俊明委員】　安全管理上の話を伺いますけれども、陳情またその陳情者の御説明の中でも触れられていました。過去の池田小の事件後、出入口は１か所という話にもなっておりますけれども、これ文科省の指針に照らして国立市の教育委員会のほうでは、出入口の設置ということにおいては、どのようにその通知を捉えて考え方を決めているのかを伺います。

○【近藤建築営繕課長】　お答えさせていただきます。文科省のほうなんですけども、当市についても再度、東京都を経由して文科省のほうに聞きました。実際に門を１か所にしなさいということではなくて、地域性だったりとか、そういうものを鑑みてやってくださいと。鑑みてというところを強調されました。なので、うちのほうとしては、１か所がどうのこうのということではなくて、生徒に安全を、及ぼす要素がどこにあるのかというのをまずは検証して、結果、いろいろ不審者も含めて、交通事故も含めて、門は２か所あったほうがいいという結論づけをさせていただきました。以上です。

○【小口俊明委員】　もう１つ、池田小の関連で伺いますけれども、このときの話で、池田小の事件のときでありますけれども、門が開いていたので不審者が侵入できたと。こういう状況があったという報道もあったかなと思いますけれども、もし第二小学校のときに、正門も含めて学校の門というものは常にオープンの運用をしていくのか。どういう運用をするのか伺います。

○【近藤建築営繕課長】　まず、二小の件で言いますと、基本、北側については登下校、今ちょっと下校はどうかというところはありますけど、登下校の児童のみの門という形で整理させていただいて、それが終われば、施錠してきちんと不審者が入らないようにすると。南門については、常に開けておくわけではなくて、呼び鈴だったりとか呼出しだったりとかで、きちんと学校関係者が、どなたが来たのかを把握した上で開門をするというふうな形でセキュリティーは守ろうと思っています。以上です。

○【小口俊明委員】　いずれにしても、施錠を伴い、必要なときだけということのようですね。

もう１つ別の角度で伺います。先ほど来の質疑の中でも一部話が出てきたんですけども、もう一回明確に、北側の出入口、北門を設けようとしている目的、これが何か利便性とか、そういう抽象的なことの話は出るんですけども、通学の児童がやはり中心だと思うんです。児童にとってここに北側出入口を設ける意義、目的というのはどういうところにあるんですか。

○【近藤建築営繕課長】　マスタープランから南門が正門というところは決まっておりますので、南門は皆さん、必要性があると思っているところだと思います。北門ですけれども、南門だけですと、登校に関しては時間的に生徒が集中する時間帯が出てきます。そういったときに、南門だけでは賄い切れないだろうというのが学校が危惧しているところでありまして、もう１つ門を設けることによって分散ができるというところで２つの門が必要ということであります。

じゃ、どこかというところで、北門になってくるんですけど、先ほど最初に私が申し上げたんです

けど、生徒が家から出て学校に着くまでの距離、これが短ければ、その間に交通事故等が起こるリスクが軽減されるのではないかというふうに市のほうは考えまして北門を造ったという経緯がございます。

また、あわせて、当市に関してはソーシャルインクルージョンを掲げておりますので、北にそういった対象の方が住んだ際に、南門まで車椅子で来てくださいということはちょっと難しいと考えておりますので、できれば北に門を１つ設けることによって、普通に友達と一緒に通学だったりが安全にできるのではないかと考えまして北門を設置した次第でございます。以上です。

○【小口俊明委員】　北門ということの中で、車椅子であっても南まで回らずにというお話でありましたので、この今現状の設計は、車椅子の方も通行できる設計になっている、ユニバーサルデザインになっているということでよろしいですか。

○【近藤建築営繕課長】　北側と歩行するところ、幅員に関しては２メートル取っていますので、十分そういった方でも安全に通行できると考えております。以上です。

○【小口俊明委員】　分かりました。それで、先ほど陳情者のお話の中で、子供たちの人数の話が出てきて、そのとき私が聞き取ったのは、全体の８分の７が北側以外の皆さんというんですかね、南側なのか。恐らく学校の周辺ですから、東西南北それぞれに子供たちは住んでいると思いますけれども、北側に限って言うと、全体の８分の１の児童という話でありました。これは当局がつかんでいるデータからすると、人数で言うと何人ぐらいの規模なんですか。

○【古川教育施設担当課長】　詳しい児童の数は精査をしなければいけないと思っておりますけど、私が記憶している範囲であると、二小の生徒は400人前後だったと記憶しておりますが、そのうち50人程度が二小の校地より北側に居住していると認識しているところです。以上です。

○【小口俊明委員】　50人と聞くと大分多い数字にも思いますけど、北側と言ったとして、北側において西方面なのか東方面なのか。もう少し詳しく見ていくとすれば、どういう分布になっているかつかんでいらっしゃいますか。

○【古川教育施設担当課長】　北西なのか北東なのかという詳しいところまで、すみません、数字はつかんでおりませんけれども、いずれにしろ、北西、北東、どちらの子も平等にといいますか、最短で来られるところは北の真ん中ということになるのかなと思っています。以上です。

○【近藤建築営繕課長】　すみません、少し補足させていただければと。人数に関しては今課長が言ったとおりなんですけども、学区の分布的に言いますと、面積的に言いますと、東のほうが面積的には多いという形になります。

○【小口俊明委員】　最終確認ですけれども、これは当局として様々これまで計画をしてきて、また安全も含めて、門としては１か所ではなく２か所つけたいということの中で、南は確定し、北においてはつけたいという案であると。最終確定ではないということのような答弁でありましたけれども、そういう理解でよろしいのか。

○【古川教育施設担当課長】　今現在設計している中においては、南の門と北の門というのがベストというか、望ましい形、計画だろうと考えております。ただ、皆様にも御理解いただく中で、御理解いただけるようなベターといいますか、そういった案を今後も検討していくことが必要だと考えています。以上です。

○【稗田美菜子委員】　それでは、多くの委員が質疑したので、簡潔に何点かだけ質疑させていただきます。

陳情者からの陳情説明の中に出ている資料で、頂いたＡ３判の中で併せてお伺いしたいんですけれども、今までの全体の中で伺ってきた範囲では、2020年の４月頃にポスティングをしたと。複合施設建設だより（第１号）のポスティングによってというような話の流れがありましたが、これはその後、継続してポスティングされているのか、あるいは情報発信されているのかお伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】　複合施設建設だよりにつきましては、すみません、この１号で、それ以降はさせていただいていないような状況になっております。

○【稗田美菜子委員】　それは何か理由がおありなのかどうかお伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】　まず、このお便りにつきましては、マスタープランをつくっていく、それから説明会をする中で、さらに皆さんに第二小学校を建て替えるということそのものであるとか、複合施設も併設するということを知っていただきたいというような趣旨でこのお便りを作って投函させていただいたところになっております。

以降について、どういったことを皆様にさらにお知らせしていくかというところで、決めかねていると申しますか、新たに伝える情報はどんなものかというような中で、まだ、先ほど申し上げた部数とかをポスティングできていないというような状況でございます。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。そうすると、マスタープランから始まって、進捗状況を、こういうふうにできていますということをお知らせするためのものであって、先ほど他の委員からもありましたが、連絡先等は確かに書いてあるんですね。発行元も、国立市役所政策経営課資産活用担当と。電話番号も内線番号も書いてありますし、ｅメールも書いてありますけれども、御意見を下さいというのは確かにどこにもなくて、意見を聴いていこうというような内容のものは今まで発信をされているのかどうかお伺いします。

○【古川教育施設担当課長】　意見をお寄せくださいというものを前面に押し出したお手紙というのは、これまで配付させていただいておりません。ただ、この複合施設建設だよりもそうですけど、マスタープランの最中にも、保護者を通じて、二小に通っているという限定ではありますけれども、全御家庭に状況のお手紙を配らせていただいたり、説明会も都度都度、開催させていただいたと考えているところです。以上です。

○【稗田美菜子委員】　保護者の方向けでやっているのであって、地域の住民だったり、あるいはこれから令和６年か７年に完成する予定だと思いますけれども、例えばその地域にいる保育園だったり幼稚園だったりというような未就学児に向けてというような発信が今までされているのかどうかお伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】　特に未就学児に向けて、そこをターゲットにしまして未就学児の御家庭に何かお手紙をというようなことはこれまではしておりません。ただ、今後、二小が建て替わっていくのを間近に控えていくのに従って、そういった方々にも何らかアプローチをするようなことを考えていかなければいけないかなと思っています。以上です。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。

それでは、これまでに2020年の４月に問合せがまずありましたよね。複合施設建設だよりの１号を見て、北側に門があることについて問合せがありました。問合せはあったけれども、時期尚早で差し控えたとあります。これまでの中で、いろいろ検討するとか、まだですよというお返事を差し上げているのはここで理解はしたんですけれども、それ以外に、今こういう状況ですという返答というんですかね、をしたりとか、あるいは検討状況の途中経過の説明だとかというのを、問合せをされてきた

方々に対して行ってきたのかどうか。それと、もし行っていないのであれば、その理由をお聞かせください。

○【古川教育施設担当課長】　様々お問合せを頂く中で、１つの形として今回、８月にも意見交換会というのを開催させていただきました。全てについてお答えし切れていないというところは申し訳ないところであるんですけども、説明会を都度開催させていただいたりとか、お問合せを頂く中で、窓口でお話をさせていただいたりということはさせていただいております。これについても今後も続けていきたいと考えています。以上です。

○【稗田美菜子委員】　そのやり取りについて十分だったと認識されているのかどうかお伺いいたします。

○【古川教育施設担当課長】　今考えると、十分かというところで十分でしたというふうにお答えできないなと思うところでありますが、できる限りやってきたというような形で振り返ると考えるところでありますが、不足していたかと言われると、確かにそうかもしれないと感じるところではございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ここで休憩に入ります。

午後３時１４分休憩

◇

午後３時４０分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を打ち切ります。小口委員。

○【小口俊明委員】　質疑が終わりまして、手を挙げさせていただきました。

私から本陳情に対しまして、継続審査をすることを発議させていただきたいと思います。本陳情は北門廃止ということを求めているわけでありますけれども、本日の陳情者からの説明、また質疑、さらには当局への質疑の中で、陳情者の方、特に北側の住民の方の訴えというか、発言というものが十分に当局のほうには伝わっていたのかどうかということも含めて、もう少し時間をかけて当局としてもしっかりと対応するということも必要ではないかなと私は考えまして、ここで判断をするというよりは継続審査にして、この後の対応を見守りたい、そういうふうに考えます。

○【遠藤直弘委員長】　ただいま陳情第15号につきまして、継続審査を求める意見があります。

この際、継続審査についてお諮りいたします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員。よって本陳情は継続審査とすることに決しました。

◇

議題(3)　第５３号議案　国立市個人情報保護条例及び国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】　第53号議案国立市個人情報保護条例及び国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】　第53号議案国立市個人情報保護条例及び国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と申しますが、この一部改正に伴いまして、規定の整理を行う必要がある条例２件の一部改正を一括して行うものでございます。

総務文教委員会資料№57と致しまして、新旧対照表を提出しておりますので併せて御参照ください。

初めに、第１条は国立市個人情報保護条例の一部改正でございます。

第23条の２は、個人情報の訂正請求により、市が個人情報に係る訂正をした場合に、当該個人情報の提供先があるときは、その提供先へ通知すべきことを定める規定でございます。改正箇所のある括弧内は、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムに記録、保存している情報提供等記録を訂正した場合の通知先を定めております。

このうち総務大臣につきましては、番号法の改正によりまして、情報提供ネットワークシステムの設置管理者が、総務大臣から内閣総理大臣に替わったことに伴い、通知先を内閣総理大臣に改めるものでございます。

その他の通知先である情報照会者、情報提供者及び条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者につきましては、それぞれの用語を定義するために運用している番号法第19条第７号及び第19条第８号の規定が、同条の改正により１号ずつ繰り下がったことに伴い、引用規定を第19条第８号及び第19条第９号にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、第５条は国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

第１条及び第５条第１項中、条例で定める特定個人情報の提供の根拠として引用している番号法第19条第10号の規定が、同条の改正により１号繰り下がったことに伴い、引用規定を第19条第11号に改めるものでございます。

最後に付則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】　条例改正の中身については、説明あったんですけれども、要するに番号法が改定したので、条ずれが生じたのでそれを修正するという条例改正の内容なんですけれども、その番号法の改定の中身はどのようなものでしょうか。

○【林情報管理課長】　番号法第19条の改正内容についての御質疑でございます。番号法第19条は、特定個人情報の提供の制限を定める規定でございまして、同条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないと規定しているところでございますが、このたびの改正によりまして、第４号として新たな号が１号追加され、転職時等において従業者本人の同意を得て、使用者が他の使用者に対し、当該従業者の特定個人情報を提供することが可能となったものでございます。

○【重松朋宏委員】　それは具体的にはどういう場面を想定しているのか。特定個人情報というのはマイナンバーを含む個人情報を新たに取り扱うことができる事務が増えたということは答弁で分かったんですけれども、どういうときに使うのかということ。

○【林情報管理課長】　多少重複いたしますけれども、事業者が転籍とか退職等によって、雇用先を

変更した場合に、この規定がございませんと再就職後の勤務先に対して、改めてマイナンバーを提供しなければならないことになりますが、この改正により従業者の同意があれば、再就職前の勤務先から再就職後の勤務先に特定個人情報を提供することができるようになるということでございます。

具体的には、例えば社会保険の資格届ですとか給与支払い報告書等の提出に必要な範囲での氏名、住所、生年月日等、それから、同じく必要な範囲での前職の給与等は含まれるということが考えられます。

○【小口俊明委員】　第53号議案ということで、これは番号法の改正に伴う一部改正という説明でありました。この番号法がなぜ変わったのかというところの角度で伺います。私の理解では、デジタル庁の創設ということに関連して、この番号法が変わり、その結果今回の条例の一部改正ということなのかなという見方をしておりますけれども、その経過について伺います。

○【林情報管理課長】　御質疑のとおり、直接の根拠は番号法第21条第１項の改正となりますが、元をただしますと、９月１日からデジタル庁が設置されまして、情報提供ネットワークシステムの所管が、デジタル庁に変更されたことに伴いまして、情報提供ネットワークシステムを設置し、管理する主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことによるものでございます。

デジタル庁設置法によりますと、デジタル庁は内閣に置かれ、デジタル庁の長は内閣総理大臣とされております。内閣総理大臣はデジタル庁の主任の大臣として、デジタル庁の所掌事務のうちの１つである個人番号カード等の利用ですとか情報提供ネットワークの設置管理に関する事務についても、分担管理するとされております。

○【高原幸雄委員】　この条例改正については、先ほどから議論がありますように、いわゆる番号利用法の改定に伴う改正ということになるんですけど、９月１日から、今答弁ありましたようにデジタル庁が稼働するという中で、その関連で番号法の改正ということが行われてきているのかなと思うんですが、具体的には国立市として条例改正に伴って、何がどう変化するのかという点については、どんなふうに現れるんですか。

○【林情報管理課長】　先ほど御答弁申し上げましたとおり、番号法第19条に第４号が追加されたための改正となっておりますが、この第４号の追加によりまして、改正前の第４号以下の各号が１号ずつ繰り下がったために、本条例案の各条例において、この繰下がりの影響を受けた号を引用している条文の整理が必要となったものでございます。なお、引用している各号については、号番号が繰り下がったのみでございまして、内容に変更はございませんので、各条例の内容への影響はないところでございます。

○【上村和子委員】　通告しておりますので、今回の条例改正は、国のデジタル改革関連法に基づいて、デジタル庁が開設するなどに伴って、番号法の一部改正に伴う改正案だという説明を受けました。このように国の動きに伴って、国立市の個人情報保護条例や、住民の個人情報の提供の変更が起きているということについて、国立市としての対策は必要ではないか、国立市の本件に関する課題の整理を伺いたいと思います。

○【林情報管理課長】　番号法ではなく個人情報保護法の改正についての御質疑かと存じます。

このたびの個人情報保護法の改正によりまして、現在の条例に基づく市の個人情報保護制度が、改正個人情報保護法に基づく一律の制度に移行することとなります。地方公共団体の個人情報保護制度は各団体固有の条例に基づきまして、国に先駆けて創設され、既に定着を見ていることから、このたびの法律への制度移行というのは、非常に大きな変動と受け止めております。

いずれに致しましても、改正法が成立した以上は、その範囲でできることに真摯に対応していくほかはないといった状況でございます。具体的には法で許容された条例事項について検討を進めていくとともに、法律とそれから現行条例との相違点等を洗い出した上で、課題を整理いたしまして、必要な検討を進めてまいります。

また、条例案検討のプロセスにおきましては、適宜、議会への報告、あるいは審議会への諮問等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○【上村和子委員】　今、林課長が答弁してくれた、さらっとおっしゃったけど、とても大事なことをおっしゃっていると私は思っています。やっぱり今回のデジタル改革関連法の改正というのは、地方自治体から見たら個人情報保護に関しては大きな変革だったということであります。やっぱりそれは本当に、答弁の中にあったけれども、プロセスの中で、そもそも個人情報保護条例というのは地方が先に、地方自治体のほうが整備していった。それは住民基本台帳の自治事務を負う責任としてやっていったわけですけど、今度ここに来て、デジタル化に向けて効率よく使いましょうという国の方針が出されて、それまで地方自治体の条例というのは幾つも生まれていたのが、一挙に国の法律という形で、それを全部統括するようになって、その下にぶら下がる形で、地方自治体の条例がついてしまった。これ、実は地方分権と真逆な動きなんですよね。これ、それでいいですね、その解釈で、流れとしては真逆の流れですよね。

○【林情報管理課長】　個人情報保護法制のみについて申し上げますと、これまでの法制度に移行するということでございますから、これまでの地方分権化の流れとは逆向きの印象というものは否めないところでございますが、時代に即した個人情報保護とデータ流通の両立、強化を図るという目的の下に、国において諸課題を整理し、検討した結果の法改正であると捉えております。

○【上村和子委員】　地方分権の流れとは実は真逆の流れを効率化にするために、デジタル改革関連法で、国の個人情報法という法律のほうを強化したわけです。つまりそれというのは、今までの住民基本台帳から始まった地方自治の流れを覆すものであるわけです。

効率化を求めるがために、もともとあった住民基本台帳という大事な個人情報についての自治体の責任というのが、このことによって薄められていくのではないかということが私は重大だと思うんです。

では、課長が御存じかどうか分からない、最後の質疑にしておきますけれども、このような地方自治体から見たら大きな制度改革について、国は十分に先ほどの陳情ではありませんが、地方自治体の意見を聴いたんでしょうか。地方自治体はこの改革に対してどういう意見を出したんでしょうか。そこに十分な審議、検討というのはされたんでしょうか。そのことについて御存じでしたら教えてください。

○【林情報管理課長】　このたびの改正でございますが、59本の法律を一括して改正する整備法によるものでございます。この整備法を含む、いわゆるデジタル改革関連６法案につきましては、相当の内容、それからボリュームがございます。そこから致しますと法案検討から成立までのスケジュールはかなりタイトであったという印象は持っております。

地方の意見ということでございますが、こちらにつきましては、令和２年第４回定例会で議員提出議案によりまして、意見書が出されているかと思うんですが、その中の記載を参考にさせていただきますと、個人情報保護委員会が、地方自治体や地方三団体と意見交換を行うために地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会というものを設置して、何回か会議が設けられていると。

懇談会の会議終了後に、全国市長会で地方公共団体の意見を十分に聴きながら、混乱が生じないよう慎重に検討を進めること。これが９月７日となっておりますが、それから、全国市議会議長会においては、自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしいとの趣旨の要請を行っている。これが10月13日ということかと存じます。

国のほうの検討スケジュールと致しましては、2020年、令和２年９月に菅内閣が発足いたしまして、ここでデジタル改革関連法案準備室というものが設置されております。その後、個人情報保護法制につきましては、その後10月に、地方公共団体に対してアンケートが行われております。それから、12月にはその前年に立ち上がったタスクフォース、そちらの最終報告書というものがまとめられております。翌令和３年２月になりまして、デジタル改革関連法案が閣議決定され、３月に審議入り、５月に成立という流れとなっているかと存じます。

○【上村和子委員】　すごく丁寧にありがとうございます。そういうことでいえば、９月に立ち上がって、10月に地方公共団体にアンケートが取られて、２月に閣議決定をされたということでいえば、アンケートを取って閣議決定までが４か月しかないということだと思うんですけれども、この４か月で、地方公共団体の意見を集約してアンケートを出して、協議もしてというのは、副市長に最後、お答えを聞きたいですが、国はちゃんと全国市長会なんかの要望どおり、地方公共団体の意見を聴いた上での閣議決定だと言い切れるんですかね。ちょっと乱暴過ぎる、早過ぎるような気がするんですが、いかがでしょうか。これで質疑を終わります。

○【竹内副市長】　非常に難しい質疑で、なかなか答弁に困るわけですけれども、やはり世の中の流れが、大きくデジタル化ということで進んでいっていると。世には加速主義として非常に批判的な言説も、これはかなり前からあることはあるんです。こういう技術によって、あらゆる物事が加速度的に進んでいくということを非常に危惧する考え方がある。これは私は大いに理解をしているところであります。

そういう中で、国は国として法律を改正して、効率性、利便性を中心としたある改革をしようとしている。その中で、議会の初日に市長のほうからも若干関連するような答弁をしていたと思うんですけれども、我々としてやはり地方自治としてこれまで蓄えてきた個人の情報の自己コントロール権というものを大切にして、運用してきたということがありますから、これはなかなかこうすればああなるとは非常に言いにくいんですけれども、国の法律改正を中心とした動きに対して常に注視をし、常に留意をしていくような、そして、もしこれまでの我々の形と違うようなものが出てきたら、それはそのときの声の上げ方というか、ある意味では抗議の仕方というんでしょうか、そういうこともあり得るのではないかというのが私の個人的な考え方であります。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】　本条例改正には反対いたします。

質疑の中で、いわゆるデジタル鍵括弧つき「改革関連法」案、私はもうデジタル監視法と言い切っていますけれども、改定の流れが特に自治体の個人情報保護制度の改定については、市長会も議長会も知事会も一貫して慎重な対応を９月、10月まで求めていたのに、それから僅か数か月で内閣で閣議決定をして、５月には成立させて９月から施行させるというちょっとあまりにも乱暴過ぎると。副市長は加速主義という表現をされましたけれども、私はショック・ドクトリン、日本語で言うと火事場

泥棒です。コロナ禍でのデジタル化を進めるという問題をてこに、あれもこれもこの際だからというので、いろいろこうくっついてきている。その１つが、条例改正の中の１つは、デジタル庁の所管が総務大臣から内閣総理大臣に移るという問題がまず１つあります。これはまさに分権の逆の中央集権をどんどん図っていく流れでありまして、これはマイナンバー制度やデータ利活用の業務を強力に推進していくために、内閣直属の組織としてデジタル庁を設置させた。その結果、あらゆる省庁の上に君臨するようなものとして、デジタル庁が位置づけられているという問題があります。

そして、もう一点の転職時に、従業員の特定個人情報を使用者間で提供するという制度についてです。これも経団連が以前から転職時に、改めて転職先の会社にマイナンバーの提供をしなければいけないというのは、非常に煩雑で負担があるということで改正を求めていた内容ですけれども、マイナンバー、個人番号だけ本人が通知する代わりに、使用者の間で流通させるということではなくて、特定個人情報、これは個人番号を含む給与情報等がやり取りがされるということになります。

この給与情報というのは例えば欠勤ですとか懲戒による減給、解雇なども給与情報からスイッチすることができます。それがやむを得ない欠勤であるとか、不当な懲戒や解雇であったとしても、それは分からない情報です。これらを幾ら本人同意があるからといっても、要件があったとしても、認めることはできません。

そもそも本人同意というのが本当にきちんと労働者と使用者の間の力関係がある中で、本当に、本人同意が図れるのかという問題もありますし、本条例改正の基になっている番号法の改正そのものの内容そのものに大変重大な問題があると考えますので、本条例改正案にも反対いたします。

○【小口俊明委員】　本第53号議案に対しまして、賛成を致します。

デジタル庁の創設という話もありました。個人情報の厳重な保護、管理を徹底した上で、例えば本人の同意に基づいて、転職前の職場から転職後の職場に対して、本人の個人情報を提供することを可能とするということでもあります。そういう説明もありました。つまり本人の手続負担というものを軽減する、このことが可能になるというふうにも理解をしております。

国や各自治体が迅速に、市民への支援に対応できる体制をつくる、こうしたことが重要かと思います。こうした政策に沿った改正でありますから、本案は賛成であります。

○【上村和子委員】　私は反対の立場で討論いたします。

今回９月からデジタル庁が動き始めましたけれども、関連法案の成立によって、このような形で条ずれとか、そういう形であっても個人情報の利用の権限が自治体が関与しないで、広がっていくということが起きつつあります。

本来今回の番号法の第19条というのは、みだりに目的外に個人情報を提供してはならないという本体の条文があって、それ以外に例外規定としてつけ加わっているものだと思うんですよね。そういうふうに本来みだりに個人情報というのは提供してはいけないという本質が、最初は地方自治体の責務として、大事な住民基本台帳に基づいて持っていた。それがデジタル化の中で逆転し始めて、効率化を求めるがあまりに、法律まで個人情報の保護法というものを強化し、国が管理できるようになった。それもスピーディーさを求めるがため、均一性を求めるがためです。それは便利かもしれないけれども、そこにどれだけのリスクが伴ったのかということが本当に検証されたのか。検証はこの４か月でできたのか。これはやっぱりそのときに市町村はどういうブレーキをかけたのかといったときに、本当にある意味誠実だと思うんですけども、全国市長会とか議長会はちゃんと、国立市議会も意見書を上げた。しかし、その声をちゃんと聴いたのかどうかすら分からない状態の４か月で、乱暴な形で国

会で通ってしまった。このリスクは大きい。

便利になったというもちろんそれも大きいでしょうが、もしかしたらそれ以上の深刻な問題が起きるのではないだろうかと私は思います。特にデジタル化の中で、個人情報をいかに守るかということは、極めて慎重に行わなければいけない。その一番重要なところの要に地方自治体があり、それで住民基本台帳にしても、また地方自治法の中では自治体の責務にあるのにもかかわらず、それを国の法律によって権限を狭められてきていると。それを地方分権の中で対等な地方自治体が許していいのか。

ちゃんと地方分権法の中でしっかり物を言わなきゃいけないし、国立市としても間もなくガイドラインが出されるらしいですけれども、ガイドラインをしっかり検討して、副市長は言ってくれたけれども、やっぱり住民の個人情報が守れないと判断したときは、きちんと意見を出すということを、そういう力を失わないでほしい。

そういう意味では、担当課長は本当に真摯に全てのことを分かって調べて、今回の経過の中で、やっぱり今回のデジタル改革関連法というのは、地方自治体にとっては大きな制度変革であったと言っていただいたこと。そして、個人情報を守る立場で最大限努めていくと言ってくださったことは、心強かったです。

ぜひ自治体としての自覚を持ちながら、これからもしっかり早めに検討されていくことを要望して、反対と致します。

○【稗田美菜子委員】　賛成の立場で討論させていただきます。

本条例の一部改正につきましては、元の法が１つ新設をされたことに対する条ずれです。新設されたものについては、他の委員からも説明がありましたが、使用者間において従業者の同意を得た上で、個人番号関係の事務処理をするために必要な限度で、当該事業者の個人番号を含む特定個人情報を共有、提供するというのが例外規定に当てはまるということが１つ追加されたということだと思います。

元の法案については反対するところもありますけれども、今回の条例の一部改正につきましては、法に基づいてきちんと進めるべきところであると思います。条例のほうにそごが生じてはいけないと思いますので、賛成とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】　この条例については、反対の立場で討論いたします。

デジタル庁の９月１日からの施行に伴って狙いは何かというと、やっぱり国民の個人情報を結局大企業などのもうけの対象にしていくということがその狙いのようです。やっぱり今デジタル庁の組織を見ても、ＩＴ産業の民間の職員が大分政府機関に入ってきている、そういうことでデジタル庁を動かしていくということでありますから、これはやっぱり拭い切れない問題です。

そういう中では、個人情報の漏えいという問題も起こりますし、それから、マイナンバーの加入促進ということも狙いの１つに挙げているようですけども、これもやはりマイナンバーの加入が進まないというのはほかに原因があって、個人の情報がしっかり守れないということがあって、促進が進んでいないわけですけども、こういうようなデジタル庁によって、自治体が本当に個人情報保護条例をつくっていても、それを機能させないような、こういう組立てになっているという点では今デジタル庁ではなくて、国民の情報がしっかり守られる、そういうようなことが必要だと思いますので、この条例改正については反対です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について、委員長は可決と裁決いたします。

――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

議題(4) 第５４号議案　国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】　第54号議案国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】　第54号議案国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案について、補足説明をさせていただきます。

本条例案は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部が改正されたことにより、規制対象行為の規定を拡大することとなったため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。総務文教委員会資料№59の新旧対照表を御覧ください。

第４条第１項第１号の「つきまとい等」に、「位置情報無承諾取得等」の行為を加え、住民基本台帳の閲覧等におけるＤＶ等支援措置の対象となる行為の拡大を行います。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】　何点か質疑させていただきます。もともとの法改正のほうが、５月の終わりぐらいだったと思います。６月定例会に出てこなかった理由をお伺いいたします。

○【吉野市民課長】　お答えいたします。まず条例の改正でございますが、市民生活や住民基本台帳事務への影響の有無とか、あと他の例規への波及の有無の確認とか、それから文言訂正の検討など、事務上必要な一定の時間を要するプロセスを経た上で、改正案の提出を行うということでございまして、今回のストーカー規制法の改正が６月議会直前の令和３年５月26日であったことがまず１つございます。

それからまた実務上も、このストーカー規制法の改正から、当条例の公布日までは当条例の第４条第１項第３号にあります生命、身体、財産等を著しく侵害するおそれがあるものという規定がございまして、こちらに今回法に追加されました位置情報無承諾取得等についても適用することができると考えられます。

さらに支援措置に際しまして、被害者の方から提出いただきます支援措置の申出書、こちらのほうに警察等の相談機関で、今回の追加部分を考慮の上支援が必要という意見が付されれば、実態としまして支援措置が可能となると考えまして、条例改正に特段の緊急性がなく、委員会付託が可能と判断しまして、今回の提出とさせていただきました。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。それで６月定例会に出なかったということは理解しました。この一部改正による市民への影響については、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

○【吉野市民課長】　こちらＤＶ等の支援措置申出者の要件が拡大されるということでございまして、今後このＧＰＳ機器、これは人工衛星の位置測位システムでございますが、こちらの機器による位置情報の無断取得とされるおそれがある方についても、申出によって閲覧制限や住民票等の発行制限がかけられるようになるということでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】　今回ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部が改正になったということで、枠が広がったというか、つきまといに関しての枠が広がった。それから、位置情報に関しても加わったということによる、それの条例改正だということは分かりました。

では現実に国立市において、ストーカー被害の現状とその対応について、今回の条例改正を受けて、それについての連携やまたその方針などはありますでしょうか。

○【吉田市長室長】　まず現状ですけども、このストーカー被害の多くは女性が被害者になることが多くございます。ただし、市のほうへの相談、女性からの被害に関する相談件数は、年間大体５件程度というところです。これは市内においてストーカー被害がないということではなくて、市のほうに寄せられる相談の件数としては５件程度。また、男性の被害に関する相談はさらに少なく、数年で１件、２件というところでございます。その中で対応、いわゆる支援に関しましては、ストーカー被害の対応は主に警察からの警告ですとか、禁止命令等ということが１つの支援になりますので、私どものほうとしては、警察署への同行支援、被害者の方と一緒に警察署のほうへ伺うということを行っております。

また、近年被害者のスマートフォン等に、加害者が遠隔操作ができるようなアプリ、こういったものが入れられてしまうケースがございます。今回の法改正もそのようなところが改正の１点になっていますが、こういったことに対していわゆるスマートフォンのアプリについての注意勧告、そういったことを行っております。

もう一方で、連携と方針ですけれども、連携についてはまずは相談窓口は市の女性相談、パラソル、そして民間の女性支援団体がございます。そして、受けた相談については市の女性支援が中心となりまして、先ほどのように警察署と連携して、相談や対応が円滑に進むように婦人相談員のほうが同行支援等を行っております。

最後に方針ですけれども、現在市のほうでは、配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアルというものを、令和２年３月より整備してございます。こちらはＤＶやストーカー等に関する被害者支援に関する方針を定めたもので、関係部署のみの配付で取扱いを厳密に管理しております。以上です。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】　これは賛成の立場で討論いたします。

今回ストーカー行為についての幅が広がったという中身です。そこに対して、ですからすごく問題なくこの大本の法改正もいいと思うんですけれども、よかったのは国立市が既に、今日先ほど答弁はなかったですか、ＧＰＳ対策についての研修もされているとお聞きいたしました。１歩進んだ支援という形で、研修をして、身に覚えのないアプリがあったらすぐ消すということの助言ができるように、ちゃんと研修もしていらっしゃるということと警察の同行もやっていると。

何より今回ＤＶのマニュアルをつくる、ＤＶ対策の門外不出のマニュアルをちゃんとつくっていると。全庁挙げて主要なところの人たちはちゃんと持っていて、ナンバリングもして共有しながら女性

支援の在り方についての共有を推進している。また加害者対策もそこに書いていると、国立市の中で十分にストーカー対策、ＤＶ被害者対策についてマニュアルをつくり、研修もし、同行もしているということもよく分かりました。評価を致します。そして賛成いたします。

○【稗田美菜子委員】　賛成の立場で討論させていただきます。

元の法改正が５月26日だったので、ここに至るまでに市民の方々に不利益が生じるととんでもないなと思って、質疑させていただきましたが、もともと持っている条例の中で、「特に生命又は身体、財産その他の権利利益を著しく侵害されるおそれがあるもの」という規定によって、位置情報の無承諾取得についても対応できると考えていたということだったので、市民の皆さんに対して大きな損害がなく、今回の条例改正に至ったんだと思います。

しっかり改正していっていただきたいということと同時に、ＤＶ被害者支援のところにおいて位置情報等のスマホの研修もされているといったことを、他の委員の質疑の中でとてもいいことをしているんだなと思いました。

ぜひ若年世代等にでも広げていくように、デートＤＶなど人権侵害についてなかなか、まだまだ教育が行き届かないところがあると思いますので、様々な角度で対象者を広げて、ぜひその持っているノウハウを、国立市で持っているノウハウを広げていっていただきたいということを要望いたしまして、賛成とさせていただきます。

○【小口俊明委員】　第54号議案国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部を改正する条例案に賛成を致します。

住民基本台帳の閲覧の制限ということに関しまして、ストーカー対策の強化、またＤＶ被害の対策の強化、これにつながっていく位置情報無承諾取得等、これも追加をされるということでありますから、しっかりと強化につながるため、本案に賛成を致します。

○【重松朋宏委員】　私も本条例改正案に賛成いたします。

いわゆるストーカー規制法に位置づけられたつきまとい行為の中に、位置情報の無承諾取得が入るという形でストーカー規制法が改定されたということは、１歩前進であると考えます。

ただ、ストーカー行為の被害者の中からは、さらにもっと踏み込んで法改正が求められています。１つは、ストーカー規制法は恋愛要件があるので、それ以外のつきまとい行為であったり、ＧＰＳ取得であったりということは対象にならないと。

それらに対応するためには、迷惑防止条例であったり、ＤＶ防止法を使うことになるんですけれども、迷惑防止条例の場合は禁止命令が出せない自治体があったりするし、ＤＶ防止法については、それはそれで緊急的な保護要件を求めるものなので、まだ課題が幾つかあるということもあります。さらに、加害者のケアの義務化を求められてもいます。

１歩前進だとは思いますけれども、さらにストーカー行為をきちんと本当になくしていくための法律改正が進んでいくということを望みまして、本条例改正案には賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後４時３０分休憩

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

午後４時４６分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

議題(5)　第５５号議案　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】　第55号議案職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】　それでは、第55号議案職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明させていただきます。

まず、改正の趣旨でございます。国立市におきましては、市民及び市職員が市の執行機関及び補助機関に提出する書類における押印等の廃止により、市民の負担軽減と利便性の向上及び効率的・効果的な行政運営を図ることを目的として、令和３年６月30日に押印廃止に関する基本指針を策定しております。

本条例案はこの指針に基づき、国立市職員が職務を行うに当たり、任命権者に提出する宣誓書への押印等を廃止し、効率的・効果的な行政運営を図ることを目的として、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。宣誓書について規定している第２条第１項中「任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改めることにより、面前での署名を廃止することと致します。

次に、別記様式中「㊞」を削り、押印を不要と致します。なお、本改正により、本人が作成し、任命権者に提出する宣誓書は、記名で足りることとなりますが、国立市においては、新たに職員として任命される者は、人数が複数の場合は代表者となりますが、必ず任命権者である市長の面前で宣誓書を読み上げ、我々地方公務員としての服務を市長の前で誓っておりまして、この運用につきましては、今後も踏襲してまいりたいと考えております。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】　１点だけ、面前での署名は廃止されたけれども、任命時の宣誓行為は従前と同じように踏襲していくという説明でした。これは一般職の公務員の宣誓ですよね。一般職に入ってきた会計年度任用職員、それから、他の行政機関等から国立市への出向者、特に都費採用の職員や教職員などについては、どのようになっていますでしょうか。その１点だけ確認します。

○【平職員課長】　まず最初の御質疑の会計年度任用職員の服務の宣誓についてでございます。会計年度任用職員につきましては、第２条第２項に規定してございまして、別段の定めをすることができるとなっております。実際には書面という形で提出をして、そこに署名をしていただいて提出をしていただくと、そのような形で服務の宣誓を行っているというのが１点目でございます。

２点目の教職員等の場合、教職員は、東京都の教育委員会が任命権者になりますので、東京都の規

定によりますと、任命権者が指定する者の前で宣誓を行うこととなっておりますので、実際には、初めて教員となった、任官して国立市の学校で、教員として当たる者につきましては、国立市の教育長の前で宣誓を行っていると、そのようになっております。以上です。

○【重松朋宏委員】　１点確認なんですけれども、都費採用の教職員については、採用されたときに任命権者が指定する者の前で宣誓するということなんですけれども、国立市に入るときに、改めて国立市の職員として任命されるんじゃないかなと思っているんですけど、それは誤解なんでしょうか。

○【平職員課長】　事前にちょっとこちらで確認している段階では、確認した内容としましては、初めて任用される教職員が教育長の前で宣誓を行っていると。転勤等で着任する者については行っていないと聞いております。以上です。

○【小口俊明委員】　伺います。印または押印を削る意義ということでありますけれども、これは関係省庁からの通達とのこの改正の整合性について、どういう流れで、今回この改正に至っているのかというところを教えてください。

○【山本情報政策担当課長】　先ほど部長の補足説明もございましたけれども、市としまして、押印廃止に関する基本指針というもの、こちら６月30日付で策定させていただいております。こちらにつきましては、令和２年７月７日付で、国から地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについてといったいわゆる技術的助言としての通知というものがございました。まず、こちらを受けたということが１つです。

また、併せて令和２年12月18日付で、地方公共団体における押印見直しマニュアルといったもの、こちらも国から示されております。こういった形で国また東京都のほうから押印廃止の取組というものを進められておりましたので、市としてもここで指針を策定させていただいたというところになります。

○【上村和子委員】　ちょっと聞くつもりなかったんですけど、意味がちょっとよく分からないので、場面を見たことないので、押印を廃止するのはとてもよく分かるんですけど、その上に、「任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削った。「『に署名』を『を任命権者に提出』に改める」と書いているんですけど、大本が分からないものですから、何をどう改めるか分からないので、これ基本的に押印を削って、署名もなくなったということなんですか。何を提出するのか。

○【平職員課長】　おっしゃるとおり押印と署名を不要とするという改正です。ただし、職員から提出させる宣誓書に、いわゆる記名ですよね、名前を書く欄は残ります。現行、紙で提出をさせておりますので、通常は職員がそこに署名をして、自署で名前を書くということになると思いますので、署名をされて出されるケースがほとんどだと考えております。以上です。

○【上村和子委員】　ということは押印はなくなったけど、宣誓書に自分の字で署名をするというのは残っているということでいいんですか。

○【平職員課長】　今は現状では、条例で署名をすると記載されておりますので、署名というのは自署、自分で書いた名前が署名になります。ただ、改正後は署名という言葉がなくなりますので、記名で済むということになります。例えで言うと、何らかの事情で自署で、自分で名前を書けない人、しょうがいとかをお持ちで書けない場合があったとしたら、署名は難しいんですよね。ただし、本人からの提出がきちんとあれば、それは記名でも足りると、そのようになるということでございます。以上です。

○【上村和子委員】　ということは、代理で誰か書いてくれてもいいし、例えばそこだけ何か自分で

書かなくて、パソコンで打ったやつでもいいということですか。

○【平職員課長】　基本的には紙で提出していただきますので、自署で署名をしていただきたいと考えておりますが、ただしやはりそうじゃなくて、例えばなかなか就職前にゴム印を持っている人はいないと思いますけど、ゴム印とか、仮にパソコンで打った字、その場合は署名ではありませんので、本人からきちっと提出されるという必要がございます。

その本人から提出があるということをもって本人確認と意思確認をします。ですので、例えば今、質疑委員おっしゃった、他人に代理で書いてもらった名前、それでも本人から提出があればそれは認めます。以上です。

○【稗田美菜子委員】　数点だけ聞かせてください。総務文教委員会資料№64の押印廃止に関する基本指針の中の取組状況の中の２ページに今後とあるんですけれども、この本条例案については、押印の廃止に関する中で、職員の服務の宣誓に関する条例を変えなきゃいけないからここで出てきたと。ほかのところでやると74％廃止割合があるけれども、大体事務的にできますということが全部ここに書かれているんだと思います。

その中で、この今後なんですけども、押印廃止が終わっていくというか、ここで大体結果が見えてきた後に、「電子申請、電子契約、電子決裁等の行政手続のデジタル化・オンライン化の進捗に伴い、適宜指針の見直しを図っていくとともに、『自治体ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）』の推進による行政コストの」と書いてありますよね。これはスケジュールみたいなものが、今の段階ではあるんですか。

○【山本情報政策担当課長】　書面で報告させていただいているこの押印廃止に関する基本指針のところの今後というところになりますけども、この自治体デジタルトランスフォーメーション、こちら当然先ほども議論ございましたけども、デジタル庁の設置、デジタル化という中で当然進めていくというところになっております。

その具体的なスケジュールというもの、デジタル化の中に様々な取組があります。自治体のシステムの共通化ですとか、先ほどの個人情報保護法の関係もございますけども、それぞれの取組でタイムスケジュールというのがございますけども、全体的ないつまでにこのデジタル化といったものを達成するみたいなものは、なかなか決めにくいこともございますので、一つ一つの取組を国のほうから示されたタイムスケジュールに沿ってまずは進めていくと。なるべくこのデジタル化というのは進めていくということを市としても考えておりますので、時間としてはなるべく短く進めていければなと思っております。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】　賛成の立場で討論させていただきます。

事務量が圧倒的に変化していくのかなというのとともに、様式で定めているものについては、調べていただきましたけれども、五、六件、数件あるということで、対応もそれほど大変ではないと。ここまで調べるのが大変だったと思いますが、ここまで来れば大まかなゴールは見えているのかなとは思っております。

本旨としては、これから先の自治体デジタルトランスフォーメーションのほうだと思いますので、そこについてもしっかり議会への報告をしながら、丁寧に進めていっていただきたいということを要

望いたしまして、賛成と致します。

○【小口俊明委員】　第55号議案職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に賛成を致します。

デジタル化の推進という意味から、押印を削る方策に賛同し、また国立市は、政府の方針に整合した対応をしている、このように評価を致しまして、賛成と致します。

○【重松朋宏委員】　職務の宣誓は憲法尊重義務と、それから、全体の奉仕者であるということを確認する大変大事な行為、その行為そのものが非常に大事な行為だと思います。従来の宣誓行為は今後も踏襲していくということなんですけれども、任命時だけでなく、これは節目節目で宣誓行為をすることがあってもいいのかなと思います。

異動のときであったり、あるいは東京都等から国立市に着任するときであったり、その節目節目で、改めて全体の奉仕者であるという確認をしていくという、その行為をすること自体が市民にとっても、あるいは公務員一人一人にとっても大事なことだと思います。

そのことは職員の半数以上を占める、会計年度任用職員についても、現在は署名、これからは記名したものを提出すれば事足りるということなんですけれども、これも着任時に宣誓行為をきちんとしたほうがよいのではないかと考えますし、また併せて、例えばネームプレートの裏側に記載して、常に確認できるような、見える化をしていくことなど、検討していただければということをお願いしまして、本条例改正は賛成いたします。

○【上村和子委員】　賛成いたします。

初日に小川議員が質疑しましたけど、とてもいい宣誓文だなと思いました。賛成しますけど、署名も押印もなくて記名でいいということなんですけど、宣誓という行為は、誰に誓うことなんだろうと思ったときに、宣誓というのは、自分の職務に対して今、目の前にいない市民に対して宣誓をする。けれども、それは自分の心に期すことであって、自分の中に誓っていくことの行為として、私は判こは要らないけど、署名をするってすごく大事じゃないかなと思うんですよね。書くことによって契約が成立していくというか、自分に対する誓いとなるという意味で、何か儀式というのは時としてすごく大事なので、そのデジタル化の中で、大事な儀式みたいなのが軽く済むようなイメージがあるのは、私はちょっと自分が古いのかどうか分からないけれど、やっぱりすごく職務の大事さというものを刻みつけていく機会というものを自分の名前を書くことによって、約束していく。刻んでいくというか、そういう宣誓に値する、何か行為は必要なんじゃないかなって私は思いました。賛成します。

○【藤江竜三委員】　賛成いたします。

宣誓という行為自体は、私も実は意外と大切かなと思っているんですけど、上村委員と全く見解が異なるのは、署名捺印のところで、それは単なる事務作業でしかなくて、それによって僕なんかは別に感情も何も生まれなくて、こんなのパソコンで打って一緒でしょうという感覚を持っております。

そういった方も数多くいらっしゃるというふうにも思いますし、ぜひともそういった方向を今回こういった中で国から、そして自治体からも今後何かメールでできないのもまだ結構あるなという、正直74％廃止しているけど、いずれかは必要というのも633件あったりしますので、こういったところはなくせるんじゃないかというところをぜひとも国と協議する中で、デジタル庁ができたという流れの中で自治体からもいろんな声を上げていってほしいと思います。賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

議題(6) 第５７号議案　国立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】　第57号議案国立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】　第57号議案国立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例案は、市の押印廃止に関する基本指針等を踏まえ、審査申出書への押印等を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

総務文教委員会資料№58と致しまして、新旧対照表を提出しておりますので併せて御参照ください。

初めに、第４条の改正でございますが、固定資産課税台帳の登録価格に対する審査の申出をする場合に、固定資産評価審査委員会に提出していただく審査申出書について、現行第４項の規定により求めている審査申出人の押印を不要とするため、同項を削除するものでございます。

次に、第８条の改正でございますが、審査の申出に係る審理手続において提出することができる口述書について、現行第５項では、署名押印しなければならないとしておりますが、これを不要とするため、同項の規定を整備するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。質疑を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

議題(7) 第６１号議案　令和３年度国立市一般会計補正予算（第４号）案

（歳入のうち所管する部分、総務費、教育費、公債費、諸支出金）

○【遠藤直弘委員長】　第61号議案令和３年度国立市一般会計補正予算（第４号）案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、総務費、教育費、公債費、諸支出金を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営課長。

○【簑島政策経営課長】　それでは、第61号議案令和３年度国立市一般会計補正予算（第４号）案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして補足説明いたします。

初めに４ページをお開きください。第２表、債務負担行為補正は、総務文教委員会の所管するものは変更が１件です。旧本田家住宅解体復元事業については、事業者選定プロポーザルで選定した事業

者からの提案を踏まえ、解体工事の工程を見直したことに伴い、期間を令和３年度から令和５年度までに、限度額を6,152万1,000円に変更するものでございます。

次に、第３表、地方債補正は、総務文教委員会の所管するものは変更が１件です。歳出予算及び債務負担行為の補正に伴い、その財源として、旧本田家住宅復元事業債の限度額を1,230万円に変更するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。款11地方交付税、項１地方交付税は、算定結果の速報値が示され、普通交付税の交付団体となったことに伴い、普通交付税を増額するものでございます。

款15国庫支出金、項２国庫補助金につきましては、歳出の補正予算に対応し、学校保健特別対策事業費補助金を追加するものでございます。

款16都支出金、項２都補助金は、歳出の補正予算に対応し、社会の力活用事業費補助金を追加するものでございます。項３委託金は、歳出の補正予算に対応し、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金の減額を行うものでございます。

款17財産収入、項１財産運用収入は、歳出の補正予算に対応し、基金利子を追加するものでございます。

款18寄附金、項１寄附金は、くにたちベンチの寄附が２件寄せられたことにより、指定寄附金の増額を行うものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。款19繰入金、項２基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額しております。

款20繰越金、項１繰越金は、前年度繰越金が確定したことに伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

款21諸収入、項４雑入は、前年度事業費の確定に伴い、文化・スポーツ振興財団指定管理料過年度清算金を追加するものでございます。

款22市債、項１市債は、歳出予算の補正に伴い、その財源として旧本田家住宅復元事業債を減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。款２総務費、項１総務管理費は、新型コロナウイルス感染症予防のため、庁舎内トイレに消毒用機器を設置することに伴い、消耗品費を増額するものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。款10教育費、項１教育総務費は、教育の充実及び教員の負担軽減を図るため、都の補助事業を活用して外部人材を任用することに伴い、特別非常勤講師報酬を追加するものでございます。

26ページから29ページにかけてが項２小学校費です。28ページ、29ページをお開きください。第二小学校の特別支援学級において、新規に利用する教室に空調機を設置するため、空調機設置工事請負費を追加するものでございます。

28ページから31ページにかけてが、項３中学校費です。新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年実施できなかった貧血検査を実施するため、健康診断等委託料を増額するものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。項６社会教育費は、事業者選定プロポーザルで選定した事業者からの提案を踏まえ、解体工事の工程を見直したことに伴い、旧本田家住宅解体工事請負費を減

額するものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。款11公債費、項１公債費は、令和２年度起債額の確定に伴い、償還元金及び償還利子を減額するものでございます。

34ページ、35ページをお開きください。款12諸支出金、項１基金費は、地方財政法第７条第１項に基づき、前年度実質収支の２分の１を下らない額を積み立てることに伴う財政調整基金積立金の増額を行うほか、繰越財源に含まれている金額を各種基金に積み立てるものでございます。また、令和２年度決算において生じた都市計画税の余剰金を積み立てるために、都市計画事業基金積立金を追加するものでございます。

項２諸費は、令和２年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】　説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】　それでは、質疑させていただきます。

歳入のところで10ページ、11ページです。交付団体になったといったことで、国立市のようなところだと、交付団体と不交付団体と行ったり来たりで、財政運営が大変なのかなと思っています。基本的には自分たちでやっていきましょうと、臨財債も使わずにということの方針の中でやっていると思いますが、今回この交付団体になったことによって、何かデメリットを被ったとか、あるいはメリットがあったとかということがあるのかどうかお伺いいたします。

○【簑島政策経営課長】　委員おっしゃられるとおり、国立市は交付、不交付行ったり来たりしているところでございます。不交付団体としてはやはりメリットとして、交付税の算定上、国の交付税に頼ることなく、その収入で標準的な行政運営ができるといったようなところがあろうかと思います。

やはり交付税につきましては、特に令和３年度予算、かなり当初では財政状況が厳しいという状況もございましたので、ここで１億以上の交付税が入ってくるというのは、非常にこちらとしてはありがたいといったところかと思います。

臨時財政対策債については、ここで借入額が示されているんですけれども、今後ちょっとどのようにしていくか。借りるべきなのか、借りないべきなのか。継続的に普通交付税が入ってくるんであれば、借りたほうが交付税として後からもらえるということになりますので、それは有利なことがあるんですが、やはり不交付になるとただの赤字公債となっていく可能性もあるので、この辺りは十分に議論しながら、中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】　分かりました、そうですよね。継続してもらえる場合だったら、臨財債も発行することによって、交付金で算定されていくということがあるんですけども、行ったり来たりだとそのリスクがなかなか難しくて、国立市にとってはなかなか打って出るにもなかなかいかずみたいなところで大変なところにあるのかなと。

ただ、全体の方針として、自分たちの身の丈に合ったというか、自分たちの収入の中でやっていけるように運営するということなので、絶対に不交付でなければならないということもないと思います。その辺は柔軟に、特にコロナ対応でいろいろあると思いますので、柔軟にやっていけるようにということをお願いしたいと思います。

それから、総務費の中の情報発信なので、14ページ、15ページのところ、総務管理費の情報発信等広報施策事業費ですか、これは便利帳の増刷分だと思います。この便利帳の増刷については、もともと広告収入によって進めてきたところ、昨今の広告がなかなか広告媒体として申出が少なくなってしまったりとかということもあって、増刷をするといったことだったと思います。

それについては、まず多言語化対応がなされているのかどうかというのと、デジタル版があったと思うんですが、それについての周知、どのように行っているのかお伺いいたします。

○【加藤秘書広報担当課長】　お答えさせていただきます。まず、多言語化対応についてなんですけれども、今年度発行を予定しているものについては、多言語化対応というのは一部インデックスの部分でのみタイトルだけ、一部英語表記をしているものがあるんですけれども、その他の部分にまでは、全てにおいては多言語化の対応はできていない状況です。

ただ、次回発行時に、協定の範囲内でどこまで対応できるのかということを確認していきたいと思っています。

２つ目のデジタル版の周知状況についてなんですけれども、デジタル版については、令和元年度に発行した際に、市報11月５日号と市のホームページでお知らせをしています。あと、実際にお配りしている冊子の中にも、ＱＲコードですとかＵＲＬを掲載して、お手持ちのパソコンですとか携帯端末で御覧になれることを御案内しています。

○【稗田美菜子委員】　市報、ホームページで周知していただいているということですけれども、デジタル版はもうちょっと、すごく分かりやすいと思いますので、さらに、これこそ多言語化できるんじゃないかなと思いますので、まず１つは来年になるけれども、多言語対応、多くの方、困っている方もいらっしゃると思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

先に質疑を進ませていただきます。総務費の中の同じページです。15ページの中の庁舎等維持管理費の中の消耗品費です。内容を教えてください。

○【津田総務課長】　さらなる新型コロナ感染症予防のための衛生物品として、庁舎内の男女の洋式トイレ、北庁舎、だれでもトイレを含む21か所に、トイレ便座消毒用の噴霧器と補充するための消毒液を購入するものでございます。

○【稗田美菜子委員】　ありがとうございます。21か所に配置するといったことですけれども、これ、多分、消毒、トイレに置く便座等を消毒するためのものですね。接触部分だと思いますけども、そもそもその機械が接触型なのか非接触型なのかお伺いいたします。

○【津田総務課長】　手動式です。プッシュ式の噴霧器を考えております。理由としましては、こちらは試験的に１週間程度なんですけども、１階女性トイレ中央の部分に、そのときは非接触型の噴霧器を設置させていただきました。この利用状況を見ますと、自動噴霧の感知がよいためもあるんですけれども、機器の下のちょっとした動きでも出てしまったりとか、手を長く置いていますと２回噴霧することもありまして、また、１回の噴霧量も多いというところもございまして、４日間程度で450ミリリットル入る容器を補充したというところもあって、結構利用状況も多く、今後のメンテナンスやランニングコストなども考えてというところもありました。

あと機器そのものもやはり手動型よりも倍以上であったりとかする部分もございましたので、今回は今のところ手動式というものを考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。そうしましたら、その次の同じページの女性等相談支援事業費のほうです。企画費で伺わせていただきます。これ、内容をまず、相談支援事業のほうは高齢者住

宅の借り上げに関わるものだと思いますが、機械器具費等というのだと思いますけれども、内容が何なのかお伺いいたします。

○【吉田市長室長】　備品購入費の機械器具費ですけども、こちらはエアコンの設置と工事費用という形で、８万1,000円計上させていただいております。

○【稗田美菜子委員】　電化製品ですよね。これは多分女性相談なので、一時的に使うということだと思いますけれども、例えば一時的に生活をするというんだったら、私も引っ越しましたけど、一番最初に考えるのはカーテンとか、何か外から見えないようにするものとか、あとはマットとかラグとかソファーとかベッドみたいな、いわゆる家財道具みたいなものとか、生活一般に関わるものがあると思うんですが、そういうものはどんなふうになっているのかお伺いいたします。

○【吉田市長室長】　今回この補正予算案で計上させていただいているものは、主に電化製品の関係のものなんですが、これ以外のものにつきましては、この辺はイケア・ジャパンさんから家具の提供を受けて、部屋全体を構築するということで現在進めております。

もともとイケアさんのほうでは、子ども基金という名称で、実際にはイケア立川の近隣の自治体の子供関係または女性関係の施設に、家具等の無償提供をしているという社会貢献をされております。

今回こちらでこの４月に、当市のほうの職員とともに、国立市の女性支援をプレゼンテーションさせていただいて、今回国立市のほうに寄附を頂けるという話で、現在のところ進んでおります。ですので、電化製品以外のものは基本的にはイケアさんのほうが、家具等を設置いただけるというものでございます。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。市のほうで、自らプレゼンテーションに行ったということで、これ、このお部屋１個だけなのか、ほかにもあるのかどうかお伺いいたします。

○【吉田市長室長】　実際に利用する方の想定を考えたときには、まずは１部屋から進めていって、今後のニーズの拡大によっては別途検討をしていきたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。それでは、先に質疑させていただきます。総務費のところは以上です。教育費のところに行きます。

教育費が、27ページの学校指導等会計年度任用職員さんのところです。外部人材の報酬ですので、18万円のところ、２か月の英語の先生だと思いますけれども、２か月のみなんですが、どういうプログラムになっているのか、その後どういうふうに行っていくのかお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　こちらのほうは、上限が外国語活動の場合、11時間と決まっております。単元ごとのまとまりで指導するというところが望ましいとされておりますので、３年生、４年生とも各２単元で、９時間もしくは10時間という指導のほうになっております。年間を通して外国語活動は指導のほうを行われておりますので、その他のときには学級担任のほうで指導しております。以上です。

○【稗田美菜子委員】　年間を通して行われているけれども、２か月間だけなので９単位から10単位についてはこの先生がするといったことで、そこから先は担任の先生がされるということの理解でいいのか、確認のためお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　そのような確認で大丈夫です。

○【稗田美菜子委員】　ありがとうございます。それから同じ教育費、同じページの中で、学校管理費のところでお伺いいたします。一般管理備品について、第五小学校と第八小学校、出ております。これは何なのか、内容をお伺いいたします。

○【高橋教育総務課長】　お答えいたします。小学校費、学校管理費におきます第五小学校及び第八小学校の備品購入費につきまして、こちらはコロナ対策の関連予算となっておりまして、サーモグラフィーカメラや健診時の密を避けるために、視力検査機を増大して、密を避けるための手段を講じるというものになっております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。コロナ対応ということで、そういったものがコロナ対応にどのように役に立つのか。分かる範囲でいいんですけど、密を防ぐということなのか、お伺いいたします。

○【高橋教育総務課長】　まず１つ、サーモグラフィーにつきましては、体温測定を行うことで、発熱のある子供を早期に発見するというものになっております。視力検査機につきましては、これまでの台数を増やして、検査会場に設置することで、１台当たりに並ぶ児童の数を減らすということで、密を避けるためのものとなっております。以上です。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。29ページ、普通学級運営費の備品購入費の中の教科備品についてお伺いいたします。これは今回、これもコロナ対策で打楽器とかとありましたけども、打楽器以外のもので要望があったりとか購入の予定があるものがあればお伺いいたします。

○【高橋教育総務課長】　こちらの教科備品の中で、第二小学校に係る部分につきましては、全校集会等を現在行う際、密になりがちになっておりますので、こちらをテレビを通じて、映像で全校集会を行うためにビデオカメラやテレビ等を購入する費用となっております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。同じく29ページのところの学校保健衛生費の中の生徒及び教職員健康管理事業費です。これは事前の説明で貧血検査、去年行われなかったのでということですが、大分金額が100万円ぐらい上がっていると思うんですけども、上がった理由が１つ、それからもう１つは、１年遅れで実施したことによって、それまで先送りするときのアナウンスをどのように行ったのか、お伺いいたします。

○【高橋教育総務課長】　貧血検査につきましては、令和２年度中にも実施を予定しておりますけれども、コロナの関係で検査を行うための人材が十分に確保できないということで、事業者のほうから令和２年度中の実施ができないという旨の通知がございました。

このことに伴いまして、令和２年度におきましては、通常、中学校２年生を対象にこちらの事業を行っているんですけれども、この２年生の対象者に対し、貧血に対して不安がある方におかれましては、大変お手数ですけども、かかりつけ医で御相談をお願いしたいという旨のアナウンスを行っております。

また、併せまして、国立市医師会に教育委員会のほうからこういった事情で貧血検査を行うことができなかったため、こういった相談がかかりつけ医にあることが想定されますと。その際には格段のお取り計らいをお願いいたしますという通知を出させていただいております。

こちら、今回の貧血検査の健康診断委託料でございますけれども、昨年実施予定でありました昨年度の２年生、現在の３年生の女子生徒全員を対象として行う予定となっておりまして、人数としましてはおよそ160名程度と考えていますけれども、そちらの検査費が計上されているところです。以上です。

○【稗田美菜子委員】　ありがとうございます。詳細もありがとうございました。

同じ29ページの特別支援学級費の中の特別支援学級運営整備事業費、これはエアコンだった、空調

機設置工事だと思いますけども、これたしか二小だったと思います。教室が増えるのか、それともともとないところにつけるのか、現状どのようなものになっているのかお伺いします。

○【川畑指導担当課長】　プラタナスの学級数自体は変わらないんですけども、指導していく上で、新しい教室を増やしたいということです。そこの教室にはもともと空調機が設置をされていないということで、子供たち、生活環境を整える上で空調機が必要ということで、ここで上げさせていただいております。

○【稗田美菜子委員】　指導する上で教室を確保したいということで、要望を受けたと聞いていますが、今現在使われていて、それをこれから使っていくのに空調が必要なのか、それともこれから使っていくのに必要なのかお伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】　これまでも活用のほうはしております。今後、教室環境が整うことによって、より使用のほうが進んでいくと聞いております。

○【小口俊明委員】　それでは伺います。31ページのところで、文化財調査・活用事業費というところがあります。ここに遺跡緊急発掘調査委託料ということで、80万でしょうか、プラスの補正であります。これは予定をしていたその調査よりも、必要な調査が増えたという、増える見込みというんでしょうか、そういうことであるのかどうか伺います。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。こちらなんですが、まず予算化に当たりましては、毎年大体200万円ほど予算化しております。こちらなんですけれども、住宅メーカーですとか不動産関係の方からの届出に基づいて、調査が必要なときに執行していくというものになりますので、件数ですとか、なかなか読めない部分があるのが正直なところでございます。

今年度でございますけれども、昨年度が３件しかなかった調査に対しまして、今年度既に５件実施しておりまして、さらに２件相談を頂いているというところで、予算の不足が見込まれますので、ここで補正をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】　これは経済活動に連動する部分もあるのかなと思うわけです。私なんかは総務文教委員会ということもありますけれども、やはり遺跡の発掘ということは非常に期待も膨らむわけであります。市内において例えば過去に青柳地域で、縄文時代の大型石棒ということもありました。国の重要文化財ということでありまして、ほかの地域でも主に縄文時代が多いんですか、あるいはほかの時代においても、市内では期待ができるところなのか、今の捉え方を伺います。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。委員おっしゃられたとおり緑川東遺跡の石棒というのが縄文時代で、重要文化財になったというところで記憶に新しい大きなところでございます。縄文時代の遺跡もございますし、あとそれより昔の旧石器時代なんかの遺跡もございます。また、奈良、平安などですとか江戸なんかもございますので、地域地域によってばらつきはあるんですけれども、様々な時代の遺跡があるというのが実情でございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】　調査して全てでそういう状況になれば非常にいいなと思うわけでありますけれども、現実的には、様々な場面があるのかなと思います。

次に、同じページでありますけれども、そのちょっと下、旧本田家住宅解体復元及び管理事業費ということでありますけれども、先ほどの説明の中で、年度をまたがり、また、その債務負担行為ということの設定のお話もありました。この事業の全体感について、もう一段詳しく御説明いただけますか。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。まず、全体のスケジュールからお話しさせて

いただければなと思います。

当初、令和３年度で解体工事を実施する予定だったんですけれども、事業者からの提案に基づきまして、令和３年度、４年度をかなりまたがる形で解体工事を実施していきます。ただ、最終的な復元工事が終わるというのは令和７年の上半期、令和７年９月を予定しておりまして、その時期については事業者からの提案前後では変わらず、変更なく、令和７年９月の完成を目指して実施しているところでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】　一番最終が変わらないけれども、途中の段階が少しずれ込むというか、トータルでは費用も含めてその内容も含めて、トータルは変わらないけれども、その途中の段取りが変わるということなんですか。

○【井田生涯学習課長】　委員おっしゃられるとおりになりまして、まず、工事としましては解体工事を実施して、その後、復元工事を実施するというところになります。工事が完了するときには、工事上の仮設物というのは、通常なくなっている状態でなければいけないんですけれども、今回その解体工事と復元工事が連続して続くというところになりますので、事業者から連続して実施するところで、工事上の仮設物を解体工事で建てて壊して、また、復元工事で建てて壊してという過程がなくなりまして、解体工事で仮設物を造って、その後、復元工事が終わるまで使用しまして、復元工事が終わったときに工事上の仮設物を壊すことができるというような事業者提案を頂いたところでございます。

これにつきまして、建築指導事務所などの確認を経まして、実施できそうという見込みがあったんですけれども、ただ、そのためには予算の組替えが必要になったので、今回補正予算として計上させていただいたと、提案させていただいたというところでございます。ということで不足がなければ以上でございます。

○【小口俊明委員】　分かりました。そのほうが全体としてスムーズであると。また今のお話を伺うと費用も抑えられる方向なのかなというふうにも思いました。その中で、今の仮設物というものの内容ですけども、私なんかはそういう用語を聞くと、足場というイメージで捉えますけれども、まさにその足場を指して、仮設物ということなんですか。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。すみません、先ほど費用の話をちょっとし忘れてしまいまして、まず仮設物を一貫して使うことで、もともとの費用感よりは若干安く済むという見込みでございます。

その中で工事上の仮設物がどういうものかということなんですけれども、旧本田家住宅は文化財の建造物になりまして、素屋根と言いまして、工事上の外周に足場が組まれているのは、建築現場で見られるかなと思うんですけど、足場に屋根がついたようなものというのが素屋根になります。

なぜこんなものが必要かということになりますと、旧本田家住宅を解体するに当たりまして、痕跡を調べながら解体しては調査し、解体しては調査しということで進めてまいりますので、雨よけの屋根がないと痕跡が消えてしまう可能性があるというところで、通常よりもちょっと価格のかかる、高くなってしまう素屋根が必要というような仮設物上はそういったものが必要というところでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】　分かりました。旧本田家住宅という、これ解体ということですから、屋根を例えば外したならば、そのままいわゆる今おっしゃった素屋根がないと雨のときは部屋のところに雨が降ってくるという状況にもなる。これは当然屋根が必要と、そういうことかなと思いますけど、そう

いう趣旨ですね。

また、さらに言えば文化財ですから、そんなことがあってはならないという意味かと思いますけど、そういう理解ですか。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。事業者との話の中で、素屋根が必ずしも必要というわけではないんですけども、ただ、雨が降った日にブルーシートをかけた状態で、それこそ作業が中断するということになりますので、素屋根があったほうがスケジュールどおりに調査をしながらの解体工事が進むというところでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】　分かりました。あったほうが望ましいという中での全体の調整の中の話かなと思いました。今やはり文化財ということでは、丁寧に解体をしていく、これは当然であり痕跡とか、あるいは旧国立駅舎のときもそうでしたけれども、単純に分解すればいいということではなくて、その一つ一つの部材について、印をつけて後で分かるようにするというんでしょうかね、そういったことも含めて、場合によっては元あった位置関係の図面を描きながら、あるいは寸法も取る場合もあるのかも分かりませんけれども、そういう状況の中で丁寧に解体をしていくと。その中にあっての仮設物、素屋根ということであると、そういうふうに思ってよろしいですか。

○【井田生涯学習課長】　委員おっしゃられるとおりに、記録をしながら、寸法を測りながら、記録を取りながら解体していくというところになります。ちょっとすみません、お話しさせていただきますと、旧本田家住宅は享保16年、1731年に建てられていただろうということは推測、祈禱札から分かっているんですけども、まだ建築年代が特定されてないというところがございます。ほかの自治体の事例なんですけれども、解体修理の際に享保何年と書かれた墨書が見つかって、建築年代が特定されたという事例もございます。

今回そういったことも調査をしながらになりますので、そういったものが分かってくれば、旧本田家住宅の建築年代も特定されますし、さらに文化財としての価値も高まるのかなと思っているところでございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】　ここで休憩に入ります。

午後５時４０分休憩

◇

午後５時５５分再開

○【遠藤直弘委員長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。上村委員。

○【上村和子委員】　長くまで、本当に申し訳ないです。補正なので、ここまで許してください。

３つ質疑したいです。最初の１点目が、歳入です。地方交付税、財政調整基金繰入金、前年度繰越金について、それぞれ補正ではなく、結果どうなったかということの数字の金額を言っていただいた後に、それらを総合的に評価すると、2021年度の財政運営というものは、どんな状況にあるのかということで、その課題をどう整理しているかを伺いたいと思っています。

○【簑島政策経営課長】　交付税と財政調整基金、それから繰越金というところでございます。（「はいそうです」と呼ぶ者あり）このうち、財政調整基金と繰越金が令和２年度の決算に伴って出てくるもの。それから、交付税は、令和３年度の交付税算定で出てきたものになります。

まず、普通交付税についてですが、こちらは算定上、必要となる需要額と、あと算定で出てくる収入額、ここの差が、約７億円ほどございました。これは、国が出している交付税の算定にのっとって

やっていくと、こういう結果になります。このうち、普通交付税として交付しますと言ってきたものが、今回、補正予算に計上しております、当初予算にプラスされていますから、１億4,545万1,000円ということ。これが、速報値で来ています。今後、調整が入りますので若干減るかと思いますが、これが、国から入ってくるお金です。収入と需要の差額の分の５億6,000万円程度が、臨時財政対策債発行可能額ということで、これだけ借りられますよという提示がされています。これは先ほど御答弁申し上げたとおり、借りるべきなのか、それとも借りないほうがいいのかというのは、今後、調整をしていきたいといったのが、交付税のざっくりした概要です。大きな要因としては、国勢調査の人口が、５年前と比べても3,500人ほど増加になっていますので、この辺りが、大きな要因になっているのかというふうには捉えているところです。

それから、令和２年度決算の影響になりますが、まず、財政調整基金です。こちらについては、決算の段階で、最終的な財政調整基金の繰入れは令和２年度はしていません。こういったところもございまして、令和２年度末時点の財政調整基金が、約21.8億円となっております。今回の補正に乗せております財政調整基金の積立金、これは先ほど冒頭の補足説明で申し上げましたとおり、地方財政法のほうで、実質収支の２分の１を下らない額ということで、全体で３億2,000万円程度の積立てを行うことになります。そうしますと、大体この補正後に25億円程度になりますが、現在の予算の中に財政調整基金の取崩しを５億6,000万円ほど見ておりますので、特に何もなければ、令和３年度末残高としては、大体19億円程度といったところになろうかと思っております。

前年度繰越金につきましては、先ほどの財政調整基金の積立ての財源になっていたり、当然これから国とか都の返納金のものなんかも入っております。これも、補正では４億円の増額となっていますが、これは様々な返納金であったり、基金への原資になっているといったような状況になろうかと思います。

こういった状況を踏まえて、令和３年度、現在の財政の状況ということになろうかと思います。そうしますと、令和２年度決算の中では、財政調整基金の繰入れをしなくて済んだといったこともありますので、当初見込んでいたほど、かなり深刻ということではないのかなと思っています。普通交付税も、当初予算よりは多く来たといったこともございますので。先ほどの財政調整基金の残高が、令和３年度末の19億円程度といったことも考えますと、例えば、来年度予算がすぐに組めないといった状況ではないだろうと思っています。

ただ一方で、令和２年度決算を少し見てみますと、やはり人件費、扶助費、公債費という、義務的経費比率は、前年度、令和元年度決算からも変わらず60.1％ということで、改善されていません。それからまた引き続き、この扶助費辺りは増加していく可能性があります。それと、令和３年度については、会計年度任用職員の期末手当の支給月の増加といったこともございまして、これも人件費の増加の要素になっています。

また、先を見通していきますと、当然、第二小学校の改築ですとか、学校給食センターの建設、矢川プラスの建設、こういったものを含めて、大きな施設整備というのが見込まれていることも考えますと、歳入面でも、新型コロナの経済影響が極めて不透明であって、今後、市税収入が減少する可能性もかなりまだございますので、やはり楽観視はしていられないといったところかと思っております。ですので、ここ数年、これからどうしていくかというところなのですが、やはり経済の状況、景気動向というのを見ながら、財政調整基金をうまく活用しながら、何とか財政運営していきたいといったところでございます。長くなりました。

○【上村和子委員】　今、これ以上の議論はしませんけれども、コロナの影響が思ったほど財政に出てきていないということが、まず、言えるんじゃないかなと思うんですけれども、それで、解釈的には当たっていますか。

○【簑島政策経営課長】　現時点では市税収入も、令和２年度のときは、まだ伸びている状況がございました。それから令和３年度に入って、当初課税においても、当初予算で見込んでいた程度の、やや少なめの減、微減といったような状況にはございますので、現時点では、まだ大きな影響がないのではないかと思いますが、今後はやはりまだ分からないといった状況だと思います。

○【上村和子委員】　もうこれは、これ以上の議論は、今日はやめておきます。ただやはり、ただ単純に数字が出てきたんじゃなくて、皆さん方が、非常に頑張って財政の運営をやってこられているのだろうと。そのあかしと、市民も一生懸命働いているのだろうという総合の双方の節約とかいろんなことで、この状況が生まれているのではないかと。何もしないで出てきた数字ではないだろうとは、思っています。またさらに、そういうふうに今度は決算のほうで、また審議をしたいと思っています。

２番目ですが、14ページ、15ページに、女性等緊急一時保護事業費４万1,000円、そして２番目、女性等相談支援事業費、これは、前の稗田委員の質疑によって、一時利用の場所を借りたと。借りたというか、高齢者が持っているところを１室借りて、イケアの支援を得てリフォームするという英断に行ったわけですけれども、そのお金が、補正として51万6,000円ついております。この２つのそれぞれについての現状の課題について、ちょっとまとめて答えていただけますでしょうか。

○【吉田市長室長】　まずは、コロナ禍によって、令和２年度末に女性相談の職員とも、現状の総括をする中で、やはりまずは、相談が非常に増加したというところが１点あります。これは市だけではなくて、民間のＮＰＯ法人さんのところも含めて増えています。その中で、女性パーソナルサポート事業で支援をさせていただいておりますけれども、やはり少しでも相談支援を迅速に進めたいという中で、１つは、この８月からホットラインをスタートして、なるべく早く相談につながるということを行っております。

もう一方で、やはり一時的な住まいの提供。女性パーソナルサポート事業で行ってはいるのですが、ここをさらに市の判断で、住まいを提供できないかというところの中から、今回のこの借り上げ住宅を一時的に利用させていただく中での、女性支援の新たな仕組みというものを構築したというところでございます。

○【上村和子委員】　これは、最初の女性等緊急一時保護事業費の今回の４万1,000円というのは、自動車借上料ということで、ちょっと遠くまで行くということで、遠くまで行くときに、いろんな危険もあるのでタクシーを使ったということなんだけれども、この最初のヒアリングのときに、大本は、この女性等緊急一時保護事業費というのは、緊急的に一時的に使える場所が市外にあったというのもあるんだけれども、そこに対しての補助。まとめてお金も少し払っていたというのもあるんだけれども、現状としては、ほかに行くというよりむしろ地元、地域の中で一時利用の場所をつくったほうがいいというふうな現状になったという御説明を受けていたんですけど、それでいいですか。そこを、ちょっと言ってほしかったなと思います。

○【吉田市長室長】　従来、ＤＶの被害者支援というのは、なるべく遠方に遠方に避難をするというのがセオリーという形で、国の法律等もそういうような立てつけになっておりますが、実際に国立市は、女性パーソナルサポート事業を、市内の民間の女性支援団体さんと一緒にやる中で、やはり必ずしも遠方に行くということだけが自立支援ではないということが、実態として市のほうも実感してき

ています。この中で、今回は緊急一時保護事業のタクシーの輸送費は、やむを得ず同行支援という形で、警察ですとか、弁護士の事務所ですとか、そういうところに一緒に行くための予算という形で、ここも相談件数が増加することによって、この支出も増えたということが、今回の補正の１つになっております。

ですがやはり地元で、個々のケースによっては、全てが外に避難するではなくて、市内でも、しっかりと自立が図れている方々がいるというのが、実態でございます。

○【上村和子委員】　これは、本当にさらりと51万6,000円と書いていますけど、やはり女性のための一時利用の緊急ステイの場所を確保したって。これは、市が直営で持つわけですよね。それで、ここのそういう場をイケアさんの力を借りて、ちょっとすてきな部屋にしたという。これは、私はすごく英断ですばらしいというふうに高く評価しております。民間に任せるだけじゃなくて、自分たちも、女性たちが一時、コロナ禍もあるとおっしゃいましたから、行くところがない人。そういう女性たちのために宿を用意すると。そういうところに踏み切った大事な補正であると思って、評価しています。

ここのところで、もう１つ質疑ですが、そこで、イケアさんの協力を得たというのは、これは女性相談員の方が見つけられて、イケアさんが、こういう地域貢献をしているということを見つけて、イケアの協力を得られたと。また、市内のＮＰＯもイケアの協力を得てリフォームというんですか、イケア家具を入れるという。これはすばらしいイケアさんの、そういう情報を見つけてきた職員さんもすばらしいですけれども、イケアさんのこういう動きって、やはりすごく貴重だと思うのです。これが陰に埋もれないように、こうやってイケアの力を借りて、こういうことができたんだということを、やはりちゃんと表に１つは出すというのかな。私はこういう企業というのは、大事にしたいなと思うから。やはり、イケアのこの精神がとてもよく出ています。インクルージョン・アンド・ダイバーシティーという形で。それともう１つ、外に出してください。こういうイケアさんの貢献に対しては、ちゃんと市からも外に出してほしい。これが、質疑の１つ。

それからもう１つ、イケアさんに関しては、以前、一緒に職員研修に行って、私も同行させていただきましたが、すばらしいビジョンを持った会社の経営をされています。ぜひ、お世話になるだけじゃなくて、イケアさんの力を借りて、やはりイケアが今やっている、こういうインクルージョン・アンド・ダイバーシティーという会社づくりとか、職場づくりとか、人づくりとか。そこの力、ノウハウを、ぜひ、国立市の職員の人たちにも生かして、つないで、連携してほしいと思うんですけど。この２つについて質疑します。

○【吉田市長室長】　まず、１点目の表に出すというところですけれども、もともとこれは、イケアさんからの家具の提供を受けるというだけではなくて、一緒に国立市の女性支援の、どういう場所があると女性の方は安心して住めるのか、自立に向かって次の１歩が進めるのかというところで、議論も重ねながら、現在に至っているというところが１つあります。ですので、もちろん寄附として頂いているものがありますので、そこについては、既に市長とも、今後、例えば感謝状ですとか、何らかの形で一緒に取組の御協力を頂いたということは、表に出していきたいと思っております。

もう一方は、これは2019年、平成31年２月に、市のほうで市長や副市長、そして女性ワーキングのメンバーも含めて、イケアさんのほうに訪問させていただきました。先ほどのようにインクルージョン・アンド・ダイバーシティーというものを理念として掲げている中で、イケアさんは、全員がリーダーだというような認識で、スタッフの方が働いているという話がございました。今後も何らかの形で今回の貢献をきっかけに、連携ですとか、例えば、職員の研修を一緒にやってみるですとか、何か

つながりを、国立市も同じようにダイバーシティー・アンド・インクルージョンを掲げている自治体でもありますので、そこは何か考えていきたいと思っています。以上です。

○【上村和子委員】　意見は討論で言います。

では、３番目の質疑です。これが最後ですが、26、27、28、29ページです。教育費、小学校費、中学校費、学校管理費の中に、コロナ関連予算の補正が入っていないのです。子供の感染が増えている中で、２学期が始まるに向けて、何らかの対策は必要であったし、それに関する補正があってもいいのにと思って。見つけることができませんでしたので、これはどうなっていますでしょうか。

○【高橋教育総務課長】　今回、補正させていただいております、小学校費におけます学校管理費、教育振興費、それから中学校費におけます学校管理費におけます備品購入費や修繕費につきましては、こちらは、それぞれコロナ対策のための費用となっておりまして、先ほどの委員の説明の中でも、若干触れさせていただきましたけれども、サーモグラフィーや、健診に係る備品、それから集会の映像化に伴うビデオやテレビの購入等に使っているところでございます。

○【上村和子委員】　すみません。今ちょっと聞き逃しているので、すみません。今、このいろんな備品とか何とかというふうに入っているということをおっしゃっていたのでしょうけれど、もう一度、コロナ関連費というので、コロナに関して何が幾らって要らないので、何が入っているかということについて、もう一回、言っていただけますか。ちょっと耳にさっと入ってこなかったので。

○【高橋教育総務課長】　先ほど挙げました物につきましては、全てコロナ対策のための備品等になっておりまして、サーモグラフィーカメラにつきましては、子供の体温を測定するためのカメラでございまして、発熱のある子供を早期に見つけるためのものであったり、健診に使います視力検査機につきましては、台数を増やすことで、検査時の密を避けるためのものであったり、また、先ほどのテレビやビデオにつきましては、全校集会における密を避けるために、映像を使っての集会に切り替えるための備品等となっております。また、修繕につきましては、各校における網戸の設置等を行う予定でございまして、換気を行う際に、現在は虫等が入ってくる場合がございますので、そういったものを避けて、きちんと換気をするためのものとなっております。

○【重松朋宏委員】　私からも、何点か質疑します。まず、15ページの情報発信等広報施策事業費の、これはくにたち生活便利帳の増刷なんですけれども、途中で足りなくなって増刷ではなく、今回は、あらかじめこれから印刷するのに、増刷分は市の負担とするというのは、ちょっとよく分からないんですけれども、説明をお願いします。

○【加藤秘書広報担当課長】　お答えさせていただきます。生活便利帳は、平成21年から、民間事業者と共同して作成して、市の負担なしで隔年で発行してきました。そこで、広告掲載数が減ってきたことと、あとは、全戸配布しているため世帯数が増えたこともありまして、前回発行した令和元年分から、増刷が必要になりました。平成21年から、平成29年までの５回は、４万5,000冊を作成していただけましたが、前回、令和元年度は、４万3,000冊に減ってしまったため、増刷が必要になりました。

今回は、少しページ数などを若干減らすなど協議した上で、協定で発行していただける部数は、前々回と同様に４万5,000冊で締結しましたが、やはり世帯数の増加ですとか、２年間の転入者数を見込むと増刷が必要なことから、印刷製本費として、補正予算で提出させていただきました。

○【重松朋宏委員】　世帯数、配布するための冊数は増えているけれども、なかなか広告が集まらなくなってきているということだと思います。これは、電話帳の事業者ですよね。今はもう電話帳その

ものが、ビジネスとしては、なかなかもう難しくなってきているように、紙ベースの広告ビジネスモデル、2009年からスタートしているんですけれども、10年ちょっとで、だんだん成立しなくなってきているのかなと思うんです。これはもう発行部数等、協定の中身をいじるのでは、そのうちもう成り立っていかなくなる部分を、市のほうで税金で補填するような形で増えていくということに、そのうちなっていくんじゃないかなと思うんですけれども、何らかの見直し、生活便利帳の機能を、どういう形で市民に分かりやすく手元に届けるのか。デジタルも含めて、どこかでそろそろ考えていかないといけないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○【加藤秘書広報担当課長】　お答えさせていただきます。まず、広告の掲載数なんですけれども、発行年、初回発行した2009年から比べて、多少毎回増減があるんですけれども、２割から３割の範囲で減っているのですが、右肩下がりで下がっているのではなく、一時的に増える年もあるので、継続して減ってきている状況ではございません。

ただ、いろんな広告事業者さんからして、生活便利帳に掲載することが魅力的であるということ、そのメリットを感じていただかないと、なかなか掲載数も減っていく一方なのかなというところで、１つは、デジタル版をもう少し周知することによって、発行した年に、そのまま全戸配布されたときには、皆さん御活用いただけていますが、１年とかたった後でも、デジタル版を継続して御覧になっていただくことによって、広告媒体としての価値を上げるということで、広告収入が、これ以上減らない、あるいは今より増えるような周知に努めたいと考えています。以上です。

○【重松朋宏委員】　デジタル版というのは、これはＰＤＦか何かで置いていたりするものですか。テキストデータとして、スマートフォンなんかで見たときに、普通に見られるようなものじゃないと、恐らく実際に活用されないかなとも思うんですけれども。そういうことも含めて、トータルに生活便利帳の機能というのを、どのように市民に、なるべく経費もかけないで使いこなす、市民に提供できるのかということを考えていただければと思います。

次に、27ページの教育指導費なんですけれども、オリンピック・パラリンピック教育推進事業謝礼が、これは１校５万円というのは、どういう内容なのでしょうか。かなり中途半端に少な過ぎるなという感じがするんですけれども、どのようなものなのか。

それから、東京2020競技大会は終了して、オリンピックの文化プログラムとしては終了しているんですけれども、これは、これから実施する事業ということなのでしょうか。

○【川畑指導担当課長】　オリンピック・パラリンピック教育推進事業に関する予算になります。当初、１校当たり10万円ついていたものが、都の負担額が減額になり、１校５万円というふうになりました。こちらのほうの５万円は、主に報償費ということで、謝礼で活用するというふうに分類されているものです。こちらのほうは今年度、令和３年度分の中で活用するものとなっております。以上です。

○【重松朋宏委員】　ということは、全11校で、オリンピック・パラリンピック教育という名目で、年度はもう半分過ぎてきていますけれども、２学期、３学期の間で１回程度、講演会を各学校で１回ぐらいするというのを、これから各学校で検討していくということですか。

○【川畑指導担当課長】　４月から活用は可能ですので、既に計画どおりで各学校で進めている事業になります。以上です。

○【重松朋宏委員】　各学校では、もう年間の計画の中に組み込んで、オリンピック・パラリンピック教育という形での講演会をしていくということで、確認が取れました。

それでは、31ページの旧本田家住宅解体復元及び管理事業費について。前の委員の質疑に続けてなんですけれども、仮設物、素屋根を使い続けるということで、経費削減が見込まれるという答弁がありました。これは具体的には、どれぐらいの経費削減が見込めそうなのか伺います。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。素屋根ですけれども、説明は、先ほどありましたので割愛させていただきますけれども、事業者からの提案では、800万円の効果額があるということで示されております。ただ、ちょっと前提が変わっている部分もありますし、また、復元工事で減額できる部分もありますので、今後、金額というのは調整していく必要があるんですけれども、プロポーザルの時点では800万円ということで、示されております。以上でございます。

○【重松朋宏委員】　結構大きな額が、コスト削減が見込まれるということで。その代わり、それなりの長期間にわたって建屋に囲われて、母屋が見えなくなると思うんですけれども、それは、大体いつ頃からいつ頃ぐらいまで、素屋根に覆われるのでしょうか。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。まずこの後、契約を結んで、解体工事に入っていきますので、10月、11月頃から素屋根がかかるようになります。素屋根が取れますのが、工事自体が終わりますのが、令和７年９月になりますので、その少し前まで、令和７年度に入った頃ですかね、５月、６月、７月頃まで、かかった状態になるという予定でおります。以上でございます。

○【重松朋宏委員】　ということは、大体４年間ぐらいは、大きな素屋根に覆われるということですね。

でしたら例えば、谷保の甲州街道沿いで、あれだけ大きな屋根が逆に登場するというのも、そうそうめったにないことでもあるので、逆転の発想で、例えば、工事期間中だから素屋根に覆われているということを、１つの魅力にしていくというような形で。例えば、愛媛県松山市の道後温泉の本館の改修事業では、大きな素屋根に何年間か覆われているところを、ラッピングですとか、プロジェクションマッピングで観光に活用したりしていますし、あるいは、滝乃川学園の本館が改修されるときには、たしか素屋根の中で見学会が何回か催されたと思うんです。そういう、このときにしかできないことというようなことを、検討していけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。まず、素屋根のラッピングの関係でございますけれども、今は工事費を計算する中で、ラッピングの費用を見込んでいないところがありまして増分になりますので、ちょっと正直、難しいのかなと思っている部分はございます。

一方で、後半のお話にありました見学会というところでございますけれども、復元工事時の見学会は、旧国立駅舎も、建てる中でたしか２回ほど見学会をやっているかと思うんですけれども、それと同じような見学会というところで、現在は考えているところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】　それでは、同じく31ページの遺跡緊急発掘調査委託について伺います。これが、当初予算よりも増えてきているということは、これは主に南部地域だと思うんですけれども、戸建て住宅なんかの開発が増えてきているというふうに見てよろしいのでしょうか。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。まずこの調査費なんですけれども、事業者から、例えば、家を建てますというような届出がありまして、ちょっと細かい話になるんですけれども、基礎が深くないような住宅でありますと、専門の職員が基礎工事の際に立ち会わせていただいて、深く掘っていないですかとか、遺跡がある深さまで行かないので、立会いさせていただいて、土器とかが出ていないですねというような確認をさせていただくだけで終わります。一方、調査が必要なときは工事計画、家を建てる計画の中で、例えば、地下室。あまりケースはないんですけれども、地下室

を造るですとか、あとは地盤が軟らかいために地盤改良が必要になるので、深くまで土をかき回す必要があるとか。そういった場合に、市のほうで事前に調査をさせていただくというようなことになります。

今年度ですけれども、基礎が深かったりですとか、地盤改良があるというところの相談がある中で、ちょっと件数がかさんでいる部分がありまして、今回の補正につながったというところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】　単純に南部地域の開発が増えてきているので、対象が増えているというわけではなく、その他のいろんな要因が絡み合って、当初の見込みよりも増えているということだと思います。

これは、あくまで遺跡がそこにあるということではなくて、可能性があるので、開発をするときにはあらかじめ立会い調査したり、調査委託をかけるということなんですけれども、その結果として、何らかの遺跡が見つかるというのは、ままあることなのでしょうか。

○【井田生涯学習課長】　お答えさせていただきます。実際のところ、調査が必要な中で遺跡が見つかるというのは、正直ほとんどないケースでございます。今年度も調査する中で、例えば、全く何も出なかったですとか、土器片が３点だけ出たですとか、そういったものがほとんどでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】　ありがとうございます。

それでは次に、33ページの市債元金償還経費、これが4,400万円減額になっています。市債利子の償還経費も、260万円、これはそれほど大きくないんですけれども、元金で合わせて5,000万円近く減らすことができたというのは、これはどのような理由でしょうか。

○【簑島政策経営課長】　こちらは、令和２年度の借入れが確定したことと、あとは借入先の条件ですとか、そういったものが決まったことによって減額になっております。やはり当初予算を組むときにぎりぎりではちょっと組めませんので、令和２年度の事業の見込み、どのくらいかかるかというところを見込みながら、また条件なんかもそれぞれ見た上で、確実な額ということで組んでいます。ですので、借入れが本当に確定した、それぞれの条件も確定したということで、これだけ不要になったということでございます。

○【重松朋宏委員】　分かりました。いろんな工夫をしたというよりは、最初から多少余裕を持って予算を組んでおいて、確定して減額ということですね。分かりました。

最後に35ページの、様々な基金が積み立てられていますけれども、その多くは、ふるさと寄附を、それぞれの基金に積み立てたものだと思うんです。2020年の１年間のふるさと寄附が、ここで決算が確定されて、基金のほうに積み立ててきたということだと思いますけれども、コロナ禍のふるさと寄附の状況としては、市としては、どのように総括されているのか。全体的に見て、未来基金への積立額が、そんなに大きくないなというふうにも感じるんですけれども、どのように見ているのでしょうか。

○【簑島政策経営課長】　寄附については年度で管理をしていまして、額でいいますと、令和元年度から令和２年度にかけては、たしか少し増えていると思います。令和２年度は、記憶で申し訳ないんですけれども、9,300万円か9,400万円程度の寄附があったと記憶しています。

これは、令和３年第１回定例会のときに、可能な分については、補正を組んで歳入の処理をしていると思いますので、年度末ですとか、そういった辺りに入ってきたものが、ここに繰越金の一部とい

う形で積み立てています。やはり12月の寄附が多いものですから、大半はもう処理はされているという認識がございます。残った年度末あたりに入ってきた分が、ここの繰越金の中で、翌年度で積み立てていると認識をしています。

○【重松朋宏委員】　そうでした。３月補正にもあったので、年度末の１月から３月分が、ここに入ってきているということですね。

一方で、都市計画事業基金の積立ては、かなり堅実に積み立ててきていると思うんですけれども、これは、大体想定どおり積み立ててこられているのかどうか。総額としては、今はどれぐらい積み立てられているのでしょうか。

○【簑島政策経営課長】　令和２年度の都市計画税の過充当の部分でございますが、これは昨年の第４回定例会ですか、税率改定のときに少し試算したときでは、令和２年度の過充当は３億円ぐらい行くんじゃないかというところだったのですが、それよりは、少し少ない状況かなというふうに見ています。

それから基金につきましては、令和２年度末残高が、約２億5,000万円。令和３年度当初予算で、１億3,000万円の一般会計の繰入れを予定してございます。今回の補正で、約２億7,000万円というところになりますので、現時点でいきますと、令和３年度末の残高として、３億9,000万円程度になろうかというふうに考えています。また、税率改定を行っていますので、令和３年度は、0.27％から0.25％に下がっています。これで、約１億1,000万円程度減収がございますので、来年度、令和４年度に積み立てる分は、都市計画事業の支出の課題もあるのですが、もしかしたら下がるかもしれないと。この辺は、ちょっと状況を見ていきたいというところです。

○【重松朋宏委員】　分かりました。ありがとうございます。

最後に、道路及び水路の整備基金積立金で、不動産売払収入として、2,850万円が積み立てられているんですけれども、これは、どのようなものでしょうか。最後に。

○【簑島政策経営課長】　こちらは、市のほうで道路として現に使っていないところですとか、赤道ですとかそういったところの売払いをしたときに、基本的には、こういった道路整備の基金に積み立てているのですが、売買の時期ですとかそういったところによって、やはり年度末に近くなると、繰越財源の中に含まれてしまいますので、そちらを繰り越して、ここで補正しているといったところでございます。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】　賛成の討論を致します。旧本田家住宅は、事業者と職員さんがしっかりと打ち合わせる中で新しい方策を生み出し、より効率的で、しかも予算も抑えることができる方策を、当初の計画とは違ったんですけれども、柔軟に対応して、こうして出していただけたというのは、本当にいいことだと思います。こういった形で、勇気を持って変更すべきときは、しっかり変更していくという形を、今後も様々な事業で取っていただけたらと思います。

そしてもう一点なんですけれども、第二小学校で、今回、全校集会をやるときに、ビデオでやるために備品を購入するというものがありました。私の経験で考えれば、やはり、そもそも全校集会が要るのかというところも、ちょっと疑問を持っているところではあります。何か情報を伝えるだけなら、別にメールでもいいんですよと思ってしまいましたが、何かある種、権威を見せたいために、全校の

前でやるのかなというところもちょっとあるのかなとか思ったりするんですけれども。そうなりますと、ビデオで一斉に配信でも、全然情報伝達のためならば問題ないだろうと思いますし、昨今、炎天下で延々と立たせて話を聞かせるというのもどうかと思いますし、寒い中で立たせるのもどうかと思いますし、ということを考えますと、今後、コロナが収まっても、私はビデオでもよいでしょうし、そもそも要るのかというところも考えながら、今後、コロナが終わったからといって、別に戻さなくてもいいんだよというところで、考えていっていただけたらと考えて、賛成の討論と致します。

○【小口俊明委員】　令和３年度国立市一般会計補正予算（第４号）案に賛成を致します。外部人材による特別非常勤講師をしっかり活用して、子供たちの学ぶ環境の整備、これを整えていっていただきたいと思います。

また、遺跡の発掘、あるいは旧本田家の住宅、こうしたことをはじめ、貴重な歴史的な資料というところを、しっかり保全をしていくということが大切だと思います。このところに、国立市は取組をぜひしっかりと進めていただきたいと思いますので、本補正予算案は賛成です。

○【重松朋宏委員】　私も、本補正予算案には賛成いたします。質疑で取り上げた点については、質疑の中で提案等も含めてしましたので、質疑で取り上げていない点について、２点指摘をさせていただきます。

まず、庁舎等維持管理費の新型コロナウイルス感染症対策のために、トイレに便座消毒用機器を設置することについては、自動ではなくて、今回は手動でという答弁でした。便座の消毒用機器だけではなくて、トイレ自体はもう古いので、大きな改修をしないといけないんですけれども、それをより清潔に使っていくための検討を、トータルで考えていただけたらと思います。例えば、女性用のトイレの汚物入れが、旧態依然とした昔ながらの物が置かれていて、ちょっと衛生上どうなのかというお話もございますし、トイレ全体の改修に至らなくても、ちょっとした工夫ですとか備品の変更によって、より清潔で快適なトイレにしていくことも可能だと思いますので、検討してください。

それから、特別支援学級運営整備事業費で、第二小学校の特別支援学級が、空調のない教室を使用することになるというので、新規に空調施設を整備するということなんですけれども、例えば、第二中学校では、結構広い教室に家庭用のエアコンが設置されていて、とても意味がないというような実態があるそうでして、そういうエアコン、空調設備を設置すればいいということではなくて、これまでいろんな経過があって設置されてきたことだとは思うんですけれども、一つ一つの特別支援学級の現場からの声を聴いていただけたらということをお願いいたしまして、本補正予算案は賛成いたします。

○【稗田美菜子委員】　それでは、賛成の立場で討論させていただきます。財政運営については、厳しい中の運営になってくると思いますので、コロナ禍において、必要なものにはしっかりお金をかけていくと。それは、交付団体になったとしても、しっかりとお金をかけていくということで、対応していっていただきたいと思います。

また、生活便利帳ですけれども、株式会社サイネックスさんによって、電子書籍、さっきはデジタル版と私は言いましたけれど電子書籍ですよね、その対応をされております。スマートフォンでも見られますし、結構見やすいんです、カラーで。ライフイベントに沿って書いてあるので、例えば、妊娠・出産のときには、市役所のどこどこに行けばいいんだよとか。例えば、結婚するときには、こういうところに出せばいいんだよとか。あるいは例えば、死亡届はこうやって出すんだよみたいなことも、ライフイベントに沿って書いてあったりすることなので、市役所とどうやって関わるのかが分か

りやすく、割に図式化されているものだと思います。あれは、絶対に多言語化したほうがいいと思いますので、特に行政のことが分からない人にとっては、一連で分かりやすいまとめになっていると思いますので。今、印刷製本費に市財を出さなければならなくなっている現状を考えると、電子書籍の周知もしっかりして、市民の皆さんにとって分かりやすい情報発信を、ぜひお願いしたいと思います。多言語化対応は、来年度のものについては検討していっていただけるということだったので、何か国語もというのは難しいかもしれませんが、日本語以外の言語についても、ぜひ考えていっていただきたいと思います。

また、庁舎のトイレの消毒については21か所で、非接触にすると、アルコールがいっぱい出てしまうのでとか、コストがかかり過ぎるという御答弁を頂いたんですけれども、もともと感染リスクを減らすとかっていうことだったと思います。コロナにおける感染リスク。そうすると、普通に考えれば非接触かなという感覚ではいるのですが、トイレの大きさもありますし、財源の問題もあると思います。よりよいものを、設置しないよりはしたほうがいいと思いますので、よりよい機器の選定をお願いしたいと思うのとともに、さきの委員からもありましたけれども、トイレ全体の、例えばトイレの中でＬＥＤ化されていない電気などもあると思います。明かりが黄色っぽくて、全体的に暗っぽく見えてしまったりとかというのもあると思います。特に、私自身は女性のトイレしか使いませんので、女性のトイレの中でお化粧をすると、思ったより自分は黄色いなと思ったりすることがありますので、結構笑っちゃうんですけど、でもトイレの場って、割にいろんな情報交換をしたりして、有意義な場所だと思うのです。居心地がよくて。もうちょっと言ったら、お昼のときに歯磨きをする人たちと、お化粧を直す人たちで、混み混みになってしまうわけです。女性のところは特に。そういった配慮を、ぜひどういった形がいいのかというのを、今回はアルコールの消毒のことですけれども、そういう単発で考えるのではなくて、トータルで包括的に考えていただきたいと思います。市役所の職員さんは、みんないい人なので我慢しちゃうと思うので、我慢しないで、そういうのをしっかりと考えていっていただきたいと思います。

それから女性等相談支援事業につきましては、エアコン設置のための補正ではありますが、家財道具については、イケアさんに御協力いただけるということが分かりました。担当課の方が、プレゼンテーションをちゃんとしに行って、採択をしてもらえたというか、しっかり勝ち取ってきたということだと思いますので、アンテナを高く張って勝ち取ってきた職員さんは、本当にすばらしい働きだったと思いますし、その情報共有を、しっかりとこういうふうにして、こうやってやってきたということの、とてもいい成功例だと思いますので、他課との情報共有もしていただきたいと思いますし、他の委員からもありましたが、イケアさんの社会貢献というところについて、子供支援のところで、そういうことをやっているということも、アナウンスしていただきたいと思います。住まうところって本当に大切なところで、特に電化製品もそうですけれども、女性目線で言うと、例えば、家具とかカーペットとかラグとかカーテンという、布製品みたいなものって、とても大事なんだと思うのです。色もそうですし、形もそうだと思います。居心地のよさを決定しているというぐらいのものだと思いますし、自分のところを考えても、今、私自身はどうしても欲しいカーペットに出会うまでは、カーペットを買わないと思って床で生活をしているぐらいなのです。触り心地だとか、居心地のいい空間を、おうちの中につくっておきたい。それは、私のためでもありますし、子供や家族のためであると思うので、そういったものをしっかりと選んでいきたいと思っているのが女性だと思うので、それがイケアテーストでまとめていっていただけるということは、非常にいいことだと思います。しんどく

てつらい思いをしている生活の場から離れて、新しい生活がどういうものになるのかというのを、不安を抱えながら描いていかなければいけないステップとなる場所になると思うので、そういう意味では、新しい生活のイメージが湧く、そういう場になると思いますので、とてもよかったと思います。ぜひ、庁舎内だけじゃなくて、内外にしっかりと広げていっていただきたいと思います。

また、教育費についてですけれども、第二小学校の３年生と４年生の外部指導員の費用がありました。２単元ずつ指導といったことですけれども、外国語指導に、外部指導の２か月間だけでも入れるということを考えると、外国語指導においては、担任の先生に、大分負荷がかかっているのかと思います。それを考えると、先生の力によって授業に大きく差が出てしまうといけないので、そのような差が出ないように、どういうふうに支援をしていったらいいかというアウトリーチを、しっかりと教育委員会にはお願いをしたいと思います。

それから、コロナ対応の一般管理備品ですけれども、検査の密を防ぐための検視台とか握力計とかサーモグラフといったことでした。現在、コロナ対応に慣れてきてしまったというところもあると思いますので、例えば、サーモグラフとかサーモグラフィーって、赤いところが熱が出ていると言いますけれども、あれは、ただ単に熱分布を表しているだけであって、赤ければ、すなわち熱ということじゃないですし、青だから、すなわち大丈夫ということでもないと思います。やはり、もともとはコロナの対応だと、コロナの感染を拡大させないための対応だと思いますので、人の力で、しっかりと感染防御については行っていただくことを要望しておきます。

それから教科備品についてですけれども、教科備品については、ミニキーボードとか、トーンチャイムということを、あらかじめのヒアリングの中で聞いておりました。私は、トーンチャイムって全然勘違いをしていたんですけれども、そういう音楽の楽器があるといったことでした。あとは、理科の実験道具などといったものに使わるといったことでした。トーンチャイムというのは、イメージするとハンドベルのようなもので、１人では演奏できないもので、複数の人たちが演奏することによって、１つの楽曲ができるといった工夫をしている学校もあれば、じゃあ、この費用をどうやって使おうかといって悩んでいるうちに期限が過ぎちゃったという学校もあるかもしれません。ですから、こういうことに使ったらとてもよかったですよとか、使う前、使った後とかという横の情報連携を、各校で取れるような仕組みも必要かと思いますので、それぞれの学校の教育方針もあると思いますが、情報の共有は教育方針だけではなくて、有効に使えると思いますので、情報共有については、ぜひ積極的に考えていっていただきたいと思います。

それから、第二小学校の特別支援学級に必要な空調機の設置工事ですけれども、これは固定級ですよね、恐らく。固定級の中で設置を、時々今まで使っていたにもかかわらず設置ができていなかったというのは、ちょっと大変だったと思います。事情があったにせよ、既に使っているところ、今はもう９月ですけれども、夏前を考えると、あれだけ暑い中で使わざるを得なかったのかと思うと、もうちょっと工夫してあげられたらと思いますので、一刻も早く設置していただきたいと思います。

それから、学校保健衛生費についてですけれども、令和２年に貧血検査が中止になったと。中学校２年生の女生徒の貧血検査と思いますが、ただ単に中止になったということだけではなくて、中止になったので、かかりつけ医で御相談くださいとか。医師会に対しては、かかりつけ医で御相談してくださいというお手紙を出しましたといったことも、ちゃんと対応したということで、とてもよかったと思います。体のことについては、機を逸してしまうと、もう大丈夫かなと思ってしまうことがあったりするのです。忘れてしまったりします。だから、そういうことが決してないように、特に体に関

することで、コロナ対応で変化があった場合には、丁寧に対応していってくださいということを要望いたしまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

○【上村和子委員】　私も賛成の討論を致します。賛成です。今回、コロナ禍の中で、大変、国立市も緊急事態になってきております。私が常任委員会、今日は長い時間かかりましたけれども終わって、課長さんたちが、ちょっと失礼な言い方ですが、本当に力をつけてきたという印象を、また強く持ちました。常任委員会には入る課長さんが制限されましたし、課長を入れるために部長が入れなかったりとか、そういう部署もあったと思います。そういう限られた中で出てきた課長さんたちが、様々なところを質疑しても、しっかり自分の考えを持って、しっかり政策を実現しようとしている姿が、とても伝わってきました。こういうことが、一番危機に対して、強さを現わしていると思いますし、市民に向けても、こういうところを伝えていきたいと、私自身は思いました。

それで内容で言いますと、３つ質疑しましたが、９月議会ですから、地方交付税、これは交付団体になって、ある意味よかったと思いました。それで、財政調整基金の問題、繰入金の問題、前年度繰越金が、基本６億円ぐらいになったというのもあると思います。こういう形の中で、来年もどういうふうに予算化するかということを、シビアに見ていかなきゃいけないんですけれども、私は、国立市は自治体としてやれることは、もう精いっぱいやっていると思います。今回、意見書案が自民党から出されていますけれども、コロナ禍の中において、地方自治体のほうに、国からのお金を、もっと財源を提供してほしい。こちらのほうをぜひ全力を挙げて、市長等も、ぜひ持ってきてあげてください。職員さんたちは、爪に火をともすように、今までやってきたものを、今から出さなきゃいけませんので、ぜひそういう努力が大事なのだろうと思いました。

２番目ですが、女性の一時利用を、自分たちで相談員の人たちが、部屋はやっぱり必要だよねとなって、そしてそこに対しての家具を、どこから持ってこようかということで、イケアさんの活動に目をつけて、イケアさんとコラボしようとしてプレゼンまでしたという。そして、女性のための一時利用の場所を確保したというのは、女性から見たときに、本当にうれしいことです。この場所は、稗田委員も言ったように、女性たちが、本当にぼろぼろになって、ＤＶ被害者とか、コロナの中で仕事もなくしたとか、様々な困難な状況の女性たちが、まずは、あなたの安心のために１泊してくださいといって、市が用意する。そこに行ったら、イケアさんの家具が置いてある。ほっとする状況で、布団が置いてある。それで、お金も出すことはない。そこで１泊できる。これが、人を助けます。そういう意味で、お疲れでしたねという意味のウエルカムルームをちゃんと用意した。それを、相談員の人たちが、自らつくってきたというのは、私は高く高く、この時期にいい補正予算だったと思います。そこで、イケアさんとコラボしたことも、すごく先見の明があったと思います。ぜひ、国立市はソーシャルインクルージョン・アンド・ダイバーシティーを掲げていますので、イケアの理念と一緒でありますので、ぜひコラボなさってください。

子供関連予算は、このコロナに関しては、私はちょっと今日はあまり質疑できませんでしたけれども、この後、コロナに関して質疑できる時間があるそうですから、今はやはり小学校、中学校の子供たちのコロナの感染が心配です。これに関して、本当に補正が足りているかどうか。足りないときは、どんどんつぎ込んでいいのだと思います。子供たちが安心して、勉強を受けられる環境づくりを、精いっぱい整えてあげてください。以上をもって、賛成の討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。

――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き全庁的に感染症対策を講じつつ業務に臨むことができております。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申します、の経過、当常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、総務文教委員会資料№65により補足的に御説明させていただきます。

令和３年６月の常任委員会で報告した以降、対策本部会議を４回開催してございます。令和３年６月21日の第17回では、緊急事態宣言解除後の蔓延防止重点措置に伴います主な公共施設の利用について決定したほか、職員の時差勤務や土日出勤の活用、都議会選挙での対応等について確認を致しました。

永見本部長からは、新型コロナ感染症に対しての個人の受け止め方が異なる面があり、状況によって市民の感情も揺れる。市は、様々な局面で、感情的にならず的確に市民対応を行うようにとの指示がありました。

次に、令和３年７月12日の第18回対策本部会議では、市医師会会長から、国立市では突出した感染者の増加も見られないが、発熱者には若年化の傾向が見受けられる。夏場は暑くなりマスクを外したくなるが、引き続き基本的な感染対策を続けながら、熱中症対策にも気を配らなくてはならないといったコメントを頂きました。

また、この会議で、８月22日までの緊急事態宣言下における市の公共施設の取扱いやイベント等について協議したほか、市内の感染状況を共有する中で、都内では若年層の感染が拡大していること、市でも家庭内感染が増えていることを鑑み、市民へは感染予防策の徹底を改めて呼びかけることと致しました。あわせて、市内公共施設における消毒や、庁舎内のサーモグラフィーの設置について確認

がされました。

本部長からは、１か月以上の長期間にわたる緊急事態宣言であり、慣れてしまったり倦怠感によって効果が薄まってしまうことで爆発的な感染にならないように丁寧に対応していくようにとの指示がありました。

次に、令和３年８月４日の第19回対策本部会議では、市医師会会長から、発熱患者のおよそ半分が新型コロナウイルスに罹患している状況で、市内も患者が増えている。感染する高齢者の割合が少ないのは、ウイルスに対しワクチンの効果があったからだろう。ワクチン接種を済ませたからといって、マスクと手洗いをしなくても大丈夫ということではないといったコメントを頂きました。

この会議で、７月下旬からの連日の新規患者数の増に伴い、自宅療養者が大幅に増えている状況の中、自宅療養者への個別支援状況が共有され、支援のさらなる充実、緊急措置の必要性について確認されました。また、庁内における感染対策について、テレワーク、時差勤務、執務スペースの確保をさらに推進していく旨も確認されました。

あわせて、消防吏員からは、立川消防署管内における救急搬送について、搬送医療機関が決定されるまでに時間を要している事例はあるものの、救急隊が陽性者の同意なく搬送しない判断をしたり、自宅に帰らせることはない旨の報告もありました。

本部長からは、患者の数字を見ると、相当の切迫感がある。様々な不確定要素がある中で感染が急拡大しており、状況を注視しながら臨機応変に新たな対策を取っていくとの指示がありました。

次の令和３年８月10日の第20回対策本部会議では、市職員の感染の状況が報告され、職場内感染による市民サービスの低下を招かないための一層の対策を各部においても検討することとされました。また、自宅で療養する市民の具体的な状況が報告され、それまで市が行ってきた自宅待機者への生活支援に加えて、自宅療養者へ医療支援が届く体制、現在の自宅療養支援室、こちらを組織化するため全庁的に協力していく旨が合意されました。

本部長からは、自宅療養者が適切な医療を受けられないという状況が生じないよう、市として可能な対策を講じていくとする指示がありました。

これらに加えまして、対策本部会議の下部組織である運営部会を６月に１回、７月に３回、８月に１回開催し、市内の感染状況の確認、対策の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行ってまいりました。対策本部会議については以上でございます。

新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございます。令和３年第２回定例会以降に各部が実施した主な取組について、本委員会の所管する部に関して御報告いたします。

１、行政管理部でございます。①職員業務体制の調整です。新型コロナウイルスワクチンの集団接種業務に従事する職員及び新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の立ち上げに伴う人員等の調整を行ってございます。②感染防止対策の庁内への周知徹底。都内での感染者の急激な増加を踏まえ、感染症対策等の徹底について、改めて庁内周知を図ってございます。③東京都が実施する新型コロナウイルスワクチン職域接種の調整。東京都が実施する職域接種会場を都内市区町村職員等も利用可能とされたことに伴いまして、職員等の接種について、東京都と調整を致しました。

次に、５、教育委員会でございます。教職員向けの大規模接種について、７月24日から８月28日にかけて、東京都が設置する大規模接種会場において、児童生徒と接する教職員向けにワクチン接種が行われてございます。

次に、３ページ、(3)新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。まず、接種の状況

でございますが、こちら、記載してあります高齢者接種実績は１回目接種の方が86.05％となってございますが、ここから先は９月６日現在の直近の割合で御報告申し上げます。

高齢者の１回目の接種の方が89.3％、２回目接種の方が87.0％。次に、64歳以下の方の接種実績です。１回目接種済みの方が62.7％、２回目接種済みの方が43.5％。全体の接種実績でございます。１回目接種済みの方が69.7％、２回目接種済みの方が54.9％となってございます。こちらの接種率には医療従事者の接種分、大規模接種や職域接種分の一部が反映されていないため、実際の接種率はさらに数％高いものと推察されます。

２、今後の予定です。国や都の動向を見極める必要がございますが、集団接種会場での接種については、10月初旬から中旬にかけて終了する予定でございます。その後は、国立市医師会の御協力の下、個別医療機関数か所での接種を継続する見込みでございます。

最後になりますが、現時点で国立市民の方で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計は1,047人、うち療養中の方が直近で90人でございます。

現在も緊急事態宣言下であります。この状況下で市民の皆様の御不安が少しでも軽減されるよう、市として全力で感染拡大防止に向けた対策をこれからも継続してまいります。議員の皆様にも引き続き御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】　報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、当委員会の所管の範囲で行っていただきますよう御注意をお願いいたします。藤江委員。

○【藤江竜三委員】　自宅療養は総務文教なんでしたっけ――分かりました。

教育委員会になんですけれども、子供で新型コロナウイルスの陽性になった方というのがちょくちょくメールで来ていることで、やはり子供でも感染してしまう場合があるんだなというふうに感じているところです。そういった中で、実際に中等症であったり重症化してしまった事例というのは、国立市だとどのぐらい実際に出ているものなのかというのは把握されているものなんでしょうか。

○【高橋教育総務課長】　個々の症状の内容までは教育委員会のほうでは把握をしておりませんで、どの辺りまでの症状とかというところは伺えていないところでございますが、あまり大きい症状になったケースというのは、ほとんど聞いていないところでございます。以上です。

○【藤江竜三委員】　正確に把握していないけど、感じとして、学校にすぐ来ているかどうかとか感じで分かるかと思うんですけれども、そういった中においては相当重症化してしまった事例というのは、今のところ把握していないというところですよね。

私も結構いろいろな自治体の保健所情報とか、墨田区さんとか、いろいろなところを見ているんですけど、やはり割合としては、陽性になっても、陽性だけで症状の出ない方も多いですし、陽性になって風邪症状ぐらいの方も多いので、重症化した事例というのはかなり少ないのかなという印象を持っております。

そういったことを分析していくと、分散登校であったり、過剰というふうに僕は思うんですけれども、積極的に今回は登校するという判断を国立市が勇気を持って打ち出していったというのは、僕はよかったのかなと思っております。こういった中で、今後は分からないんですけど、ウイルスが変わって重症化率がぐんと上がったというふうになったときには休むかもしれないですけれども、今回の判断はよかったと思いますので、ぜひともそういう冷静な客観的なデータを、僕らより持っていると思いますので、そういったデータを分析する中で、うちはやっていくんだと、ちゃんと勇気を持って

いっていただければと、本当にありがたく思っています。今回、学校がしっかりやれたというのは、本当にそういった意味でよかったと思いますので、今後もしっかりそういったところをやっていただけたらと思います。

それで、そういった中で、子供が今回テレワークというか遠隔授業というか、そういうのでハイブリッドでやるかもしれませんというようなお手紙を、保護者なので頂いたんですけれども、僕はあまりテレワーク、何というんでしたっけ、遠隔授業というか……（「オンライン授業」と呼ぶ者あり）そう、オンライン授業、ワークだと仕事ですもんね。オンライン授業なんですけど、ハイブリッドでやるのはやめてほしいかなと思っていて、やるなら一斉に全体でやるか、全員来るというふうにしないと、授業をするほうの負担として、めちゃめちゃ大変だというように聞いています。

それで、実際に僕もやるとしたら大変だと思います。やっぱりデジタルの空間と、目の前のリアルな空間というのを切り分けて授業できないですから、どちらかが手薄になってしまいますし、放送の準備というのをするとなったとき、教職員の負担が莫大なものになるというふうに伺っております。音声のチェック、映像のチェック、そういうのを１人でできるかと言われたら、本来、録画放送みたいなものというのはすごく気を遣ってやらなきゃできないというのは、自分も配信とかをやってみた経験があるので分かります。必死にしゃべっていたと思ったら、音声が入ってなかったなみたいな、この30分のしゃべりは一体何だったんだろうみたいな悲惨なことも、冗談じゃなく結構起きているというふうになります。

ですから、オンライン授業は、僕は学校全体を１日ぐらい休みというか、オンライン授業の日をつくってやってみるというのは、今後のためにも絶対やっておくべきだと思うんですけれども、中途半端な対応というのは、今後、慎重に行っていっていただければということを意見として述べさせていただいて、以上となります。

○【重松朋宏委員】　職員の自宅待機者の状況について伺いたいんです。自宅療養者の医療支援というのは１つ課題としてあるんですけれども、それだけではなくて、もう保健所が追いつかなくなっている以上、自主的な待機も含めて結構出てきているんじゃないかなと思うんです。状況としてはいかがでしょうか。

○【平職員課長】　御指摘のとおり、陽性になった場合には、議員さんへも御連絡し、ホームページに出しております。その裏では、実際は家族が風邪症状がある、そういったレベルでも自宅で、まずは回復するまで出勤を控えていただいたりしています。

その中で、そういった細々したところまで集計はしていないですけど、御家族の方が陽性になって待機をしているという者、もしくは、ＰＣＲ検査の結果待ちで待機をしている者というところ、現時点で庁内で４名おります。そういうのが日々入れ替わりながらいる状況、常に誰かがそういうリスクがある状態にあるという状況です。それは職員課のほうへ情報は入ってきますので、そこは私のほうで把握をしているというところです。以上です。

○【重松朋宏委員】　学校が２学期が始まって、まだないですけれども、学級閉鎖とか、子供に感染があって周りの子供も登校しないようになる、家族も念のためということで仕事に行くのを自主的に控えるとか、そういうのも含めると結構な、中等症や重症化しなければそれはそれでいいのかなとは思うんですけれども、そういう形で、元気だけれども自宅に待機していないといけない、買物に行くわけにもいかないというような人が市民の中にも相当数、職員の中にも、会計年度任用職員なんかも含めて、相当数これから出てくることを覚悟しないといけないのかなと思うんです。その点について、

待機している職員は在宅ワークみたいな形でやってもらうんですかね。

○【平職員課長】　基本的には自宅で待機をして出勤を控えていただいている職員で、体調に異常がある場合、それは療養が必要ですので、それは職場の感染対策として出勤を控えていただくというところがありますので、職務専念の義務の免除を付与しているところです。体調に異常がなくて、ただ念のため家族の体調が悪いから控える、そういった場合とか、家族が陽性になったけれども、自分は体調は全く異常なくて、ただ職場に来られない、こういったのもかなりあってというか、そういった場合には、基本的には、いわゆる在宅ワーク、テレワーク端末は令和２年第３回定例会でお認めいただいて購入できたので、その55台を活用して、自宅でほぼパソコンを使って勤務できる、そういった形で対応しているというところでございます。以上です。

○【重松朋宏委員】　ここからは意見で、今議会で議員提出議案で、自宅療養ではなくて、きちんとした臨時病院をという意見書案を準備していたりもするんです。自宅療養者だけではなくて、恐らくその背景にかなりの大量に出てくる自宅待機、中には、ほとんどは元気な方が大半だと思うんですけれども、しかし外に出るわけにはいかないというような人への支援を、国立市の在宅療養支援室の生活支援事業なども、待機者も含めて対象にしているというのは、都内でもかなりまだ珍しいところだと思うんです。ただ、やはりまだ知らない人が多いと思うんですよね。感染して陽性になった方は、何らかの形で保健所からのアプローチがあったりするんですけれども、そうでない自主的な人も含めて、国立市としては支援をしている、市の職員に対しても支援しているということを効果的なメッセージを出していっていただきたいと思います。

例えば、家の中にいる人にプッシュで情報を提供するとなると、１つ考えられるのは毎日ごみ収集で音楽だとか音声を流して、毎日している収集車が、自宅で療養している人だけではなくて、待機せざるを得ない人に対しても、こういう支援を国立市はしていますというようなことを毎日流していくとか、何かいろいろやりようがあるのかなということを考えています。お願いいたします。以上です。

○【上村和子委員】　職員さんに対してと学校向けに大きく２つなんですけど、まず、職員の方々、やっぱりこのコロナ禍、ぜひ職員の人には頑張っていただきたいと、本当に頑張って、元気で頑張っていただきたいと願うばかりです。そのために必要な措置をどんどんやっていただきたいと思うんですけど、まず、職員の方々で打ちたい人は――ワクチンですが、ワクチンを打ちたい人は全部２回打てた状況にありますでしょうか。状況に関してはどうでしょうか。

○【平職員課長】　まず、一般質問で健康福祉部参事が一部お答えしているところとかぶりますが、今現状で、８月末現在の数字なんですが、会計年度任用職員の第１種の方、旧嘱託員、それを含めておおむね1,000人ほど母数がいるんですが、２回打った方が５割強、53％、１回目接種をされた方が７割ほどになります。１回目接種をされた方はおおむね２回目も予定されているというところがございますので、現時点では７割なのかなと。これは数字としては、詳細な職員向けの調査というのはやっておりませんので、職場で把握している数字で、所属長であったり、みんな公表しているというか、話し合って、誰々さん受けたみたいな感じのそういう情報になります。そこにない情報もあると思いますので、実際はもう少し高いと思います。

ちなみに、東京都の職域接種の枠が基礎自治体もいいですよということで通知があって、それは全職員と、あと関係団体、社会福祉協議会であったり、財団、子どもの夢・未来事業団、あとは議会のほうにも情報提供して、受けられます。それに応募された方が、キャンセルとかがあってちょっと減って、最終的には今、28名なんです。そういう意味では打ちたいと思っている方は、打つチャンスと

いうのはあったかなと思います。それにお申し込みいただいたら、ある程度、東京都の職域接種では受けることができたと思いますので。こちらから申し込んだ人数は全員、東京都で受け入れてもらっていますので、状況としては、そういう状況です。長くなり、すみません。

○【上村和子委員】　打ちたい人が２回ちゃんと打てているといいなと思って聞きました。打てない人もいるだろうし、打ちたくない人もいるだろうと思いますが、打ちたい人が打てないというのが一番仕事していて大変だなと思いましたので、よかったです。打ちたい人はもう打てているということで。

もう１つ、職員課長に聞きたいのは、やっぱりコロナ禍が続いて、職員の人たちのメンタル面でのプレッシャーとかストレスとか、実は相当なものがあるだろうというふうに想像しています。そういう意味では、職員の人たちのメンタルケアの面で、メンタル面の問題とかをどんなふうに把握されて、メンタルケアの必要性についてはどんなふうに思っていらっしゃいますか。

○【平職員課長】　御指摘のとおり、いろいろなツールというかルートで相談、職員課のほうに直接相談していただいたり、あとは外部の相談機関を使ったりとかはありますが、やはり自分として、これまで相談を受けていて気になるのは、基礎疾患があって、自分はハイリスクで心配だとか、あとは妊娠中で、今、満員なのかどうか分からないですけど、電車通勤が不安だとか、やはりそういうところは非常にあると思います。あとは日々市民の方に接する部署の人、そういったところは、自分がなってしまったら市民にうつすかもしれないし、逆に自分が起点になって職場にうつしてしまったらどうしようと、そういう意味でのプレッシャーというのは常に感じながらされていると。

実際これまで12人の職員の方が陽性になりましたけれども、そこも直接話をする中では、やっぱり自分がなるとすごくショックを受けて、復帰に向けては、行っていいのかなみたいな、その迷いなんかもあったりというところは聞いています。その辺りについては、１件１件悩みの内容が違いますので、やっぱり丁寧に話を聞きながら、できるサポートをしていかなければいけないと、そういうふうに捉えております。以上です。

○【上村和子委員】　コロナに直接関わってのそういう問題、深刻な問題はあると思います。

あと、コロナ禍の中で、過重労働がやっぱりちょっと気になるなと。自宅療養支援室もそうですけれども、皆さん兼務しながら、コロナも、コロナワクチンとか、とにかく兼務しながら、二重のダブルワークをやって、休みなしで、市の職員さんは本当に頑張っていると思いますが、ちょっと過重労働が心配です。それと内容、ケースワーカーさんたちが今、相談を受けているケースも、私ですら、コロナ禍が続くと、こんなに困難になってくるかということを実感しています。ストレスで精神を病んでいる人、結構たくさんいます。ですから、相談の質もちょっとハードになってきているはずです。来た市民の人も追い詰められていっているから、結構余裕がなくなった状況が生まれています。そういう相談に応じている人間というのは、支援する側というのは物すごく消耗いたしますよね。過重労働とか、相談の質のハード化に伴って、かなり疲弊した状況が生まれていると思います。でも、ここはどうにか頑張ってもらいたいところなんですが、そこを支える、どういうことですかね、メンタルケアですか、弱音が吐けるとか、代わりがいるとか、チームでやるとか、ここを切り抜けていける、そういう仕組みをやっぱり一生懸命考えていただきたいなと思います。これは私が心配しているのは当たっていますか。当たっているなら、どうですかね。老婆心ですかね。

○【平職員課長】　やはり、そういう状況はございます。過重労働の話もそうですし、あとは相談職の相談内容というのも、やっぱり難しくなってきているという話は聞きます。今、庁内の状況として

は、ちょっと表現がいいかどうか分からないですけど、乾いた雑巾を絞るようにしてコロナ対策に当たる人員を生み出している、兼務というのも、それの結果なんですよね。そういう意味では、上村委員の御指摘は当たっている部分あるんですが、ここはエールを送っていただいたように、何とか乗り切っていくしかないなと思っています。

職員課としてできることというのは、各職場から相談が入りますので、例えば、今こういう状況なので応援が必要だとか、これまでコロナが出てから以降、ずっと繰り返してきていますが、そういった応援の要請には、どこかから応援できる部署を探して応援を送ると。その調整をしていくというのはやっていきたいと思いますし、今いる人間で頑張っていくしかないと思いますので、そこは頑張っていきたいと考えています。

○【上村和子委員】　いる人間で頑張るのもいいですけれども、足らなくなったら、今、乾いた雑巾を絞ってというのはそのとおりだと思います。絞れなくなるので、ですから、やっぱりピンチになればなるほどチームワークが重要になってきますし、一丸になっていくことが必要ですし、それで、そういう力は国立市役所の皆さんはつけてきたと思っています。ＳＯＳを早めに出すということと、自分一人で背負わない。背負い切れなくなったら安心してしゃべる。しゃべったら聞いてもらえる。場合によっては休める。最後はちょっと笑える。そういうちょっとした余裕をずっと醸し出す、そういうリーダーシップをぜひ課長さんや部長さんは、御自分たちのメンテナンスをしながら、職場に大丈夫だという形での笑顔を届けてあげてほしいと思っています。

それと、子供たちなんですけど、職員さんも心配でありますが、実は子供たちの学校現場において、コロナ禍が２年目に入って、マスクをしないといけない状況ですとか、この鬱屈した空気感というのは子供たちにどのような影響を及ぼしているんだろうかということを深刻に考え始めたほうがいいと思うのですけれども、そのことに関しては、国立市教委としては、コロナ禍が子供に及ぼす、心身に及ぼす影響というものについて研究とか調査とかいうのを始められておられますでしょうか。

○【市川教育指導支援課長】　コロナ禍において、なかなか子供たちの心情や状況を把握することは難しいとは思っています。先日、全国の学力テストの調査結果が報道等で公表されましたけれども、それによると、全国的には学力の低下は見られないということでございました。国立市の状況については今後結果が参りますので、まず、それを見て分析、調査をしたいなと思っております。

もう一方、委員御指摘の心の問題なんですけれども、やはり一番はコミュニケーションということで、人との関わりをどういうふうに確保、担保していくかということを教育委員会並びに学校は非常に危惧しております。なかなかコミュニケーションを取ろうと思っても、子供たちは積極的に取れずに、人との関係、人間関係調整能力といいますか、その辺り難しいなと思っているところでございます。学校においては、アンケート調査を実施したり、一人一人個別に面談の時間を取ったりして、今、２学期初め、対応しているところでございます。以上です。

○【上村和子委員】　私、やっぱり子供、特に小さい子供ほど、自分が目にする大人が全員マスクをしているという状況の中で育つときに、表情を読み取れないだろうなと思います。人間というのは割と全身の顔を見ながら、鼻から下のところで結構判断したりしますので、そういう意味ではマスクというのはよしあしでありまして、そういう中で、子供たちの中で２年間、社会的距離を取るようにとかいうことがどういう力を奪ってきたかということは、積極的にどうぞ研究されてください。

それと最後の質疑が、今、子供たちの中で、子供たちが感染したという場合は、学校のほうに情報が入るかなとは思うんですけれども、問題が、私が聞きたいのは、子供が感染したことによって家庭

内感染が広がって、家族中が感染してしまうというケースを、国立市が直接知るというのは割と困難な場合が多いわけですね。もしかしたら学校現場のほうが早く知るかもしれません。そういう意味では、子供たちが万が一何かの形で感染したと。そしたら、そこから先のおうちはどうなんだろうということで、おうちの状況も把握されて、そのことをおうちの人とも連絡したり、市とも連携をしていただくというような動きが必要かと思うのですが、それはもうできているんでしょうか。

○【高橋教育総務課長】　現在、児童生徒、もしくは児童生徒の家族に陽性者が出た場合は、私のほうに学校から連絡を頂くようにしております。これまでのケースでは、やはり子供たちは家族の方から感染するケースが多くて、御両親、保護者の方が陽性になる、その後、お子さんが陽性になって家族全員が陽性になるというようなケースは何件かございました。そのような場合は、市が行っております在宅の療養支援であったりとか物資の支援の情報を、学校を通じて提供していただくように、私のほうからお願いをしているところであります。

今後、先に子供のほうが感染するようなケースも、またあり得るのかなというところではあるんですけれども、そういった場合も、基本的には自宅での様子につきましては、各校担任のほうから様子等を確認しているところですので、その中で御家族の様子を把握して、もしそういったお子さんから大人のほうに感染が広がるようなケースがあった場合は、同様に在宅療養の支援であったりとか物資の支援についての情報提供をしていければと考えているところです。

○【稗田美菜子委員】　学校のところで、ちょっとお伺いします。先日、教育委員会のほうで、学校で新型コロナウイルスが出た場合のガイドラインというのを出していただきました。これについて伺いたいんですけれども、この中で、結局、保健所が基本的には、学校でクラスターが発生した場合の様々な判断は保健所がするけれども、保健所業務が逼迫している場合には、学校を中心として教育委員会と学校医のほうで判断をするといったことの表というかチャートが作ってあるんです。まずお伺いしたいのは、これで学校のほうで、保健所ではないですけれども、判断をした結果、濃厚接触者に子供がなった場合に登校できなくなりますよね。出席停止になると思います。そのときの学びの保障はどのように考えられているのかお伺いいたします。

○【市川教育指導支援課長】　臨時休業時、学びの保障ということなんですけれども、国立市第１版ということで、お話しいただいたようにガイドラインをつくり、両面刷りにしました。その裏面に示されておりますが、基本的には人流抑制のために外出を控え、家庭で過ごすことを原則としているところでございます。しかしながら、これは１日、２日で終わればいいんですけれども、文科のガイドラインでも、５日から７日を想定しています。場合によっては、それ以上の日にちを要することも想定されます。そういった中で、裏面の中盤から下段に書かせていただきましたが、オンライン形式を中心とした学習を進めていくと、こんなふうに考えているところでございます。

○【稗田美菜子委員】　そのとおりで、私もそういうふうに理解をしているんですけど、私が聞いたのは、濃厚接触者になりましたと。クラスターが起きて学校が何とかじゃなくて、学校の中で濃厚接触者になりました。その子が学校を休まなきゃいけないときの、２週間とかありますよね、休むわけですよね。出席停止になりますよね。あるいは、学校に行くことによって感染が不安だから学校に行きませんといった場合も、今、出席停止扱いだと思います。そういった子供たちにおける学びの保障、学校では授業は進んでいくわけですよね。特に濃厚接触者については、行ってはいけないというふうな決め事を学校側が判断するわけですよね、濃厚接触者になった場合。保健所の業務が逼迫していて保健所が判断できない場合は、教育委員会と、学校と学校医かなんかで判断しますよね。それは学校

に来るなと判断した後、その間の学校に行けない子の勉強はどういうふうに保障するのか。

○【市川教育指導支援課長】　質疑の趣旨がよく分かっておらず大変失礼いたしました。その場合は、今、想定しておりますのは、１人１台端末がございますので、それを濃厚接触者に１台貸与いたします。それを自宅に持ち帰ります。学校においては教室でその様子を、黒板や、あとは教員、または学校全体の様子を映しながら、濃厚接触者となったお子さんがその状況を見ながら学ぶということを想定しており、それを今、各学校は準備をしているところでございます。

○【稗田美菜子委員】　そうすると、例えば兄弟がいて、そこの家族全員が濃厚接触者になりましたといった場合には、複数の子供が学校から借りてきたタブレットを持って、それぞれの場所で、学校の授業風景をオンラインとかで見ながら勉強するというイメージでいいんですか。

○【市川教育指導支援課長】　そのとおりでございます。ただ、今おっしゃったように様々なケースが考えられるので、この場合はこうというふうに、今、決め打ちはなかなかできないんですね。そこで、そうなった際には本当に個別に、その御家庭と個別に相談をさせていただきながら進めていくということで考えております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。個別対応せざるを得なくなると思うんですね。一斉に停止になった場合は、むしろやりやすいとは思うんですけれども、個別対応が複数になってきたときとかが一番大変で、まさに今、それが、親からの感染なのかどうか分かりませんけれども、いつどこで誰が感染するか分からない状況で、今、対応していかなきゃいけないと。

　ただ、今の場合だと、タブレット端末で学校の風景を見るということしかできないように感じるので、そこをしっかり詰めておいていただきたいことと、そのときに、ここにも書いてあるんですけど、学級閉鎖とか学年閉鎖とかの学校ができないとき、臨時休業とかのときも一緒ですが、インターネット接続については各家庭に任されているように読み取れるというか、説明があるように思うんですけれども、その環境がない家庭についてはどういう対応をされるのか。

○【市川教育指導支援課長】　一番下に書かせていただいているところなんですが、御家庭のインターネット環境を使用した学習が難しい場合ということで、具体的にも書かせていただきました。例として、家庭に児童を１人にすることに不安がある場合や、家庭で複数の児童生徒が同時にインターネット接続をすることが困難な場合、こういう場合もあると思いますので、その辺りは、先ほどちょっとどうかというような御指摘もあったんですが、学校へ来ていただいて、学校は広うございますので、密を十分に回避しながら、その子たちは対面や、別室でのオンラインというような形で、学校のほうに御努力いただくと、こんなふうに考えております。

○【稗田美菜子委員】　そうすると、さっき言った濃厚接触者で学校に行けない場合においても、こうやって相談したら別室でオンラインで対応してもらうとかということはできるということなんですか。

○【市川教育指導支援課長】　そのように認識して努力をしてまいります。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。ありがとうございます。どこからか分からないけれども、この濃厚接触者というのがなかなか大変で、２週間、とにかく外に出ることもできないし、だから、学ぶこともできなくなってしまうと。ましてや保健所の業務が逼迫している場合は、それを行政が決めていくわけですよね。行ってはいけない、出てはいけないということを、行政を含めて決めるわけですから、そこの保障はしっかりしていかないといけないと思いますので、また、共働きの方が多いので、おうちの中で１人でインターネットをやっていてというわけにはいかないわけですよね。分かっ

た、分かった、やってると言って、ユーチューブを見ていたりするわけですよ、子供って。だから、なかなかそう簡単に、おうちのほうで頑張ってくださいとは、なかなかいかないと思うんですね。なので、どうやったら、その子たちの学びが保障できるのかということをしっかり考えていっていただきたいと思います。

また、ちょっと話がそれちゃうかもしれませんけど、新型コロナウイルス感染症ということで、これはつくられていますけれども、例えば、別の感染症がすごく大流行しちゃう可能性もありますよね。その場合にはこれを準じて使うのかどうかだけ。

○【市川教育指導支援課長】　そのとおりでございまして、今後どのような疫病がということがございますので、その際にも活用していきますし、身近なところではインフルエンザ、今までは２日間、３日間、紙ベースの課題を配ってということが日本全国でスタンダードだったわけですけれども、これはコロナ禍で随分改善されるだろうと思っています。

また、付け加えさせていただくなら、不登校のお子さんについても、もう既にかなりの学校で、１人１台端末を使った支援が行われておりまして、今後も加速をしていきたいなと考えております。

○【稗田美菜子委員】　分かりました。このコロナ禍で、特に１人１台端末がしっかりと活用されているということは大事なことですので、これだからできないという理由ではなくて、どうやったらできるかの視点で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと、意見にとどめておきますけれども、コロナ禍において、葬儀費用がすごくふだんに比べて、四、五十万高くなるというふうに言われています。衛生関係、衛生対策費というんですかね、様々な対策が必要で、そういうことになっているというふうに聞いております。絶対にあってはなりませんけれども、コロナにおいて亡くなってしまうということも市内の中にはあるかもしれませんので、そういったときに、それを全て家庭に任せるということではなくて、どういった対策ができるのかなど、いろいろと工夫も含めて考えていっていただきたいということを行政にお願いしておきます。私は以上です。

○【小口俊明委員】　それでは、意見を述べます。新型コロナウイルスワクチン接種ということで、先ほど御報告がありました。その内容からすると、高齢者、これは65歳以上の市民の皆さんということでありますけれども、１回目の接種では、９月６日の時点で89.3％、２回目接種済みの皆さんは87％ということで非常に高いパーセンテージということで、これがさらに全体で考えても、１回目接種済みは69.7％まで来ていて、２回目接種済みの皆さんは54.9％、この状況で進んでいって、９月の末、そして10月の初旬ぐらいまでには、おおむね希望する市民は受けることができるという状況になるだろうということかと思います。

このことは、これまで国立市行政がこのワクチンの確保に関して非常に取組をしっかりと進めてきていただいたというところが非常に大きいことだろうなと思いますし、また、この間のワクチン接種を実際に実行してきてくださった国立市医師会の皆さん、そしてまた市内医療機関関係者の皆さん、そしてさらには医療法人の皆さんのこの間の御努力というのも非常に大きかったなと思うわけでありまして、感謝を申し上げてまいりたいなと思います。

そしてさらに、他市の予約等の手続関係の状況を国立市と比較して考えたときも、非常に国立市はスムーズであったろうし、また、一番最初の電話の受付というところの混乱、これはやはり国立市でもあったかなと思うわけでありますけれども、その状況を踏まえた上での対応というものも、例えば、１回目の接種が終われば、もう２回目は確定していくというようなこと、これは他市に聞いてみたり

すると、１回目は１回目で予約を取り、２回目はまた改めて仕切り直してと、そういったところもあったやに聞いております。国立市は市民の皆さんの安心安全ということを最優先に考えていただいて、また、ワクチン接種のスムーズな予約の受付ということもしっかり踏まえた上で、この間取り組んでいただいたと、このように思います。これが最終的に落ち着き、そしてさらには、今言われているような３回目ということですとか、あるいは今後の対応ということの事後の、今の大きな集団接種という事業を中心としての市の対応が次のフェーズに移っていく、このところもしっかりと、これまでの経験を生かして取り組んでいってもらいたいなと、このように思っておりますので、意見を申し上げました。

○【遠藤直弘委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

――――――――――――――――――――――――　◇　――――――――――――――――――――――――

○【遠藤直弘委員長】　以上で本日の案件は全て終了しました。

これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後７時４５分散会

国立市議会委員会設置条例第２９条の規定により、ここに署名いたします。

令和３年９月７日

総務文教委員長　　遠　藤　直　弘